

第5回

出雲市・斐川町 合併協議会

日時：平成22年7月28日（水）午後3時から

会場：出雲市今市町 出雲市役所 くにびき大ホール

会議資料



第5回出雲市・斐川町合併協議会 会議次第

日時：平成22年7月28日（水）午後3時～

会場：出雲市役所 くにびき大ホール

開 会

1 会長あいさつ

2 会議録署名委員の指名について

3 議 事

(1) 議案事項

- | | | |
|--------|-------------------------------|------|
| 議案第26号 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて | …p7 |
| 議案第41号 | 国民健康保険事業の取扱いについて | …p8 |
| 議案第42号 | 各種事務事業（人権同和関係）の取扱いについて | …p9 |
| 議案第43号 | 各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて | …p10 |
| 議案第44号 | 各種事務事業（観光商工関係その1）の取扱いにつ
いて | …p13 |
| 議案第45号 | 各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて | …p15 |
| 議案第46号 | 各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いにつ
いて | …p16 |
| 議案第47号 | 各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて | …p18 |

(2) 協議事項

- | | | |
|--------|------------------------|------|
| 協議第40号 | 一般職の職員の身分の取扱いについて | …p21 |
| 協議第41号 | 組織及び機構の取扱いについて | …p31 |
| 協議第42号 | 各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて | …p39 |
| 協議第43号 | 各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて | …p59 |
| 協議第44号 | 各種事務事業（保育関係）の取扱いについて | …p63 |

協議第 45 号	各種事務事業（環境関係）の取扱いについて	…p71
協議第 46 号	各種事務事業（農林関係その 3）の取扱いについて	…p83
協議第 47 号	各種事務事業（観光商工関係その 2）の取扱いにつ いて	…p95
協議第 48 号	各種事務事業（建設関係）の取扱いについて	…p99
協議第 49 号	各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて	…p109
協議第 50 号	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて	…p127
協議第 51 号	各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて	…p155

4 その他

閉 会

□ 今後の協議会開催予定

第 6 回 日時：平成 22 年 8 月 11 日（水）午後 3 時～

会場：出雲市役所（出雲市今市町）1 階 くまびき大ホール

第 7 回 日時：平成 22 年 8 月 25 日（水）午後 3 時～

会場：出雲市役所（出雲市今市町）1 階 くまびき大ホール

出雲市・斐川町合併協議会 委員等名簿

所 属	出 雲 市	斐 川 町
市長・町長	◎ <small>ながおか</small> 長岡 <small>ひでと</small> 秀人	○ <small>かつべ</small> 勝部 <small>かつあき</small> 勝明
議 長	<small>やましろう</small> 山代 <small>ひろし</small> 裕始	<small>なかばやし</small> 中林 <small>のぶお</small> 信夫
議 員	<small>てらだ</small> 寺田 <small>まさひろ</small> 昌弘	<small>くろだ</small> 黒田 <small>みつる</small> 充
	<small>ふくしろ</small> 福代 <small>ひでひろ</small> 秀洋	<small>た た の</small> 多々納 <small>ひろし</small> 弘
学識経験者	<small>ばんだい</small> 萬代 <small>のぶお</small> 宣雄	<small>すとう</small> 周藤 <small>まさお</small> 昌夫
	<small>えだ</small> 江田 <small>こだか</small> 小鷹	<small>おか</small> 岡 <small>まさあき</small> 正明
	<small>たけだ</small> 武田 <small>むつひろ</small> 睦弘	<small>すだ</small> 須田 <small>ひでお</small> 日出男
	<small>まつうら</small> 松浦 <small>つよし</small> 剛司	<small>しょうじ</small> 昌子 <small>よしみ</small> 好見
	<small>わたなべ</small> 渡部 <small>みちこ</small> 美知子	<small>しもで</small> 下手 <small>やすこ</small> 泰子

◎ 会長、○ 副会長

所 属	出 雲 市	斐 川 町
監査委員	<small>かつべ</small> 勝部 <small>いちろう</small> 一郎	<small>おむら</small> 小村 <small>かつとし</small> 克利

出雲市・斐川町合併協議会 幹事会名簿

所 属	氏 名	職 名
出 雲 市	◎ 黒目俊策	副市長
	河内幸男	副市長
	伊藤 功	総合政策部長
斐 川 町	○ 吉田 稔	副町長
	高田茂明	参事

◎ 幹事長、○ 副幹事長

出雲市・斐川町合併協議会 事務局職員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
事務局長	鎌田 靖志	出雲市	総括
参 与	奈良井 浩人	島根県	専門的助言・調整
事務局次長	今岡 範夫	出雲市	(調整1班班長兼務) 総務・企画、財政、議会、消防関係
	川内 章正	斐川町	(調整2班班長兼務) 住民・福祉、教育・文化、産業、 建設・上下水道関係
総務班班長	三浦 俊明	出雲市	基本計画、財政計画、会議運営、 庶務・広報
総務班班員	鬼村 修治	斐川町	
調整1班班員	周藤 学	斐川町	
調整2班班員	園山 博之	出雲市	

第5回出雲市・斐川町合併協議会会議録署名委員

	議会選出委員	学識経験委員
市 町 名	出 雲 市	斐 川 町
氏 名		

議案第 26 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協議第 18 号）

合併協定項目 7. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いは、次のとおりとする。

1. 合併後の新市において、農地行政及び農業振興事業の継続性が確保されるよう、農業委員会等に関する法律第 34 条第 2 項の規定を適用し、現在出雲市及び斐川町に設置されている農業委員会の区域ごとに、現行のまま農業委員会を設置する。

ただし、行政運営の一体性を確保する観点から、新市を一つの区域とする農業委員会に統合するため、農業政策及び農地情勢を勘案し協議を進めるものとする。

2. 農業委員会の委員の報酬については、合併時から出雲市の制度に統一する。

議案第 41 号

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

国民健康保険事業の取扱いについて（協議第 33 号）

合併協定項目 20. 国民健康保険事業の取扱いは、次のとおりとする。

1 国民健康保険料

- (1) 賦課方式は、現行のとおり所得割、均等割、平等割の 3 方式とする。
- (2) 保険料率については、合併後、最初の算定において統一する。
- (3) 独自の減免制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

2 国民健康保険証

合併時に国民健康保険証と高齢受給者証を一本化し、個人ごとにカード化する。

3 特定健康診査・特定保健指導

合併時から出雲市の例により統一する。

4 人間ドック、脳ドック

出雲市のみで実施している人間ドック、脳ドックについては、合併時から新市の事業として実施する。

議案第 42 号

各種事務事業（人権同和関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（人権同和関係）の取扱いについて（協議第 34 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（人権同和関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1. 人権施策基本方針

人権施策基本方針については、合併時から「出雲市人権同和施策推進基本方針」に統一する。

議案第 43 号

各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて（協議第35号）

合併協定項目24. 各種事務事業（農林関係その2）の取扱いは、次のとおりとする。

1 農業振興地域整備計画

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、新たな計画を策定する。

2 農業振興地域整備促進協議会

現行のとおりそれぞれの協議会を新市に引き継ぎ、総合的な農業振興地域整備計画策定のため合併後速やかに統一する。なお、統一する協議会については、それぞれの地域事情を踏まえ農業委員会の区域ごとに部会を置く。

3 農業経営基盤強化促進基本構想と農地利用集積円滑化団体

農業経営基盤強化促進基本構想については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。なお、農地利用集積円滑化団体については、出雲市の区域はいずれも農業協同組合、斐川町の区域は財団法人斐川町農業公社とし、統一した農業経営基盤強化促進基本構想に位置づける。

4 財団法人斐川町農業公社と有限会社グリーンサポート斐川

農地の集積を行う財団法人斐川町農業公社とその管理耕作を担う第3セクター有限会社グリーンサポート斐川は斐川町独自の団体であるため、現行のとおりとする。

農業振興地域の整備に関する法律

(昭和44年7月1日法律第58号)

第4章 農業振興地域整備計画

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

二の二 農用地等の保全に関する事項

三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。)に関する事項

四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの

六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第2号から第6号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。

4 市町村は、第1項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、当該農業振興地域整備計画のうち第2項第1号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。)については、都道府県知事の同意を得なければならない。

農業振興地域の整備に関する法律施行令

(昭和44年9月26日政令第254号)

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

第3条 市町村は、法第8条第1項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする次に掲げる者の意見をきかなければならない。

1. 農業協同組合
2. 土地改良区(土地改良区連合を含む。)
- 2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、市町村は、前項に掲げる者のほか、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
 1. 前項の計画に係る農用地区域(法第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。)が森林(森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項の森林をいう。)の区域を含むものである場合 当該森林の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする森林組合
 2. 前項の計画において法第8条第3項の規定により森林の整備その他林業の振興との関連を定める場合 当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする森林組合
- 3 第1項の規定は、法第13条第1項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更(第9条第1項に掲げる軽微な変更(当該変更のうち、農用地区域の変更でその変更に係る農用地区域が同項第1号の森林の区域を含むもの及び法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項の変更で同条第3項に規定する森林の整備その他林業の振興との関連に係るもの)について準用する。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則

(昭和44年9月26日農林省令第45号)

(農業振興地域整備計画の策定又は変更)

第3条の2 市町村が法第8条第1項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。

- 2 前項の規定は、法第13条第1項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律施行令(以下「令」という。)第9条第1項に掲げる軽微な変更(当該変更のうち、農用地区域の変更でその変更に係る農用地区域が同項第1号の森林の区域を含むもの及び法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項の変更で同条第3項に規定する森林の整備その他林業の振興との関連に係るもの)について準用する。

議案第 44 号

各種事務事業（観光商工関係その 1）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（観光商工関係その 1）の取扱いについて （協議第 36 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（観光商工関係その 1）の取扱いは、次のとおりとする。

1 観光協会

広域的かつ効果的な観光振興を推進するため、それぞれの特色を活かしながら、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。

2 イベント開催補助金、助成金

住民団体等へのイベント開催補助金、助成金については、現行のとおりに引き継ぎ、必要性、有効性、公平性の観点から、そのあり方について新市において検討する。

3 観光施設の使用料及び管理運営

現行のとおりに新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。

4 商工会

新市において組織の一本化が望ましく、そのための調整に努める。補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。

5 工業団地

出雲市東部工業団地、斐川西工業団地など既存の工業団地や空き工場などの低・未利用地への企業誘致を図るとともに、新たな企業進出に備え、斐川中央工業団地の整備を検討する。

6 新産業分野進出及び新産業創出支援

新産業分野への進出及び新産業創出を支援するため、出雲市のみで実施している建設産業新分野進出支援事業、建設産業新分野進出促進事業、新製品等販売促進支援事業については、合併時から新市の事業として実施する。

7 商工振興補助事業

両市町の補助事業を現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第 45 号

各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて（協議第 37 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 成人式

新市において一堂に会した成人式を 1 月に開催する。

2 社会教育関係団体等への補助金

青少年育成関係団体の補助金については、合併時から出雲市の例により統一し、出雲市のみで実施している社会教育関係団体等への補助金については、合併時から新市の事業として実施する。

3 公民館・コミュニティセンター

現行のとおり新市に引き継ぎ、早期にコミュニティセンター方式に統一するよう調整する。ただし、斐川町中央公民館については、合併時から、文化施設として位置づける。

4 ボランティア推進

両市町で行っているボランティアの推進については合併時から出雲市の例により統一し、出雲市総合ボランティアセンターを拠点として新市全域の総合的なボランティア活動を支援する。

議案第 46 号

各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いについて （協議第 38 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いは、次のとおりとする。

【社会体育事業】

- 1 体育協会、スポーツ少年団本部
関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、統合に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。
- 2 体育諸団体運営費補助金
体育協会、スポーツ少年団本部への補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。
- 3 社会体育施設使用料
現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により算定基準を統一する。
- 4 スポーツ大型イベント事業
両市町で行っているスポーツ大型イベント事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【芸術文化事業】

- 5 芸術文化諸団体補助金等
芸術文化諸団体補助金等については、現行のとおりとし、斐川地域への補助金については、合併時から出雲市の例により実施する。

6 文化財保存事業

文化財の保存については、合併時から出雲市の例により補助金方式で実施する。

7 指定文化財

斐川町指定の文化財を新市指定の文化財として引き継ぐ。

8 大会参加激励金・大会派遣費補助金

スポーツ大会参加激励金については、出雲市の例により統一し、出雲市のみで実施している文化大会参加激励金、小・中学生各種大会派遣費補助金については、合併時から新市の事業として実施する。

議案第 47 号

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて（協議第 39 号）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（学校教育関係）の取扱いは、次のとおりとする。

【小中学校事業】

- 1 学校施設の整備
老朽度・狭隘度・耐震指標の危険度等を考慮し施設の計画的な整備を進める。
- 2 遠距離通学対策事業
スクールバスを含む遠距離通学対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において出雲市の例により調整する。
- 3 各種大会参加費補助（部活動）
小中学校の部活動各種大会参加費補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。
- 4 学校教育機能・体制強化事業
スクールヘルパー事業、スクールカウンセラー配置事業、読書ヘルパー事業、学校司書配置事業、小中学校外国語指導、適応指導教室、不登校対策事業については、現行のとおり引き継ぐ。
- 5 小中学校理科学習事業
斐川町の児童生徒も合併時から出雲科学館を利用した理科学習授業を実施する。

【幼稚園事業】

6 幼稚園施設の整備

老朽度・狭隘度・耐震指標の危険度等を考慮し施設の計画的な整備を進める。

7 幼稚園保育料

幼稚園保育料については、差異がないため現行のとおりとする。ただし、減免制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

8 幼稚園預かり保育

預かり保育については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後速やかに出雲市の例により調整する。

【学校給食事業】

9 学校給食

現行のとおり引き継ぎ、新市において安全、安心でおいしい給食の安定的な供給が出来るよう、施設の配置、配送区域等の見直しを行い、必要な施設の整備を検討する。

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

生涯学習・学校教育ワーキンググループ

協議項目	各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて	協議細目	読書ヘルパー事業、学校司書配置事業
調整の方針	読書ヘルパー事業、学校司書配置事業については、現行のとおり引き継ぐ。		
調整の具体的内容	現 況	斐 川 町	
<ul style="list-style-type: none"> ○名称 読書ヘルパー ○目的 学校図書館を活用した小中学校の読書活動の推進のため ○概要 平成20年度からすべての小中学校(小学校36校、中学校13校)に読書ヘルパー(有償ボランティア)を配置 ※分校を除く。 ※県「子ども読書活動推進事業」 ○勤務 原則 週5日×35週＝175日 1校当り年280時間の予算措置 ○配置人数 小学校46人、中学校24人 合計70人(平成22年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 学校司書 ○目的 学校図書館を活用した小中学校の読書活動の推進・教育活動の展開のため ○概要 平成21年度からすべての小中学校(6校)に学校司書(臨時職員・司書資格有)を配置 ※県「子ども読書活動推進事業(学校司書等配置事業)」 ○勤務 土日・祝日を除き年間配置。 勤務時間は1日7時間45分とし、始業時間は各校の希望時間とする。 夏休み、冬休み、春休み期間中も原則開館する。 1校当り年1953時間の予算措置。 ○配置人数 小学校4名、中学校2名(平成22年度) ○その他 月1回、斐川町立図書館で学校司書(6名)と町立図書館の支援担当司書との定例会議を開催 	<p>出雲市の読書ヘルパー事業、斐川町の学校司書配置事業については、現行のとおり引き継ぐ。</p>	

協議第 40 号

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

一般職の職員の身分の取扱いについて

合併協定項目 10. 一般職の職員の身分の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 斐川町の一般職の職員は、すべて出雲市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の職名及び任用要件については、合併時に出雲市の例により調整・統一を図る。
- 3 職員定数については、両市町における平成 17 年度からの 207 人削減の実績を踏まえ、次のとおり定員管理の適正化を図る。
 - (1) 合併後の職員全体の年齢構成や人事管理などを考慮し、一定の新規採用職員を確保することにより、組織としての活力を維持できるよう調整する。
 - (2) 合併による効果を発揮できるよう、今後 10 年間で 110 人を削減目標とする新たな定員計画を合併時まで策定する。
 - (3) 今後の地域主権、地方分権時代における基礎的自治体のあり方を検討する中で、多様化する住民ニーズや権限委譲等により、高度化する行政事務に的確に対応できる、専門的な職種を含む職員集団にふさわしい定員計画となるよう逐次見直しを行う。
- 4 給与制度については、合併時に出雲市の例により調整・統一を図る。

参考資料：別紙のとおり

新市における職員数の考え方について

<過去の合併協議会の調整方針>

【2市5町での出雲地区合併協議会】

「職員定数については、新市において合併効果を早期に発揮できるよう、10年間で265人を削減する定員計画を合併時に策定し、定員管理の適正化を図るものとする。」

※当時の類似団体では職員数が多く目標設定のできる団体がないため、職員数の少ない第3次産業（小売業、サービス業等）の比率に近い類似団体と比較し、削減目標を設定（松江八束合併協議会の方針、概ね2割の削減目標を参考）

【2市4町での出雲地区合併協議会】

「職員定数については、新市において合併効果を早期に発揮できるよう、早期に255人を削減する定員計画を合併時に策定し、定員管理の適正化を図るものとする。」

※2市5町時の設定から、更に人口や職員数が多い団体を除き、削減目標を設定

<両市町の職員削減実績>

【出雲市】

平成17年度から早期に255人を削減する計画に対し、平成22年4月1日現在で182人の実績となっている。

【斐川町】

平成17年度から5カ年で25人を削減する計画に対し、平成22年4月1日現在で25人の実績となっている。

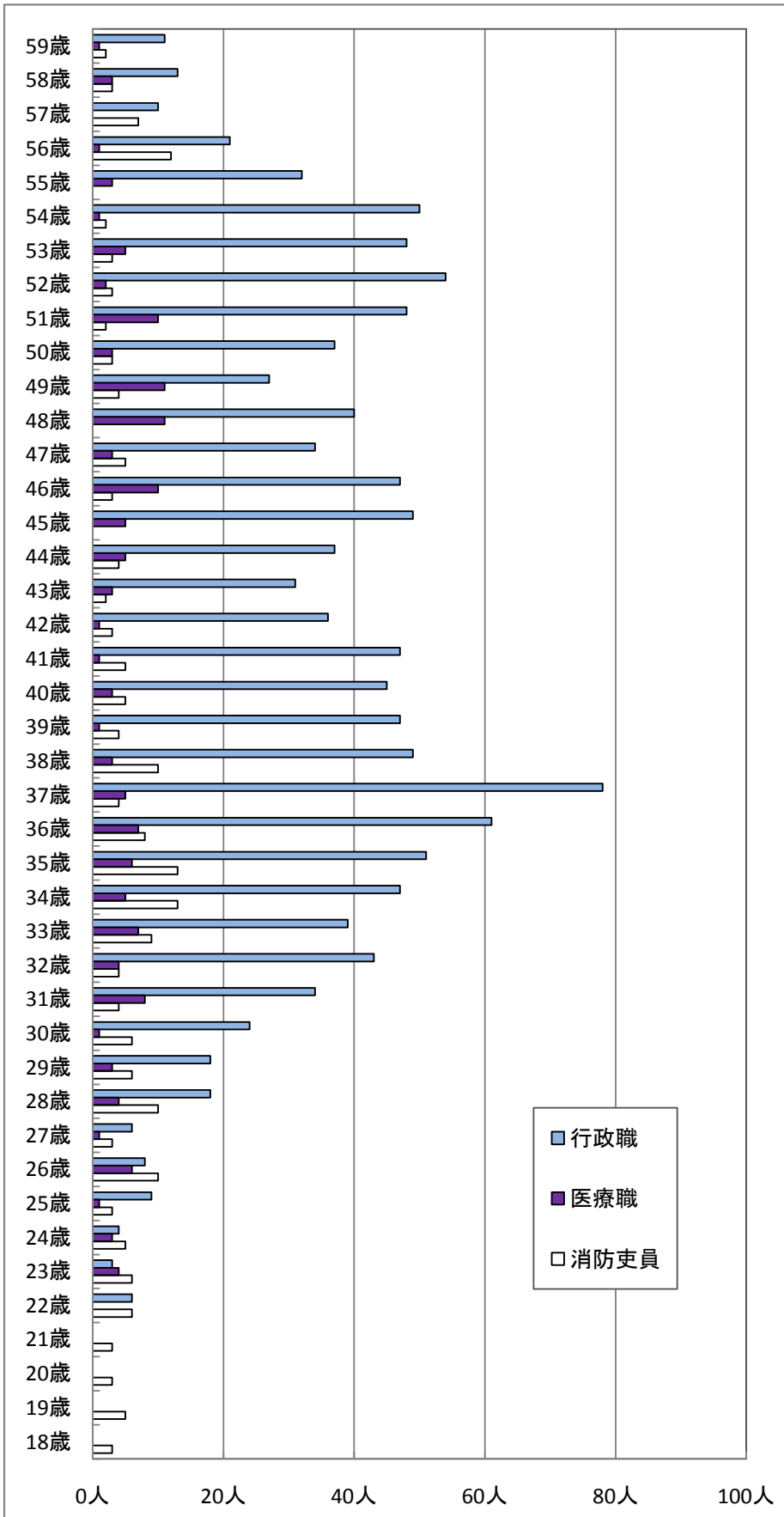
<今後の職員数の考え方>

- 両市町の削減実績を合算すると、平成22年4月1日現在で207人と積極的な定員削減に取り組んできており、一定の行財政改革の目的を達成してきている。一方、新規採用職員数が抑制されており、職員の年齢構成に歪みが生じるなど、組織や人事のあり方に影響を及ぼしている。
- 今後の職員数のあり方については、職員全体の年齢構成や人事管理を考慮しながら、一定の新規採用職員を確保することにより組織としての活力を維持し、かつ合併による効果を発揮する必要がある。
- 以上のことを踏まえ今後の組織や人事のあり方に配慮しながら、2市5町での合併協議会における削減計画265人に、今回の合併効果を発揮するため更に50人程度を加えた削減総数から、両市町における削減実績207人を差し引いた110人を、今後10年間で削減する新たな定員計画を策定し、定員管理の適正化を図るものとする。

両市町の職員の年齢別分布表

平成22年4月1日現在

(単位:人)



	行政職			医療職	消防吏員	
	一般	幼稚園	技能労務職			
59歳	11	11	0	0	1	2
58歳	13	13	0	0	3	3
57歳	10	9	1	0	0	7
56歳	21	21	0	0	1	12
55歳	32	32	0	0	3	0
54歳	50	46	3	1	1	2
53歳	48	46	2	0	5	3
52歳	54	46	6	2	2	3
51歳	48	46	2	0	10	2
50歳	37	35	2	0	3	3
49歳	27	26	1	0	11	4
48歳	40	38	2	0	11	0
47歳	34	31	3	0	3	5
46歳	47	46	1	0	10	3
45歳	49	45	4	0	5	0
44歳	37	33	4	0	5	4
43歳	31	26	2	3	3	2
42歳	36	34	2	0	1	3
41歳	47	40	3	4	1	5
40歳	45	43	1	1	3	5
39歳	47	44	3	0	1	4
38歳	49	47	1	1	3	10
37歳	78	69	8	1	5	4
36歳	61	57	2	2	7	8
35歳	51	49	1	1	6	13
34歳	47	38	7	2	5	13
33歳	39	35	4	0	7	9
32歳	43	35	6	2	4	4
31歳	34	27	6	1	8	4
30歳	24	19	5	0	1	6
29歳	18	15	3	0	3	6
28歳	18	14	3	1	4	10
27歳	6	4	2	0	1	3
26歳	8	7	1	0	6	10
25歳	9	6	2	1	1	3
24歳	4	4	0	0	3	5
23歳	3	2	1	0	4	6
22歳	6	4	2	0	0	6
21歳	0	0	0	0	0	3
20歳	0	0	0	0	0	3
19歳	0	0	0	0	0	5
18歳	0	0	0	0	0	3
合計	1,262	1,143	96	23	151	206

総合計

1,619人

平成21年4月1日における両市町及び類似団体の職員数

【参考】

市町村名	議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農水	商工	土木	教育	普通会計計 (消防除く)	消防	病院	水道	交通	下水道	その他	合計
両市町	10	232	104	125	94	3	95	39	146	268	1,116 (970)	204	154	50		54	66	1,644
出雲市	8	201	85	94	82	3	76	30	136	222	937	204	154	50		46	55	1,446
斐川町	2	31	19	31	12		19	9	10	46	179					8	11	198

※普通会計職員1人当りの人口

※()内は削減計画後の職員数

類似団体

1	鈴鹿市 (三重県)	9	253	64	225	101	1	33	19	173	220	1,098	190	72		43	50	1,453
2	野田市 (千葉県)	8	159	66	231	108	2	20	7	148	132	881	163	29		21	43	1,137
3	弘前市 (青森県)	11	236	89	132	94	2	75	27	172	215	1,053	197	95		50	68	1,463
4	小山市 (栃木県)	10	168	65	194	52	1	47	20	139	236	932	188	25		30	49	1,549
5	帯広市 (北海道)	11	193	68	225	115	2	44	25	148	219	1,050	227	57		24	60	1,418
6	山口市 (山口県)	9	351	94	224	205	75	20	130	159	1,267	225	58	60	62	60	62	1,672
7	東広島市 (広島県)	10	243	66	371	38	3	68	19	166	239	1,223	279	42		42	65	1,651
8	上田市 (長野県)	9	194	74	301	101	5	61	32	128	199	1,104	22	55		38	38	1,257
9	周南市 (山口県)	10	224	64	225	109	2	58	40	151	179	1,062	197	84		49	70	1,471
10	釧路市 (北海道)	10	233	86	299	139	4	34	38	172	308	1,323	350	77		77	87	2,663
11	都城市 (宮崎県)	10	295	121	203	140	135	27	146	145	1,222	178		65		36	93	1,594
12	今治市 (愛媛県)	10	254	77	322	142	1	72	52	171	142	1,243	211	60	4	40	57	1,615
13	松江市 (島根県)	10	315	83	226	184	54	47	203	275	1,397	236	483	87	38	44	102	2,387
14	松本市 (三重県)	7	270	78	334	161	6	49	19	128	250	1,302	2	318	49	46	81	1,798
15	石巻市 (宮城県)	11	295	93	307	158	5	60	26	114	362	1,431	2	290		48	79	1,850
16	市原市 (千葉県)	14	309	82	357	155	1	50	17	269	236	1,490	383	11	46	57	73	2,060
17	福島市 (福島県)	16	368	124	252	173	4	90	33	193	444	1,697	259	123		51	97	2,227
18	佐賀市 (佐賀県)	12	334	123	227	208	3	126	51	189	233	1,506	110	73	44	71	97	1,901
19	徳島市 (徳島県)	15	287	99	435	311	52	19	168	518	1,904	246	376	164	98	81	90	2,959
20	津市 (三重県)	13	438	106	451	240	56	48	252	558	2,162	346	104			63	118	2,793

1~15 職員1人当りの人口が削減計画後に比へ少ない

16~20 自治体人口が20万人以上

◇一般職の職員の定数及び職員数

平成22年4月1日現在

区分	出雲市		斐川町		計	
	定数	実数	定数	実数	定数	実数
市・町長の事務部局	910	855	167	143	1,077	998
教育委員会の事務部局及び所管の学校その他の教育機関の職員	195	162	52	45	247	207
選挙管理委員会の事務部局	1	1			1	1
監査委員の事務部局	5	5			5	5
農業委員会の事務部局	6	0	3	2	9	2
水道事業事務部局	39	39			39	39
議会の事務部局	8	8	3	2	11	10
公平委員会の事務部局	1	0			1	0
病院事業	175	医療職 151 行政職 (12)			175	医療職 151 行政職 (12)
消防本部及び消防署	190	消防吏員 206 行政職 (4)			190	消防吏員 206 行政職 (4)
計	1,530	1,427	225	192	1,755	1,619

一部事務組合への派遣職員数

団体名	出雲市	斐川町	計
斐川宍道水道企業団		9	9
計	0	9	9

◇職名及び任用要件

職務の級	出雲市	斐川町
	8級制	7級制
1級	主事又はこれに相当する職務	主事、保育士、教諭、保健師、看護師、校務技師、学校給食調理師、調理師、運転技師、機器操作技師又はこれに相当する職務
2級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする主事又はこれに相当する職務	高度な知識若しくは経験を必要とする主事、保育士、教諭、保健師、看護師、校務技師、学校給食調理師、調理師、運転技師、機器操作技師又はこれに相当する職務
3級	特に高度の知識若しくは経験を必要とする主事又はこれに相当する職務	副主任、副主任保育士、副主任教諭、副主任保健師、副主任看護師、副主任校務技師、副主任学校給食調理師、副主任調理師、副主任運転技師、副主任機器操作技師又はこれに相当する職務
4級	1 係長又はこれに相当する職務 2 主任又はこれに相当する職務	1 係長の職務 2 副主任、副主任保育士、副主任教諭、副主任保健師、副主任看護師、副主任校務技師、副主任学校給食調理師、副主任調理師、副主任運転技師、副主任機器操作技師又はこれに相当する職務
5級	1 課長補佐又はこれに相当する職務 2 困難な業務を分掌する係長又はこれに相当する職務 3 相当困難な業務を処理する主任又はこれに相当する職務	1 高度な知識若しくは経験を必要とする係長の職務 2 高度な知識若しくは経験を必要とする主任、主任保育士、主任教諭、主任保健師、主任看護師、主任校務技師、主任学校給食調理師、主任調理師、主任運転技師、主任機器操作技師又はこれに相当する職務
6級	1 課長又はこれに相当する職務 2 主査の職務	1 課長又はこれに相当する職務 2 課長補佐又はこれに相当する職務
7級	会計管理者、部長、理事若しくは次長又はこれらに相当する職務	参事の職務
8級	経験を必要とする会計管理者、部長、理事又はこれに相当する職務	

◇給与等

		出雲市	斐川町
給料表	一般行政職	8級制	7級制
	技能労務職	なし	7級制
	医療職	医療職（一）給料表4級制	なし
		医療職（二）給料表6級制	
		医療職（三）給料表6級制	
企業職給料表	一般行政職給料表に同じ	なし	
支給日	給料	毎月 15日	毎月 20日
	期末勤勉手当	6月20日 12月10日	6月30日 12月10日
初任給 (行政職給料表)	大学卒	172,200円	172,200円
	短大卒	152,800円	152,800円
	高校卒	140,100円	140,100円
手当	管理職手当	部長級 15% } 16%以内 次長級 13% } 12%以内 課長級 11% } // (主査) 9% 課長補佐級 8% 10%以内	参事級 53,100円 課長級 41,600円 課長補佐級 33,200円
	扶養手当	国に同じ 配偶者 13,000円 扶養親族たる子、父母等 6,500円 特定期間の加算 5,000円	国に同じ
	地域手当	国に同じ	なし
	住居手当	国に同じ	国に同じ
	通勤手当	国と異なる	国と異なる
	単身赴任手当	国に同じ	なし
	特殊勤務手当	13種	15種
	時間外勤務手当	国に同じ125/100 ※月60時間超え150/100	国に同じ ※月45時間超え60時間まで 135/100 ※月60時間超え150/100
手当	休日勤務手当	国に同じ135/100	国に同じ
	夜間勤務手当	国に同じ25/100	なし
	宿日直手当	4,200円 2,100円(半日)	4,200円 2,100円(5時間未満) ※宿日直勤務を行っていないため、支給していない
	管理職 特別勤務手当	部・次長級 8,000円 課長級以下 6,000円 ※上記は6時間まで 6時間超 ×150/100	(1) 6時間までの場合 4,000円 (2) 6時間を超える場合 4,000円×150/100 ※支給は行っていない
	期末手当	国と異なる 6月1. 25月 12月1. 45月 計2. 70月	国に同じ
	勤勉手当	国と異なる 6月0. 675月 12月0. 675月 計1. 35月	国に同じ
	期末・勤勉手当 の役職加算	6、7、8級 15% 5級の内、課長補佐 12% 4、5級 10% 3級 5%	5～7級 10% 3～4級 5%

ラスパイレス指数の状況（一般行政職）

島根県内市町村

市町村名	平成21年4月1日	(参考) 平成20年4月1日
松江市	98.2	98.2
浜田市	96.4	96.1
出雲市	98.2	98.2
益田市	97.3	99.6
大田市	95.7	96.0
安来市	97.5	97.0
江津市	95.0	94.8
雲南市	96.0	95.1
市平均	97.4	97.5
東出雲町	95.1	99.3
奥出雲町	88.3	89.6
飯南町	92.4	91.4
斐川町	98.7	99.4
川本町	89.9	90.9
美郷町	92.4	91.9
邑南町	95.4	94.6
津和野町	97.1	93.9
吉賀町	97.4	95.9
海士町	84.5	81.3
西ノ島町	86.6	84.4
知夫村	88.3	86.5
隠岐の島町	94.1	89.4
町村平均	93.5	92.3
市町村平均	96.6	96.4

新市の類似団体

市町村名	平成21年4月1日
周南市 (山口県)	101.2
帯広市 (北海道)	98.1
野田市 (千葉県)	100.2
小山市 (栃木県)	100.1
鈴鹿市 (三重県)	100.6
徳島市 (徳島市)	100.0
弘前市 (青森県)	97.5
上田市 (長野県)	99.3
松阪市 (三重県)	97.1
石巻市 (宮城県)	95.7
佐賀市 (佐賀県)	98.7
津市 (三重県)	97.8
福島市 (福島県)	103.3
市原市 (千葉県)	103.2
釧路市 (北海道)	96.4
松江市 (島根県)	98.2
東広島市 (広島県)	100.9
山口市 (山口県)	99.9
今治市 (愛媛県)	93.0
都城市 (宮崎県)	97.5
平均	98.9

一般職の職員の身分の取扱いに関する法令

○地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(6) 特定地方独立行政法人の役員

（分限及び懲戒の基準）

第 27 条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休暇等）

第 28 条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務成績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第 16 条各号（第 3 号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

○市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年 5 月 26 日法律第 59 号）

（職員の身分取扱い）

第 12 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

協議第 41 号

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

組織及び機構の取扱いについて

合併協定項目 13. 組織及び機構の取扱いは、次のとおりとする。

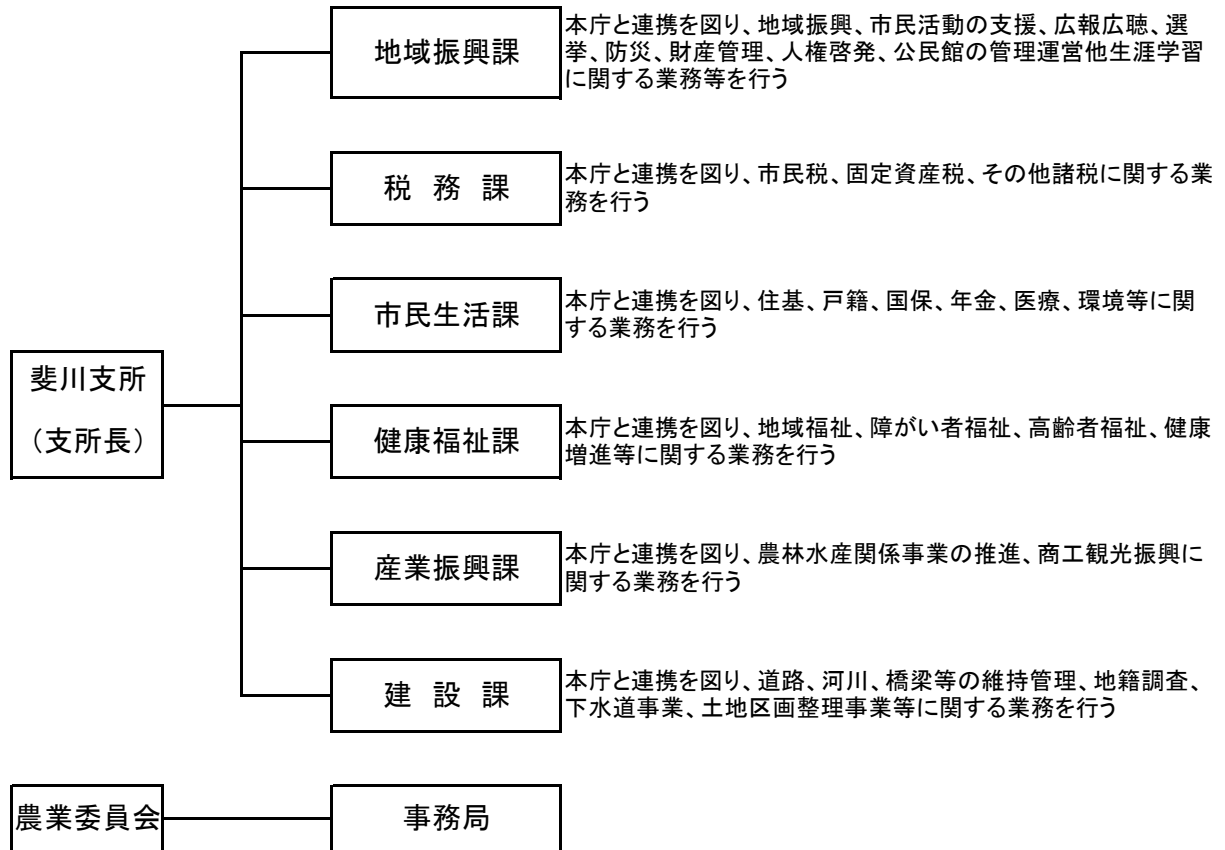
1. 組織及び機構の取扱いについては、現在の出雲市の組織及び機構を基本に統一する。
2. 現在の斐川町役場は支所とし、窓口業務（住民登録、税務、年金など）及び住民生活に密着した業務（福祉サービス、生活道路・下水路整備など）を所掌するとともに、地域防災の拠点とする。また、斐川町の区域を所管区域とし、新市基本計画及び地域ごとに策定する地域まちづくり計画に沿って、本庁及び地域協議会と一体となって所管区域の地域振興策を調整し、その実現を図る。なお、地域特性により必要と認められる農業行政業務については、事務事業調整の結果を踏まえ、合併時までには体制を検討する。
3. 合併後、住民サービスを低下させず、事務事業の混乱、停滞を回避するため、斐川支所を次のとおり段階的に整備する。
 - (1) 合併当初においては、管理機能を集約しつつ、従前の組織、機構をある程度活用する暫定的な組織、機構とし、事務事業調整等の進捗に応じ逐次統合を行う。
 - (2) 合併後、概ね 3 年を経過した時点において、行政改革方針及び定員適正化計画に沿った適正な職員配置等により効率的な行政組織を構築する。

(3) 合併 10 年経過後の支所においては、基本的な機能は残しつつ、地域自治区における取り組みの状況を踏まえ、行政業務の更なる効率化を図る。

参考資料：別紙のとおり

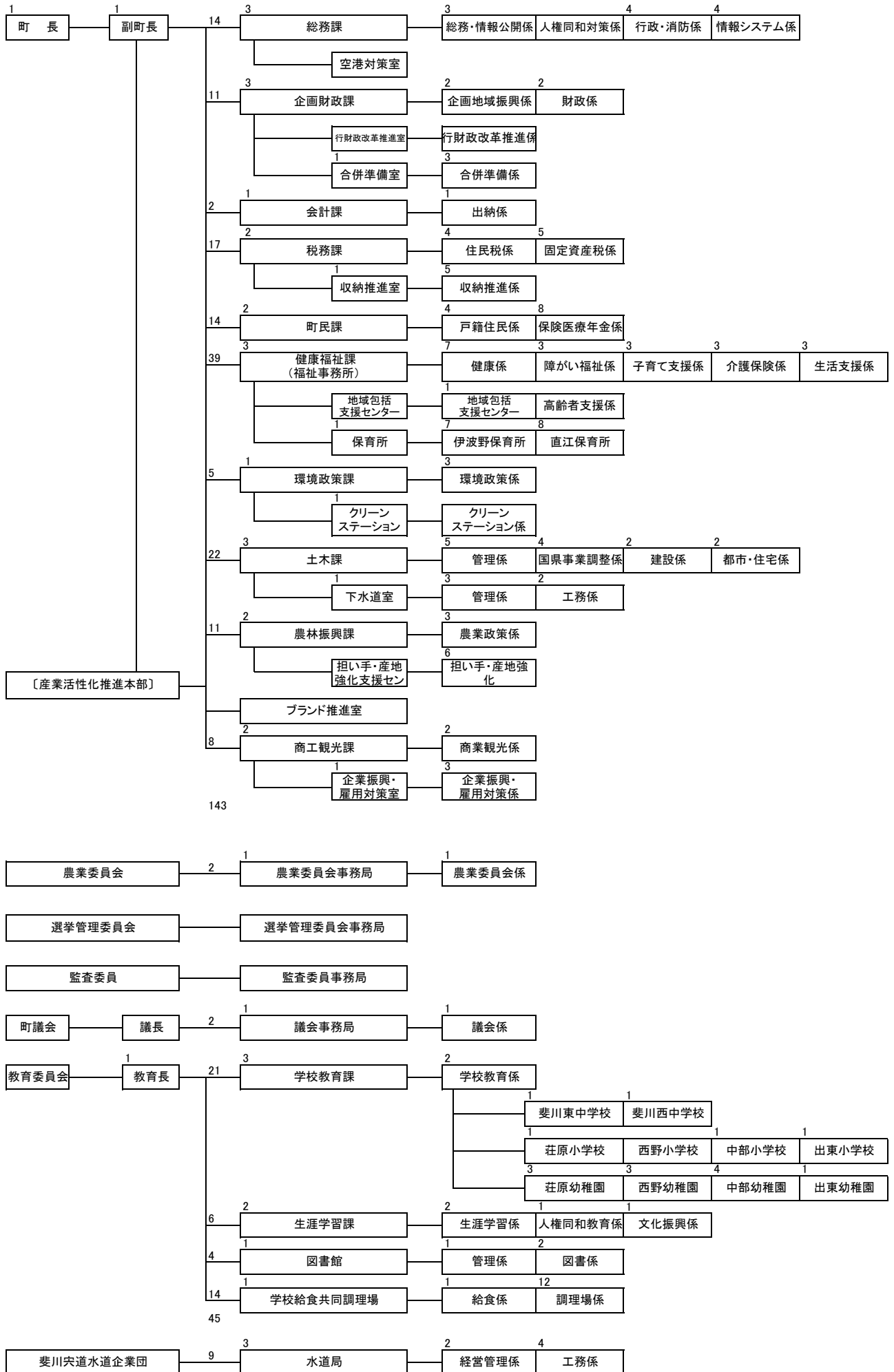
合併時における斐川支所の組織イメージ

(人口が同規模の平田支所の合併時の組織に準じている。)



斐川町役場行政機構図

平成22年4月1日現在



出雲市行政組織(本庁)

平成22年4月1日現在

市長	1							
副市長	2							
35 総合政策部	3	12 政策企画課	2	4 企画係、調整係				
		出雲ブランド室	1	2 ブランド推進係				
		国際交流室	1	2 国際交流係				
		4 秘書課	2	2 秘書係				
		2 行政改革推進課	1	1 行革推進係				
		5 広報情報課	2	3 広報広聴係、地域情報係				
地域振興調整監	1	8 自治振興課	2	6 自治振興係、コミュニティセンター係、定住支援係(定住支援センター)				
58 総務部	2	17 総務課	2	8 行政係、総務係、統計係				
		情報管理センター	2	5 情報管理係、住民情報係、内部情報係				
		9 人事課	3	6 人事係、給与係、研修厚生係				
		17 (派遣等)	3	14				
		4 人権同和政策課	2	2 企画係、啓発係				
危機管理監	1	8 防災交通課	2	6 交通政策係、安全安心係、防災係				
101 財政部	3	15 財政課	2	6 財政企画係、予算1係、予算2係				
		管財室	2	5 公有財産係、庁舎管理係				
		27 市民税課	1	26 税政係、市民税1係、市民税2係				
		20 資産税課	3	17 土地係、家屋係				
		18 収納課	2	16 納税係、収納係				
		18 会計契約課	3	8 会計1係、会計2係、会計3係				
		契約検査室	3	4 入札係、契約係、検査係				
158 健康福祉部	3	24 福祉推進課	4	20 福祉企画係、障がい者福祉係、自立支援給付係、相談支援係				
		14 子育て支援課	3	11 子育て支援係、児童家庭係、保育係				
		18 保育所 (中央7・窪田5・須佐6)	2	16				
		22 高齢者福祉課	2	20 高齢者福祉係、介護認定係、介護保険係、介護予防係				
		33 健康増進課	3	23 健康推進係、成人保健係、母子保健係、食育推進係				
		医療対策室	1	6 地域医療係、事業調整係				
		22 市民課	4	18 庶務係、戸籍係、証明係、住基ネットワーク係				
		22 保険年金課	2	20 国保年金係、高齢者医療係、賦課係				
77 文化環境部	2	8 市民活動支援課	3	5 生涯学習係、市民協働推進係、男女共同推進係				
		8 出雲中央図書館	2	6 図書館企画係、図書サービス係、子ども読書推進係				
		図書館						
学芸調整官	1	12 文化スポーツ課	2	10 芸術文化振興係、スポーツ企画係、スポーツ振興係、スポーツプロジェクト係				
環境政策調整監	1	15 文化財課	2	13 文化財保護係、埋蔵文化財係、博物館企画係、博物館学芸係				
		30 環境生活課	3	22 環境保全係、エコ推進係、資源リサイクル係、施設係、美化推進係				
		出雲エネルギーセンター	1	4				
73 産業観光部	3	14 産業振興課	4	9 産業企画係、企業誘致係、新エネルギー推進係、商工振興係、雇用対策係				
		21世紀産業支援センター	1					
		11 観光交流推進課	2	8 観光政策係、観光振興係、観光施設係				
		出雲路線結び観光協会	1					
農林水産調整監	1	21 農業振興課	3	14 農政企画係、特産振興係、トキ分散飼育係、農地係				
		農業支援センター	1	3 農業支援係				
		19 農林基盤課	3	16 管理係、森林保全係、林道治山係、基盤整備係				
		4 水産振興課	1	3 水産係、漁港・漁場整備係				
121 都市建設部	3	7 建設企画課	2	5 国・県河川係、企画係、国・県道路係				
		19 道路建設課	3	16 用地管理係、道路建設1係、道路建設2係、事業調整係				
		29 道路河川維持課	4	25 用地管理係、施設管理係、道路維持1係、道路維持2係、地域道路1係、地域道路2係、河川係				
		13 地籍調査課	1	12 地籍調査1係、地籍調査2係、地籍調査3係				
		20 建築住宅課	4	16 住宅政策係、建築営繕係、設備係、景観係、指導係、審査				
都市計画調整監	1	11 都市計画課	2	9 管理計画係、開発係、公園係				
		18 まちづくり推進課	3	11 企画係、用地1係、用地2係、街路係、基盤整備係				
		大社門前町整備室	1	3 門前町整備係				
94 上下水道局	3	12 水道営業課	1	11 管理第1係、管理第2係、料金係				
		25 水道施設課	2	19 計画第1係、計画第2係、改良係、給水係				
		浄水管理室	1	3				
		12 下水道管理課	3	9 企画管理係、普及係、施設維持係				
		23 下水道建設課	2	21 管理係、計画係、公共下水道1係、公共下水道2係、公共下水道3係、農漁集施設係				
		12 平田上下水道事務所	2	10 下水道管理係、下水道工務係、上水道係				
		7 河南上下水道事務所	1	6 上下水道第1係、上下水道第2係				
8 会計管理者	1	7 出納室	3	4 出納係、審査係				
725	29	696	126	570				
8 議会議務局	1	7 事務局	1	6 庶務係、議事係、調査係				
1 選挙管理委員会		1 事務局		1				
5 監査委員事務局	1	4 事務局	1	3 監査1係、監査2係				
公平委員会		事務局						
農業委員会		(6) 事務局	(1)	(5)				
14	2	12	2	10				

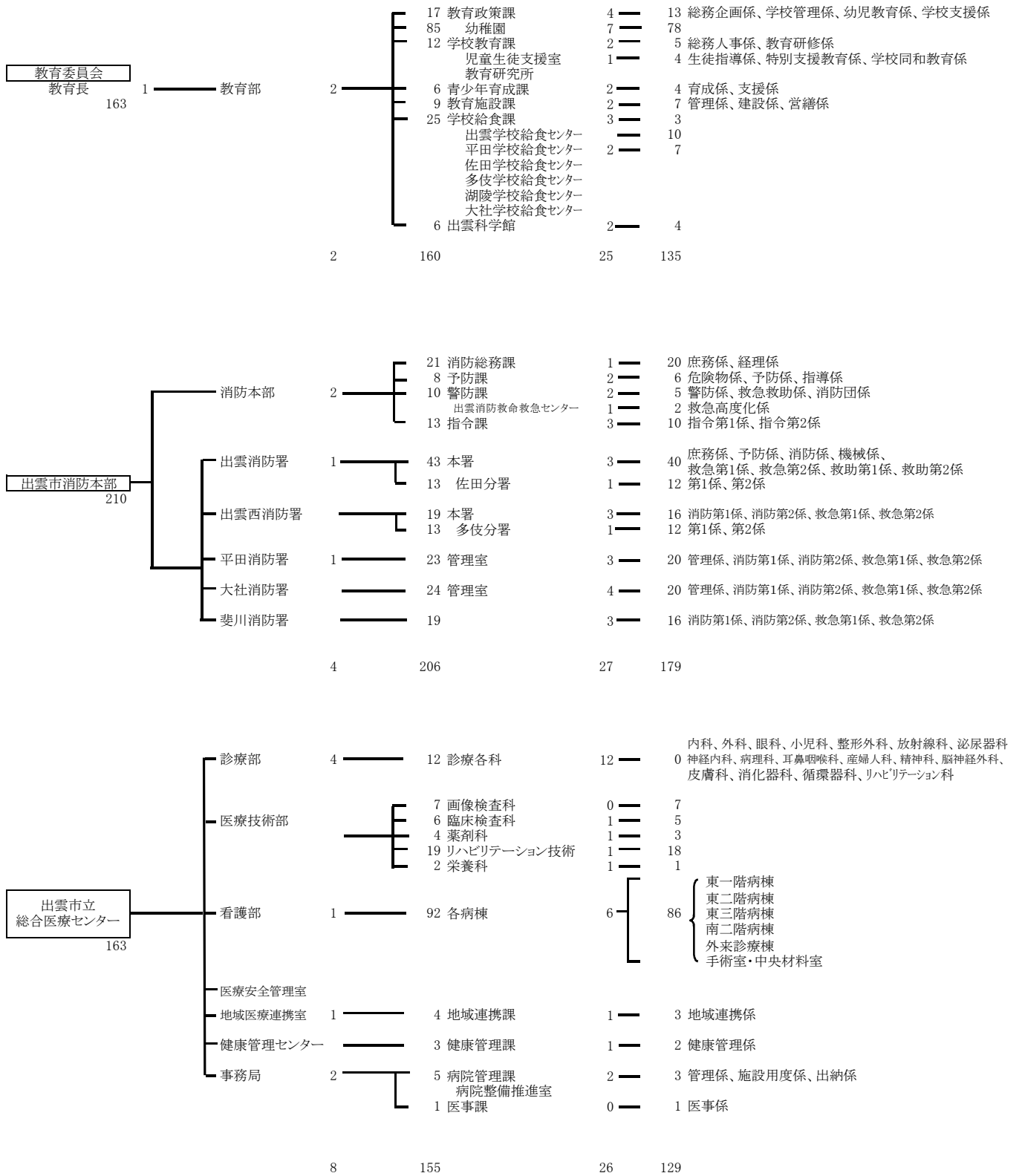
出雲市行政組織（支所）

平成22年4月1日現在



出雲市行政組織（教育委員会、消防本部、総合医療センター）

平成22年4月1日現在



協議第 42 号

各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（保健事業関係）の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 健康保健計画
出雲市と斐川町がそれぞれ策定している現行の計画を新市へ引き継ぎ、合併後速やかに新たな健康保健計画を策定する。
- 2 各種予防接種
合併時から出雲市の例により統一する。
- 3 乳幼児等医療費助成制度
合併時から 3 歳未満の入院・通院を無料としている出雲市の例により統一する。
- 4 福祉医療費助成制度
合併時から県の制度に加えて、単独の助成も実施している出雲市の例により統一する。
- 5 各種検診（胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルス、歯周疾患）
合併時から出雲市の例により統一する。
よって、出雲市のみで実施している胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。

6 一般不妊治療費助成事業

出雲市のみで実施している一般不妊治療費助成事業については、合併時から新市の事業として実施する。

7 食育推進計画

出雲市と斐川町がそれぞれ策定している現行の計画を新市へ引き継ぎ、合併後速やかに新たな食育推進計画を策定する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.2700

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	健康保健計画
調整の方針		出雲市と斐川町がそれぞれ策定している現行の計画を新市へ引き継ぎ、合併後速やかに新たな健康保健計画を策定する。	
現況		調整の具体的内容	
出雲市	斐川町		
<p>【出雲市健康増進計画】 2市4町合併後の新市の健康増進計画を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の背景 少子高齢化の進展 生活習慣病(特にがん、心疾患、脳血管性疾患)の増加 疾病の早期発見・早期治療から予防重視の対策へ ・計画の期間 平成20年度から平成29年度まで ※平成24年度に中間評価 ・計画の基本理念 1. 健康なライフスタイル 2. 健康なまちづくり ・行動目標 小児・思春期 青年・壮年期 高齢期 ・健康出雲プロジェクト がん予防 糖尿病予防 歯の健康 心の健康 感染症予防 	<p>【斐川町健康計画(母子健康計画も包含)】 第4次斐川町健康計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の期間 平成19年度から平成23年度まで ・計画の基本理念 1. 町民の主体的な健康づくりを支援する健康づくり体制を整える。 2. 「働きざかりの健康づくり」と「親子の健康づくり」を関連させて計画を策定する。 3. こどもから高齢者までの「心の健康づくり」に取り組む。 ・計画の重点施策 1. 働きざかりの健康づくり 2. 親子の健康づくり 3. 心の健康づくり 4. 生活習慣病予防対策 5. 住民主体の健康づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい健康保健計画が策定されるまでは、現行の計画を基本に事業を実施し、必要に応じて調整を図ることとする。 	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.8501-1

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	各種予防接種
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。		
現 出 雲 市		斐 川 町	
<p>○個別接種(医療機関に委託して実施)</p> <p>【接種内容及び対象者】 BCG:生後3ヶ月～6ヶ月 3種混合:3ヶ月～90ヶ月 2種混合:11歳～12歳 MR(麻しん風しん) 1期:1歳～2歳、2期:小学校就学前 3期:中学校1年、4期:高校3年 日本脳炎:3歳～90ヶ月 ポリオ(ハイリスク者のみ):3ヶ月～90ヶ月</p> <p>【委託先】 出雲医師会、大学病院、県中、総合医療センターほか ポリオ(ハイリスク)は、大学病院、県立中央病院のみ</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【通知方法等】 接種勧奨通知を発送 広報、ホームページなどで周知</p>	<p>○個別接種(医療機関に委託して実施)</p> <p>【接種内容及び対象者】 3種混合:3ヶ月～90ヶ月 2種混合:11歳～12歳 MR(麻しん風しん) 1期:1歳～2歳、2期:小学校就学前 3期:中学校1年、4期:高校3年 日本脳炎:3歳～90ヶ月 ポリオ(ハイリスク者のみ):3ヶ月～90ヶ月 BCG(ハイリスク者のみ):3ヶ月～12ヶ月</p> <p>【委託先】 出雲医師会、大学病院、県中、総合医療センターほか ポリオ・BCG(ハイリスク)は、大学病院、県立中央病院のみ</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【通知方法等】 出生届時、予防接種手帳交付による接種勧奨 広報、ホームページなどで周知</p>	<p>斐川町で集団接種で行っているBCGについては、合併後、個別接種とする。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.8501-2

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	各種予防接種
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
出 雲 市	斐 川 町		
<p>○集団接種</p> <p>【接種内容】 ポリオ（2回接種）</p> <p>【対象者】 満3ヶ月児～90ヶ月児</p> <p>【実施時期】 春・秋</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知方法等】 接種勧奨通知を発送 広報、ホームページなどで周知</p>	<p>○集団接種</p> <p>【接種内容及び対象者・実施時期】 BCG:生後3ヶ月～原則6ヵ月(1回接種) ※年間9回の接種機会のため、1歳未満接種可 ※5・7・8・9・11・12・1・2・3月</p> <p>ポリオ:満3ヶ月～90ヶ月未満児(2回接種) ※4・6・10月(8日)</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知方法等】 出生届時、予防接種手帳交付による接種勧奨 広報、ホームページなどで周知</p>		

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.3700

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	乳幼児等医療費助成制度
調整の方針		合併時から3歳未満の入院・通院を無料としている出雲市の例により統一する。	
現況		斐川町	
出雲市	斐川町	調整の具体的内容	
<p>【目的等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより疾病の早期発見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 ・県単位の事業 <p>【助成額】</p> <p>本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一部負担金 ・3歳未満の入院・通院⇒無料 ・3歳以上就学前までの入院・通院⇒総医療費の1割(上限:入院⇒10,000円、通院⇒5,000円) ・就学後20歳未満までのぜんそく等5疾患群の1ヶ月未満の入院⇒総医療費の1割(上限15,000円/月) <p>【県補助金】</p> <p>助成額の1/2を補助</p> <p>【22年度予算額】</p> <p>医療費 280,000千円 事務費 18,700千円</p>	<p>【目的等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより疾病の早期発見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 ・県単位の事業 <p>【助成額】</p> <p>本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一部負担金 ・3歳未満の入院・通院⇒500円 ・3歳以上就学前までの入院・通院⇒総医療費の1割(上限:入院⇒10,000円、通院⇒5,000円) ・就学後20歳未満までのぜんそく等5疾患群の1ヶ月未満の入院⇒総医療費の1割(上限15,000円/月) <p>【県補助金】</p> <p>助成額の1/2を補助</p> <p>【22年度予算額】</p> <p>医療費 56,820千円 事務費 4,033千円</p>	<p>斐川町の「3歳未満の入院・通院⇒500円」を出雲市の「3歳未満の入院・通院⇒無料」に合わせる。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.3800

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて		協議細目
調整の方針			
合併時から県の制度に加えて、単独の助成も実施している出雲市の例により統一する。			
現 状		斐 川 町	
出 雲 市	調 整 の 具 体 的 内 容		
<p>【事業概要】 重度心身障がい者及びひとり親家庭に対して、健康の保持・経済的負担の軽減によりこれら福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部を福祉医療費として助成する。</p> <p>【助成内容】 ・対象者 1. 65歳以上+3ヶ月以上寝たきり者 2. 身体障がい者手帳(1~2級) 3. 知的障がい者(A級) 4. 身体障がい者(3~4級)+知的IQ50以下の者 5. ひとり親<母子+父子+両親のいない児童>(所得税非課税世帯) ・対象者数(平成21年4月1日時点) 重度心身障がい児(者) 1,484人 ひとり家庭<母子+父子等> 1,919人 ・対象者の医療費負担(県制度に同じ) 総医療費の1割(薬局等は無料) ・市単独助成の実施(負担上限額:月/一医療機関) 1. 入院 県上限 住民税課税世帯 10,000円【40,200円】 住民税非課税世帯 5,000円【7,500円】 2. 外来 県上限 住民税課税世帯 6,000円【12,000円】 住民税非課税世帯 3,000円【4,000円】 【H22年度予算額】 ・医療費 380,000千円 ・事務費 9,200千円</p>	<p>【事業概要】 重度心身障がい者及びひとり親家庭に対して、健康の保持・経済的負担の軽減によりこれら福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部を福祉医療費として助成する。</p> <p>【助成内容】 ・対象者 1. 65歳以上+3ヶ月以上寝たきり者 2. 身体障がい者手帳(1~2級) 3. 知的障がい者(A級) 4. 身体障がい者(3~4級)+知的IQ50以下の者 5. ひとり親<母子+父子+両親のいない児童>(所得税非課税世帯) ・対象者数(平成21年4月1日時点) 重度心身障がい児(者) 608人 ひとり家庭<母子+父子等> 179人 ・対象者の医療費負担(県制度に同じ) 総医療費の1割(薬局等は無料) ・町助成の実施(負担上限額:月/一医療機関) 1. 入院 住民税課税世帯 40,200円 住民税非課税世帯 7,500円 2. 外来 住民税課税世帯 12,000円 住民税非課税世帯 4,000円 【H22年度予算額】 ・医療費 66,800千円 ・事務費 1,334千円</p>	<p>斐川町は県の助成制度で実施しており、出雲市は県の制度の上に市単独の助成も実施しており助成制度が異なっているため、新市では出雲市の例により統一します。</p> <p>(合併後) 一 一般 入院 → 10,000円 通院 → 6,000円 低所得 入院 → 5,000円 通院 → 3,000円 ※20歳未満については県制度のとおりのため変更なし</p>	福祉医療費助成制度

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.5200

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	各種検診(胃がん検診)
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
<p>○胃がん集団検診</p> <p>【対象者】 40歳以上の市民</p> <p>【実施方法】 委託(島根県環境保健公社)</p> <p>【検査項目】 問診、X線検査</p> <p>【実施時期】 通年 54回</p> <p>島根県環境保健公社年間配車計画による</p> <p>【委託料】 4,620円</p> <p>【自己負担金】 40歳～69歳 900円</p> <p>70歳以上・生活保護世帯・住民税非課税世帯無料</p> <p>【場所】 各地区コミュニティセンター等</p> <p>【周知方法】 広報、ホームページ、JA放送、チラシ町内回覧</p> <p>【結果通知】 市から通知</p> <p>○胃がん血液検診</p> <p>【対象者】 40歳以上の市民</p> <p>【実施方法】 委託(出雲市立総合医療センター・島根難病研究所)</p> <p>【検査項目】 問診、血液検査(ペプシゲン、ヘリコバクター)</p> <p>【実施時期】 10月～11月</p> <p>【委託料】 3,170円</p> <p>【自己負担金】 40歳～69歳 600円</p> <p>70歳以上・生活保護世帯・住民税非課税世帯無料</p> <p>【場所】 出雲市立総合医療センター・島根難病研究所</p> <p>【周知方法】 広報、ホームページ、JA放送</p> <p>【結果通知】 医療機関から通知</p> <p>【申込み方法】 市へ申込み</p>	<p>○胃がん集団検診</p> <p>【対象者】 40歳以上の町民</p> <p>【実施方法】 委託(島根県環境保健公社及びJA島根厚生連に委託)</p> <p>【検査項目】 問診、X線検査</p> <p>【実施時期】 通年 16回(7会場×2回 14日)</p> <p>島根県環境保健公社・JA島根厚生連の年間配車計画による</p> <p>【委託料】 4,620円</p> <p>【自己負担金】 40歳以上 900円</p> <p>生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料</p> <p>【場所】 各地区公民館等</p> <p>【周知方法】 年間予定表を全戸配布(2回)、広報、無線</p> <p>【結果通知】 町から通知 緊急通知必要者には、保健師訪問</p> <p>○胃がん血液検診</p> <p>未実施</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>○胃がん検診</p> <p>合併時から出雲市の例により統一する。</p> <p>血液検診は、合併時から新市の事業として実施する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.5300

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	各種検診(肺がん検診)
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
出 雲 市	<p>○肺がん検診(集団)</p> <p>【対象者】 40歳以上で喫煙指数 400 以上の市民</p> <p>【実施方法】 委託(JA島根厚生連)</p> <p>【検査項目】 ヘリカルCT検査、肺機能検査、問診</p> <p>【実施時期】 秋頃(予定)</p> <p>【委託料】 4,000円</p> <p>【自己負担金】 1,500円</p> <p>【場所】 未定(JA島根厚生連肺がん検診車)</p> <p>【周知方法】 広報、ホームページ、JA放送</p> <p>【結果通知】 未定</p> <p>【その他】 平成22年度はモデル実施</p>	斐 川 町	<p>○肺がん検診</p> <p>合併時から出雲市の例により統一する。</p> <p>○肺がん検診(集団)</p> <p>【対象者】 40歳以上65歳未満の町民</p> <p>【実施方法】 委託(島根県環境保健公社)</p> <p>【検査項目】 胸部レントゲン(全員)、喀痰細胞診(ハイリスク及び希望者)</p> <p>【実施時期】 島根県環境保健公社の年間配車計画による</p> <p>【委託料】 読影:1,323円、喀痰:2,184円</p> <p>【自己負担金】 胸部レントゲン(100円)、喀痰細胞診(400円)</p> <p>【場所】 地区公民館</p> <p>【周知方法】 全世帯に通知(氏名なしの受診票)、広報、無線</p> <p>【結果通知】 町から通知</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.5400-1

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	各種検診(乳がん検診)
調整の方針		合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。	
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
出 雲 市	斐 川 町		
<p>○乳がん施設検診</p> <p>【対象者】 40歳以上の市民(2年に1回)</p> <p>【実施方法】 委託(島根県立中央病院・島根難病研究所・出雲市立総合医療センター・出雲徳洲会病院)</p> <p>【検診項目】 40歳～49歳:問診、マンモグラフィ2方向撮影+視触診 50歳以上:問診、マンモグラフィ1方向撮影+視触診</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【委託料】 40歳～49歳(6,804円) 50歳以上(4,137円)</p> <p>【自己負担金】 40歳～49歳(1,200円) 50歳～69歳(900円) 70歳以上:生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料</p> <p>【周知方法】 広報、ホームページ、JA放送、ケーブルTV、チラシ</p> <p>【結果通知】 市から通知。精密検査必要者は、保健師が訪問通知</p> <p>【申込み方法】 委託機関に直接</p>	<p>○乳がん施設検診</p> <p>【対象者】 40歳以上の町民(2年に1回)</p> <p>【実施方法】 委託(島根県立中央病院・島根難病研究所・出雲市立総合医療センター・出雲徳洲会病院)</p> <p>【検診項目】 40歳～49歳:問診、マンモグラフィ2方向撮影+視触診 50歳以上:問診、マンモグラフィ1方向撮影+視触診</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【委託料】 40歳～49歳(6,804円) 50歳以上(4,137円)</p> <p>【自己負担金】 40歳～49歳(1,200円) 50歳以上(900円) 生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料</p> <p>【周知方法】 年間計画全戸配布(2回)</p> <p>【結果通知】 町から通知</p> <p>【申込み方法】 委託機関に直接</p>	<p>○乳がん検診 合併時から出雲市の例により統一する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.5400-2

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	各種検診(乳がん検診)
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。		
現 状		斐 川 町	
<p>○女性特有のがん検診推進事業(乳がん)</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【対象者】 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳(前年度末年齢)</p> <p>【検診項目】 問診、マンモグラフィ+視触診又はマンモグラフィのみ(マンモグラフィの方向は上記施設検診と同じ)</p> <p>【実施方法】 医療機関に委託、乳がん検診車(島根県環境保健公社)</p> <p>【委託先】 出雲市立総合医療センター・島根県立中央病院・島根難病研究所・出雲徳洲会病院・出雲市民病院・島根県環境保健公社</p> <p>【自己負担金】 無料</p> <p>【周知方法】 個人通知(クーポン券・検診手帳)</p> <p>【結果通知】 市から通知。精密検査必要者は、保健師が訪問通知</p> <p>【申込み方法】 委託機関に直接、検診車は市に申込み</p>	<p>○女性特有のがん検診推進事業(乳がん)</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【対象者】 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳(前年度末年齢)</p> <p>【検診項目】 問診、マンモグラフィ+視触診 (マンモグラフィの方向は上記施設検診と同じ)</p> <p>【実施方法】 医療機関に委託</p> <p>【委託先】 出雲市立総合医療センター・島根県立中央病院・島根難病研究所・出雲徳洲会病院</p> <p>【自己負担金】 無料</p> <p>【周知方法】 個人通知(クーポン券・検診手帳)</p> <p>【結果通知】 町から通知。</p> <p>【申込み方法】 委託機関に直接</p>		
		調整の具体的内容	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.5500-1

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	各種検診(子宮がん検診)
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。	調整の具体的内容	○子宮がん検診 合併時から出雲市の例により統一する。
	<p>出雲市</p> <p>○子宮がん施設検診 【対象者】 20歳以上の女性市民(子宮体がんは30歳以上) 【実施方法】 委託(出雲斐川の婦人科医療機関) 【検診項目】 頸がん検診・頸+体がん検診・HPV検査(希望者) 【期間】 通年 【場所】 委託医療機関 12か所 【委託料】 頸がん検診6,530円、頸+体がん検診11,730円 HPV検査4,300円 【自己負担金】 頸がん(2,000円)、頸+体がん検診(3,000円) HPV検査(1,000円) 70歳以上・生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料 【周知方法】 広報、ホームページ、JA放送、チラシ 【結果通知】 医療機関から通知</p> <p>○子宮がん集団検診 【日時・場所】 健康イベント会場・ゆめタウン出雲などで適宜実施 【対象者】 20歳以上の女性市民 【実施方法】 委託(鳥根環境保健公社) 【検診項目】 頸がん検診・HPV検査(希望者) 【委託料】 頸がん検診4,042円、HPV検査4,000円 【自己負担金】 頸がん(2,000円)、HPV検査(1,000円) 70歳以上・生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料 (当日受付にて申請) 【周知方法】 広報、ホームページ、JA放送、チラシ 【結果通知】 検査機関から通知</p>	<p>斐川町</p> <p>○子宮がん施設検診 【対象者】 20歳以上の女性町民(子宮体がんは30歳以上) 【実施方法】 委託(斐川出雲の婦人科医療機関) 【検診項目】 頸がん検診・頸+体がん検診・HPV検査(希望者) 【期間】 通年 【場所】 委託医療機関 12か所 【委託料】 頸がん検診6,530円、頸+体がん検診11,730円 HPV検査4,300円 【自己負担金】 頸がん(2,000円)、頸+体がん検診(3,000円) HPV検査(1,000円) 生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料 【周知方法】 年間計画全戸配布(2回) 集団検診は広報、無線 【結果通知】 医療機関から通知</p> <p>○子宮がん集団検診 ※平成22年度で終了予定 【対象者】 20歳以上の女性町民 【実施方法】 委託(鳥根環境保健公社) 【検診項目】 頸がん検診・HPV検査(希望者) 【委託料】 頸がん検診4,042円、HPV検査4,000円 【自己負担金】 頸がん(800円)、HPV検査(1,000円) 生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.5500-2

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	各種検診(子宮がん検診)
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。		
現 況			
出 雲 市	斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
<p>○女性特有のがん検診推進事業(子宮がん)</p> <p>【実施期間】 通年</p> <p>【対象者】 20歳・25歳・30歳・35歳・40歳(前年度末年齢)</p> <p>【検診項目】 頸がん検診</p> <p>【実施方法】 医療機関に委託、子宮がん検診車(島根県環境保健公社)</p> <p>【委託先】 委託医療機関12か所、島根県環境保健公社</p> <p>【自己負担金】 無料</p> <p>【周知方法】 個人通知(クーポン券・検診手帳)</p> <p>【結果通知】 検査機関から通知</p> <p>【申込み方法】 委託機関に直接、検診車は市に申込み</p>	<p>○女性特有のがん検診推進事業(子宮がん)</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【対象者】 20歳・25歳・30歳・35歳・40歳(前年度末年齢)</p> <p>【検診項目】 頸がん検診</p> <p>【実施方法】 医療機関に委託、子宮がん検診車(島根県環境保健公社)</p> <p>【委託先】 委託医療機関12か所、島根県環境保健公社</p> <p>【自己負担金】 無料</p> <p>【周知方法】 個人通知(クーポン券・検診手帳)</p> <p>【結果通知】 集団検診は町から、施設検診は医療機関から通知</p> <p>【申込み方法】 委託医療機関は直接、検診者は当日直接</p>	<p>○女性特有のがん検診推進事業(子宮がん) 合併時から出雲市の例により統一する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.5600

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて		協議細目	各種検診(大腸がん検診)
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。			
現 況		斐 川 町		
出 雲 市	斐 川 町			
<p>○大腸がん検診(郵送検診)</p> <p>【対象者】 40歳以上の市民</p> <p>【実施方法】 委託(出雲市立総合医療センター・島根難病研究所・島根県環境保健公社・JA 島根厚生連・出雲市民病院)</p> <p>【内容】 免疫便潜血検査2日法</p> <p>【実施時期】 11月から翌年3月</p> <p>【委託料】 1,518円</p> <p>【自己負担金】 300円</p> <p>【周知方法】 広報、ホームページ、JA 放送、検査機関から案内</p> <p>【申込み方法】 直接検査機関へ</p> <p>【結果通知】 検査機関から通知</p>	<p>○大腸がん検診(郵送検診)</p> <p>【対象者】 40歳以上の町民</p> <p>【実施方法】 委託(JA 島根厚生連)</p> <p>【内容】 免疫便潜血検査2日法</p> <p>【実施時期】 申込み(12月)JA 島根厚生連へ直接容器配布と検体提出(1月)</p> <p>【委託料】 1,425円</p> <p>【自己負担金】 300円</p> <p>【周知方法】 11月末案内を全戸配布(申込みハガキ兼ねる)、無線</p> <p>【結果通知】 検査機関から通知</p>			
<p>○大腸がん検診(集団) 未実施</p>	<p>○大腸がん検診(集団)</p> <p>【対象者】 40歳以上の町民</p> <p>【実施方法】 委託(JA 島根厚生連) 申込みは JA 斐川町へ</p> <p>【内容】 免疫便潜血検査2日法</p> <p>【実施時期】 夏の農協検診に併せ実施(8月頃)</p> <p>【委託料】 1,300円</p> <p>【自己負担金】 300円</p> <p>【結果通知】 検査機関より</p>			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.5700

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	各種検診(前立腺がん検診)
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。		
現 況		斐 川 町	
出 雲 市	<p>○前立腺がん検診</p> <p>【期間】 10月から11月の2か月間</p> <p>【場所】 出雲市立総合医療センター・島根難病研究所</p> <p>【対象】 50歳・55歳・60歳・65歳の男性50人</p> <p>【内容】 血液検査(前立腺特異抗原測定)</p> <p>【実施方法】 出雲市立総合医療センター・島根難病研究所に委託</p> <p>【委託料】 2,400円</p> <p>【受診者負担金】 600円</p> <p>【通知方法】 広報、ホームページ、JA放送</p> <p>【結果通知】 検査機関から通知</p> <p>【申込み方法】 市へ申込み</p>	○前立腺がん検診 未実施	○前立腺がん検診 合併時から新市の事業として実施する。

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.6100

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	各種検診(肝炎ウイルス検診)
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
<p>○肝炎ウイルス検診 (補助事業) * 特定健康診査実施時に同時に行う</p> <p>【期間】 7月～9月(個別)6月～12月(集団)</p> <p>【場所】 市内委託医療機関及び集団検診</p> <p>【対象】 節目(40歳・節目外(リスク者)要指導者)</p> <p>【内容】 問診、血液検査</p> <p>【委託料】 (C型+B型) (C型) (B型) 節目・節目外 3,076円・2,772円・1,816円 要指導者 3,937円・3,633円・2,677円</p> <p>【受診者負担金】 無料</p> <p>【通知方法】 広報、ホームページ</p> <p>【結果通知】 医療機関を再診し、結果を聞くか、医療機関からの結果送付。</p>	<p>○肝炎ウイルス検診 (補助事業) * 特定健康診査実施時に同時に行う。</p> <p>【期間】 8月～10月</p> <p>【場所】 町内ほか委託医療機関(12・内1眼科)</p> <p>【対象】 年度末年齢40歳の節目</p> <p>【内容】 問診、血液検査</p> <p>【委託料】 (C型+B型) (C型) (B型) 国保加入者 3,076円・2,772円・1,816円 社保加入者 3,401円・3,097円・2,141円</p> <p>【受診者負担金】 ・国保加入者 1,000円 ・社保加入者 2,000円 ・住民税非課税世帯・生活保護世帯 無料</p> <p>【通知方法】 個人通知のほか、広報、防災無線</p> <p>【結果通知】 医療機関を再診し、結果を聞く。結果表を切り取り本人に渡す。</p>	<p>○肝炎ウイルス検診 -合併時から出雲市の例により統一する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.6200

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	各種検診(歯周疾患検診)
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
<p>○歯周疾患検診</p> <p>【期間】 10月から12月</p> <p>【場所】 歯科医療機関</p> <p>【対象】 40歳、50歳、60歳、70歳</p> <p>【内容】 問診、歯及び歯周組織等口腔内状況検査</p> <p>【実施方法】 市内歯科医療機関に委託</p> <p>【委託料】 4,253円</p> <p>【受診者負担金】 500円</p> <p>【通知方法】 個人通知、広報、ホームページ</p> <p>【結果通知】 歯科医療機関から直接</p>	<p>○歯周疾患検診 未実施</p>	<p>○歯周疾患検診 合併時から新市の事業として実施する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.9602

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて		協議細目	一般不妊治療費助成事業
調整の方針	出雲市のみで実施している一般不妊治療費助成事業については、合併時から新市の事業として実施する。			
現 況		斐 川 町		
出 雲 市	<p>○一般不妊治療に要した費用(保険適用の不妊検査及び治療、人工授精)の一部を助成する。</p> <p>○助成金の額は、1年につき3万円を上限とする。</p> <p>○一夫婦に対する助成金を交付する期間は、当該夫婦が一般不妊治療を開始した月から3年間とする。ただし、やむを得ない事情により治療を中断したときはその期間を除く。</p>	<p>該当事業なし</p> <p>出雲市の例により統一する</p>		

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.11400

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて	協議細目	食育推進計画
調整の方針	出雲市と斐川町がそれぞれ策定している現行の計画を新市へ引き継ぎ、合併後速やかに新たな食育推進計画を策定する。		
	現	出雲市	斐川町
調整の具体的内容	<p>○平成 17 年 12 月「出雲市食育のまちづくり条例」を制定した。</p> <p>【出雲市食育のまちづくり推進計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定：出雲市食育のまちづくり推進会議 ・策定の時期：平成 18 年 6 月 ・計画期間：5 年(平成 18 年度～22 年度) <p>※平成 22 年度は次期計画(平成 23 年度～27 年度)の策定年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の内容：食育のまちづくりの基本方針、視点、推進目標、市の取り組みなど ・根拠法令等：出雲市食育のまちづくり条例 <p>【出雲市食育のまちづくり推進会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長：委員の互選により決定 ・委員：20 人以内(現在 18 人) ・会議の開催：年 2 回程度 ・内容：推進計画の策定と施策の推進 ・事務局：健康増進課 ・根拠法令等：出雲市食育のまちづくり条例 <p>【出雲市食育のまちづくり推進委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の説明：食育のまちづくり施策を総合的かつ効果的に進めるために設置した庁内連絡組織 ・委員長：健康福祉部長 ・会議の開催：年 1 回程度 ・庶務担当：健康増進課 ・根拠法令等：出雲市食育のまちづくり推進委員会設置要領 	<p>○斐川町食育推進計画の条例制定はなし。</p> <p>【斐川町食育推進計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定：庁内関係各課調整会議及び作業部会 ・策定の時期：平成 22 年 3 月 ・計画期間：5 年(平成 22 年度～26 年度) ・進行管理：斐川町健康づくり推進協議会(年 3 回) ・計画内容：主旨、斐川町食育推進の基本理念、基本方針、町民一人ひとりの食育の取り組み(ライフステージごとの取り組み)、各関係機関・団体等の連携と取り組み、評価指標、資料(食生活実態等) ・メッセージ「食育でつなごう みんなの笑顔」 <p>【斐川町健康づくり推進協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長：久木地区健康づくり推進協議会会長 ・委員：16 人 ・内容：斐川町健康計画の策定・推進 ・事務局：健康福祉課 <p>【庁内関係各課調整会議及び作業部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斐川町食育推進計画策定のための会議・作業部会 ・関係課：企画財政課・農林振興課・学校教育課・生涯学習課・給食センター・健康福祉課(保育所担当・健康係) ・事務局：健康福祉課(栄養士・保健師 2 名) 	

協議第 43 号

各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターは、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、職員体制を含めた運営方法について検討する。

2 ひとり親家庭等児童入学就職支度金

出雲市のみで実施しているひとり親家庭等児童入学就職支度金については、出雲市の支給要綱に基づき、合併時から新市の事業として実施する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ No.5900-1

協議項目	各種事務事業(児童福祉関係)の取扱いについて	協議細目	地域子育て支援センター事業
調整の方針	地域子育て支援センターは、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、職員体制を含めた運営方法について検討する。	調整の具体的内容	
	【施設】 ： 9施設 子育て支援センター-運営事業 ①いずも子育て支援センター(塩冶町) 嘱託保育士・臨時保育士・パート看護師 各1名 ②ひらた子育て支援センター(平田町) 臨時職員3名 ③さだ子育て支援センター(市立須佐保育所) 臨時保育士1名 ④たき子育て支援センター(たき保育園 委託) 委託 保育士1名 ⑤こりよう子育て支援センター(ハマナス保育園 委託) 委託 保育士2名 ⑥たいしいや子育て支援センター(大社健康福祉センター) 嘱託保育士・臨時保育士 各1名 ⑦新町あかちゃんルーム(今市町新町) 臨時保育士2名 ⑧さんびーの広場(さんびーの出雲内) 臨時保育士2名 ⑨中央保育所れもん組(市立中央保育所) 臨時保育士2名 【目的】 少子化、核家族化、女性の社会進出など社会経済情勢の変動とともに、子育ての環境が大きく変化しているなか、子育てをしている全ての家族を対象に、地域で子育てを支援するサービスとして実施。	【施設】 ： 1施設 斐川町子育て支援センター (まめなが一番館で直営実施) 職員体制：正規保育士1名・臨時保育士2名 (斐川町保育事業実施計画により、正規保育士の複数配置化を計画)	●職員体制の調整が必要である。

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ No.5900-2

協議項目	各種事務事業(児童福祉関係)の取扱いについて	協議細目	地域子育て支援センター事業
調整の方針		地域子育て支援センターは、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、職員体制を含めた運営方法について検討する。	
現 況		斐 川 町	
出 雲 市	斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
<p>【事業内容】：年間利用人数 56,030 人 親子の交流と遊び場の提供 子育ての相談 子育てに関する情報の収集・提供 子育てサークル等の支援 等</p> <p>【財源】 地域子育て支援拠点事業費補助金(国県補助) しまね子育て総合支援推進事業補助金(県補助)</p> <p>【平成22年度予算額】 40,700千円 財源 県 19,744千円 市 20,956千円</p> <p>【開館日】 月～土 9:00～16:00 いずも子育て支援センター 月～金 9:00～16:30 こりよう子育て支援センター 月～金 9:30～16:00 新町あかちゃんルーム、さんびーの広場 たいしや子育て支援センター 月～金 9:30～15:00 中央保「れもん組」、さだ子育て支援センター 月～木 9:30～16:30 ひらた子育て支援センター 土・日・祝 火・金 9:30～11:30 たき子育て支援センター</p>	<p>【事業内容】：年間利用人数 8,703 人 親子の交流と遊び場の提供 子育ての相談 子育てに関する情報の収集・提供 子育てサークル等の支援</p> <p>【財源】 地域子育て支援拠点事業(国県補助)のセンター型で実施</p> <p>【平成22年度予算額】 5,730千円 財源 国 2,378千円 町 3,352千円</p> <p>【開館日】 月～金 9:30～16:00 (健康センターを併設するまめなが一番館で、多様な 育児相談に正規保健師、臨時栄養士も含めて対応)</p>		

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ No.6300

協議項目	各種事務事業(児童福祉関係)の取扱いについて		協議細目	ひとり親家庭等児童入学就職支度金
調整の方針	出雲市のみで実施しているひとり親家庭等児童入学就職支度金については、出雲市の支給要綱に基づき、合併時から新市の事業として実施する。			
現 況		斐 川 町		
出 雲 市	斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容		
<p>【事業内容】 母子家庭等の児童が小学校・中学校に入学する際、及び義務教育を修了し高等学校等へ進学または就職する場合に、児童の母等に対し、入学就職支度金を支給する。</p> <p>○支度金額 ・上記要件に該当する児童1人につき 15,000円 ・平成21年度実績 229人(児童数)</p> <p>○支給要件 ・申請者が市民税所得割非課税</p> <p>【平成22年度当初予算】 3,400千円(←一般財源)</p>	<p>(該当事業なし)</p>	<p>出雲市の支給要綱に基づき、合併時から新市の事業として実施する。</p>		

協議第 44 号

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（保育関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 保育所施設運営

公立保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

なお、保育所の定員調整については、合併時から出雲市の例により統一する。

2 保育所保育料

保育料については、第 3 子以降の取扱いも含め、合併時から出雲市の例により統一する。

3 私立認可保育所運営費助成

私立認可保育所に対する運営費助成は、合併時から斐川町の私立認可保育所に対しても適用する。

4 私立保育所施設整備補助金

私立保育所施設整備補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ No.6800

協議項目	各種事務事業(保育関係)の取扱いについて	協議細目	保育所施設運営
調整の方針	公立保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、保育所の定員調整については、合併時から出雲市の例により統一する。		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
<p>【保育所数及び定員】 公立:3箇所 定員 165名 私立:41箇所 定員 3,730名</p> <p>【定員管理の調整方針】 定員管理については、定員検討委員会の答申に基づき行っている。</p> <p>【保育料】 別紙のとおり</p> <p>【保育時間】 公立 月～金 7:30～18:30 土 7:30～17:00 対象:中央保育所は、1歳から 須佐・窪田は0才から ※延長保育は須佐保育所が実施</p> <p>【平成22年度予算額】 公立 97,320千円 (正職員人件費除く) 私立運営費 3,960,000千円 財源 国 1,267,612千円 県 665,090千円 保育料等 858,994千円 市 1,168,304千円</p>	<p>【保育所数及び定員】 公立:2箇所 定員 240名 私立:6箇所 定員 475名</p> <p>【定員管理の調整方針】 定員管理については「保育事業実施計画」(H20～25)により調整を図る。</p> <p>【保育料】 別紙のとおり</p> <p>【保育時間】 公立 月～金 (7:30)8:30～16:30(18:30) 土 (7:30)8:30～12:00(18:30) ※延長保育の実施なし</p> <p>【平成22年度予算額】 公立 126,825千円 (正職員人件費除く) 私立運営費 524,000千円 財源 国 157,000千円 県 78,500千円 保育料等 136,400千円 町 152,100千円</p>		<p>-公立保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 -定員管理については、出雲市の定員検討委員会の答申に基づいて行うものとする。 -公立の保育時間については、両市町に相違がないことから、現行の各保育所設置運営条例を現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
調 整 の 具 体 的 内 容			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ No.6900

協議項目	各種事務事業(保育関係)の取扱いについて	協議細目	保育所保育料
調整の方針	保育料については、第3子以降の取扱いも含め、合併時から出雲市の例により統一する。		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
<p>【保育料収入】 平成22年度予算額：858,994千円 ※階層別の保育料徴収基準額は別紙</p> <p>【階層】 17階層</p> <p>【年齢区分】 3歳未満・3歳以上に区分</p> <p>【軽減方法】 同一世帯から2人以上児童が幼稚園または保育園(所)に入園している場合の保育料は、最も年齢の高い児童は基準額、2番目に高い児童は1/2、それ以外の児童は無料</p> <p>3歳未満児最高階層 55,000円 3歳以上児最高階層 44,000円</p> <p>※市単独事業で原則として18歳未満の子で第3子が入所している場合は保育料を無料としている。</p>	<p>【保育料収入】 平成22年度予算額：202,000千円 ※階層別の保育料徴収基準額は別紙</p> <p>【階層】 17階層</p> <p>【年齢区分】 3歳未満・3歳以上に区分</p> <p>【軽減方法】 ※基本的に運営費制度どおり 同一世帯から、保育所、幼稚園等に入所している児童で、最も年齢の高い児童は基準額、2番目に高い児童は1/2、それ以外の児童は徴収なし</p> <p>3歳未満児最高階層 55,000円 3歳以上児最高階層 44,000円</p> <p>※県の第3子以降保育料軽減事業は未実施</p>		<p>保育料については、第3子以降の取扱いも含め、合併時から出雲市の例により統一する。</p>

保育支援施策の比較

1. 保育受入体制

比較内容		出雲市	斐川町
22.4 当初就学前児童数 (保育所への入所率)		7,829人 (入所率:51.71%)	1,429人 (入所率:53.67%)
認可保育所数(公立数), 認可外保育施設数		認可:44施設(公立:3), 認可外:3施設	認可:8施設(公立:2), 認可外:なし
22年度認可保育園定員数 (弾力化運用(120%)での総定員数)		3,895人 (4,674人)	715人 (858人)
22.4 当初の在籍児童数		4,048人 (斐川から19人)	767人 (出雲から6人)
21年度の保育所在籍延べ児童数		50,628人	9,530人
21年度保育料総徴収額 (1人当たりの保育料徴収額)		859,847千円	195,750千円
21年度保育料総徴収額 (1人当たりの保育料)		4,427,278千円	777,420千円
21年度保育料総徴収額 (1人当たりの保育料)		16,980円/月	20,540円/月
21年度保育料総徴収額 (1人当たりの保育料)		87,450円/月	81,580円/月

2. 保育料徴収金基準額

区分	各階層区分の定義		各階層区分の定義	
	生活保護世帯等	3歳未満児	3歳以上児	3歳以上児
第1階層		0円	0円	0円
第2階層	前年度市町村民税が非課税の世帯 〃(母子世帯、在宅障害者のいる世帯)	8,000円	5,500円	0円
第3階層	前年分の所得税が非課税世帯	0円	0円	0円
第4階層	前年分の所得税が非課税世帯	16,000円	11,000円	10,000円
第5階層	前年分の所得税が非課税世帯	15,000円	10,000円	9,000円
第6階層	前年分の所得税が非課税世帯	18,000円	13,000円	12,000円
第7階層	前年分の所得税が非課税世帯	17,000円	12,000円	11,000円
第8階層	前年分の所得税が非課税世帯	21,000円	17,000円	13,200円
第9階層	前年分の所得税が非課税世帯	23,000円	18,000円	15,800円
第10階層	前年分の所得税が非課税世帯	26,000円	20,000円	17,200円
第11階層	前年分の所得税が非課税世帯	28,000円	22,000円	18,600円
第12階層	前年分の所得税が非課税世帯	31,000円	25,000円	20,000円
第13階層	前年分の所得税が非課税世帯	34,000円	28,000円	25,600円
第14階層	前年分の所得税が非課税世帯	39,000円	31,000円	31,000円
第15階層	前年分の所得税が非課税世帯	45,000円	34,000円	33,000円
第16階層	前年分の所得税が非課税世帯	47,000円	36,000円	36,000円
第17階層	前年分の所得税が非課税世帯	49,000円	38,000円	38,000円
		51,000円	40,000円	40,000円
		53,000円	42,000円	42,000円
		55,000円	44,000円	44,000円

同時入所の場合	上記の基準額	
	保育料 × 0.5	無料
最も年齢の高い児童	上記の基準額	無料
2番目に年齢の高い児童	保育料 × 0.5	無料
上記以外の児童 (3番目以降)	無料	無料
18歳未満の子が3人以上いる世帯の第3子以降	無料	無料

3. 特別保育事業（補助事業）

比較内容	出雲市		斐川町	
	施設数	料金	施設数	料金
延長保育事業（就労時間に対応し、夕方1時間の延長保育）	42施設	300円/時間 30分刻みなし	6施設	300円/時間
休日保育事業（日曜日、祝日就労等に対応する保育）	減免制度あり	2,100円/日 給食あり:2,400円	1施設	減免制度なし 3,000円/日 給食なし, 半日1,500円
一時預かり保育事業（国庫補助対象: 一時的な預かり保育）	7施設	~4時間: 900円 4時間~: 1,800円	6施設	~4時間: 1,100円 4時間~: 2,200円
長時間保育事業（夜間就労に対し、夜10時または夜1時まで延長保育）	15施設	22時迄: 1施設(1時間300円) 延長1時間ごとに 50円) 25時迄: 1施設(1時間300円) 延長1時間ごとに100円)	無	—
夜間保育事業（夜間就労に対応し11時~22時、夜2時まで保育延長可）	2施設	通常の保育料	無	—
特定保育事業（月64時間以上のパート就労に対応する保育）	1施設	月96時間未満14,400円 月96時間超 21,600円	無	—
病後児保育・安静保育（対象: 小学校3年生までの児童）	6施設	1,500円/日 朝夕の延長: 500円	無	—
	4施設		無	—

4. 助成事業（単独・上乗せ補助）

比較内容	出雲市	斐川町
認可保育所への運営費補助金（保育内容・職員の資質向上を目的として交付）	在園児1人当たり 22,000円/年	制度なし
看護師配置費補助金（常勤・非常勤・パート等の看護師配置した保育所に交付）	勤務時間により 7,200円~24,570円/月 上乗せ補助(月額)障がい児1人: 144千円, 2人: 180千円, 3人~: 72千円, 加配: 36千円/人)	制度なし
障がい児保育事業（障がい児, 加配の必要な児の受入れ）	上乗せ補助（28園実施: 270千円/園）	県単補助のみ(月額) 障がい児2人まで: 36千円, 加配児: 50千円
一時保育事業（一時的な保育の受入れ）	市単独助成（事業区分別に 50~500千円）	県単補助のみ（2園実施: 126千円/園）
地域活動事業（世代交流, 保育体験, 食育推進, 低学年受入れ事業）	市単独助成（41園: 60千円/園）	制度なし
保育料収納協力助成事業	上乗せ助成	制度なし
認可外保育施設運営費助成（3園に対する運営費の一部を助成）	上乗せ助成	該当施設なし

5. 施設整備事業

比較内容	出雲市	斐川町
私立認可保育園整備補助金（国の補助基準に該当する施設整備に対する補助）	補助基準額から国県補助を差し引いた額 福祉医療機構借入額の利子の1/2補給	補助基準額から国県補助を差し引いた額のみ

国基準・他市との保育料の比較

	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層	8階層	9階層	10階層	11階層	12階層	13階層	14階層	15階層	16階層	17階層
3歳未満	8,400	14,000	15,000	17,800	21,000	22,400	23,800	25,200	30,800	36,400	42,000	47,000	49,000	51,000	53,000	55,000
3歳以上	6,000	10,000	12,000	13,200	15,800	17,200	18,600	20,000	25,600	31,000	33,000	36,000	38,000	40,000	42,000	44,000
3歳未満平均			14,500		20,400			26,600			41,800			51,000		
3歳以上平均			11,000		15,400			21,400			33,333			40,000		

	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層	8階層	9階層	10階層	11階層	12階層	13階層	14階層	15階層	16階層	17階層
3歳未満	8,000	16,000	18,000	21,000	23,000	26,000	28,000	31,000	34,000	39,000	45,000	47,000	49,000	51,000	53,000	55,000
3歳以上	5,500	11,000	13,000	17,000	18,000	20,000	22,000	25,000	28,000	31,000	34,000	36,000	38,000	40,000	42,000	44,000
3歳未満平均		17,000		23,333				31,000			43,667			51,000		
3歳以上平均		12,000		18,333				25,000			33,667			40,000		

	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層	8階層	9階層	10階層	11階層	12階層	13階層	14階層	15階層	16階層	17階層
3歳未満	9,000	19,500		30,000			44,500				61,000			80,000		104,000
3歳以上	6,000	16,500		27,000			41,500				58,000			77,000		101,000

松江市

3歳未満	7,000	15,600		19,800			29,800				46,100			46,100		55,000
3歳以上	4,800	13,000		17,400			27,400				27,400			27,400		36,300
4歳以上							26,900				26,900			26,900		35,800

雲南市

3歳未満	7,200	15,600		24,000			35,600				42,700			48,000		52,000
3歳以上	4,500	12,400		20,300			31,200				37,700			42,400		45,500

米子市 (人口 148,873人:H20)

3歳未満	8,000	17,800		26,900			38,250				50,750			64,000		70,000
3歳以上	6,000	15,700		24,250			34,300				37,000			40,000		45,000
4歳以上	6,000	15,700		24,250			30,800				30,800			34,000		39,000

岩国市 (人口 147,571人:H20)

3歳未満	6,300	9,900	13,600	20,900			32,100				46,700			56,000		61,600
3歳以上	4,200	7,800	11,500	18,800			25,500				27,000			27,000		28,000

山口市 (人口 187,648人:H20)

3歳未満	4,000	9,000	11,000	22,500			35,000				52,000			62,000		72,000
3歳以上	3,000	7,000	9,000	19,500			26,000				26,000			26,000		30,000
4歳以上	3,000	7,000	9,000	19,500			26,000				26,000			26,000		27,000

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ No.7000

協議項目	各種事務事業(保育関係)の取扱いについて	協議細目	私立認可保育所運営費助成
調整の方針		調整の具体的内容	
	現 況	斐 川 町	
調整の方針	<p>私立認可保育所に対する運営費助成は、合併後から斐川町の私立認可保育所に対しても適用する。</p>	斐川町	私立認可保育所運営費助成
協議項目	<p>各種事務事業(保育関係)の取扱いについて</p>		
	<p>①【私立認可保育所運営費補助金】 私立認可保育所に対し、保育内容・職員の資質向上を目的として交付 ・補助対象経費 運営費に対する補助を基本としているが、例外的に保育所の施設整備や用地に要する経費、理事・役員の旅費・費用弁償等への使用も認めている。 ・補助額(市単) 補助額は園児1人当たり22,000円 平成22年度=22,000円×4,000人=88,000千円</p> <p>②【私立認可保育所看護師配置費補助金】 常勤、非常勤・パート等の看護師を配置した保育所に対し、交付 ○常勤の場合 国家公務員福祉職短大卒初任給月額と実際の給与月額との差額(ただし、国家公務員看護師初任給月額と国家公務員福祉職短大卒初任給月額との差額を限度)を基準とし、在籍月数、期末勤働手当分を補助 月額 24,570円 ○非常勤・パートの場合 1日4時間以上、開所日数の概ね80%以上勤務の者を対象</p> <p>1日の勤務時間 4時間以上5時間未満 月額 7,200円 5時間以上6時間未満 月額 9,000円 6時間以上 月額 11,700円</p>	<p>制度なし(実施していない)</p> <p>(左欄の続き:出雲市) ・補助額(市単) 平成22年度予算額=6,040千円</p> <p>③【保育料収納協力補助】 ・補助額(市単) 平成22年度予算額=2,460千円 (60,000円×41園)</p>	<p>斐川町の法人保育園は、合併時から出雲市の制度を適用する。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ No.7110

協議項目	各種事務事業(保育関係)の取扱いについて	協議細目	私立保育所施設整備費補助金
調整の方針	私立保育所施設整備費補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。		
	出雲市	斐川町	調整の具体的内容
<p>【①認可保育所施設整備費補助金】 認可保育所に対し、国及び県が定める補助事業の採択を受けた施設整備事業(増設、増改築、改築並びに大規模修繕等)の補助基準額から国県補助金他を差し引いた額以内を補助金として交付</p> <p>【②認可保育所施設整備費資金利子補給金(市単独補助)】 社会福祉法人が保育所の創設、拡張、移転改築又は災害復旧に要する資金として、福祉医療機構から融資を受けた資金に係る利子の支払いに要する経費の1/2を補給</p> <p>○平成22年度予算額 24,023千円</p>	<p>【私立保育所施設整備費補助金】 認可保育所に対し、国及び県が定める補助事業の採択を受けた施設整備事業(増設、増改築、改築並びに大規模修繕等)に要する費用のうち町が補助する額について、予算の範囲内で斐川町私立保育所施設整備費補助金を交付</p> <p>※利子補給金に類似する助成はない。</p>	<p>合併時から出雲市の例により統一する。</p> <p>【単独補助】 利子補給については、合併時から出雲市の要綱に基づき、斐川町にも適用する。(合併後に行われた施設整備に適用する。)</p>	

協議第 45 号

各種事務事業（環境関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（環境関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（環境関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 ごみの分別方法

ごみの分別方法は、合併時から出雲市の例により統一し、次のとおりとする。

(1) 燃えるごみ

(2) 燃えないごみ

①破砕ごみ、②埋立ごみ、③使用済筒型乾電池、④使用済蛍光灯管

(3) 資源ごみ

①飲料用空き缶、②空きびん、③ペットボトル、④古紙（新聞、ダンボール、雑誌、雑紙、紙パック）、⑤廃食用油、⑥使用済割りばし

(4) 粗大ごみ

2 ごみの収集方法、収集頻度

ごみの収集方法、収集頻度は、合併時から出雲市の例により統一する。

事業系ごみの回収についても合併時から出雲市の例により統一する。

3 ごみの収集体制

合併時から出雲市の例により統一する。

ただし、斐川町の燃えるごみについては、平成27年度までの間は、現行のと通りの収集体制とする。

4 ごみの指定袋・指定券及び販売方法

ごみの指定袋・指定券については、合併時から出雲市の例により規格を統一する。

ただし、現行の斐川町のごみの指定袋については、当分の間は利用できることとする。

販売方法及び販売委託料については、合併時から出雲市の例により統一する。

5 ごみ手数料

ごみ手数料については、合併時から出雲市の例により次のとおりとする。

(1) 収集ごみ家庭系手数料 (袋容量：大40ℓ、小20ℓ)

分別区分	指定袋	収集券
可燃ごみ	大 50円/枚	50円/枚
	小 30円/枚	
破砕ごみ	大 50円/枚	50円/枚
	小 30円/枚	
埋立ごみ	大 50円/枚	50円/枚
	小 30円/枚	
資源ごみ	大 10円/枚	収集券なし
	小 5円/枚	
粗大ごみ	指定袋なし	1,000円/枚

(2) 収集ごみ事業系手数料 (袋容量：40ℓ)

分別区分	指定袋	収集券
可燃ごみ	120円/枚	120円/枚
破砕ごみ	120円/枚	120円/枚
埋立ごみ	120円/枚	120円/枚

(3) 直接搬入手数料

- ・家庭系ごみ 可燃ごみ・不燃ごみ 50円/10kg
- ・事業系ごみ 可燃ごみ・不燃ごみ 150円/10kg
- ・動物の死体 3,000円/1体

6 ごみのステーション（収集ボックス・集積場）設置に対する助成
合併時から出雲市の例により統一する。

【補助条件】①設置経費が1万円以上。
②5世帯以上が利用すること。

【補助金額】①5世帯～19世帯＝補助率1/2で上限5万円
②20世帯以上＝補助率1/2で上限15万円

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.4000

協議項目	各種事務事業(環境関係)の取扱いについて	協議細目	ごみの分別方法
調整の方針	<p>ごみの分別方法は、合併時から出雲市の例により統一し、次のとおりとする。</p> <p>(1)燃えるごみ (2)燃えないごみ ①破砕ごみ、②埋立ごみ、③使用済筒型乾電池、④使用済蛍光灯管 (3)資源ごみ ①飲料用空き缶、②空きびん、③ペットボトル、④古紙(新聞、ダンボール、雑誌、雑紙、紙パック)、⑤廃食用油、⑥使用済割りばし</p>		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
<p>【可燃ごみ】 ①可燃ごみ</p> <p>【不燃ごみ】 ①破砕ごみ ②埋立ごみ ③粗大ごみ ④有害ごみ(水銀体温計、筒型乾電池、蛍光灯管)</p> <p>【資源ごみ】 ①飲料用空き缶 ②空きびん ③ペットボトル ④古紙(新聞、ダンボール、雑誌、雑紙、紙パック) ⑤廃食用油 ⑥使用済割りばし</p>	<p>【可燃ごみ】 ①可燃ごみ ②ビニール・プラスチック</p> <p>【不燃ごみ】 ①ペットボトル ②カン ③ビン・陶器 ④破砕ごみ ⑤乾電池(有害ごみ) ⑥蛍光球、蛍光管類・体温計・鏡 ⑦取り灰</p>		<p>○出雲市の例により統一する</p> <p>【燃えるごみ】 ① 燃えるごみ(ビニール・プラスチック)</p> <p>【燃えないごみ】 ④ 砕ごみ ②埋立ごみ ③使用済筒型乾電池 ④使用済蛍光灯管</p> <p>【資源ごみ】 ①飲料用空き缶 ②空きびん ③ペットボトル ④古紙(新聞、ダンボール、雑誌、雑紙、紙パック) ⑤廃食用油 ⑥使用済割りばし</p> <p>【粗大ごみ】 ①粗大ごみ</p> <p><斐川町の主な変更> ①ビン・陶磁器が埋立ごみ(不燃ごみ)と空きびん(資源ごみ)に分かれる。 ②粗大ごみ収集が増える。 ③乾電池、蛍光灯を分別収集してリサイクル</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.4100-1

協議項目	各種事務事業(環境関係)の取扱いについて	協議細目	ごみの収集方法、収集頻度
調整の方針		ごみの収集方法、収集頻度は、合併後、出雲市の例により統一する。事業系ごみの回収についても合併時から出雲市の例により統一する。	
現況		調整の具体的内容	
出雲市	斐川町		
<p>【収集形態】 可燃ごみ：民間業者委託(佐田区域を除く) 不燃ごみ：民間業者委託(佐田区域を除く) 資源ごみ：民間業者委託(佐田区域を除く) ※佐田区域は、第3セクター(㈱すばる企画)へ委託</p> <p>【収集方法】 (1)家庭系ごみ ①ステーション方式 ごみの分類：可燃ごみ、不燃ごみ 収集箇所数：可燃ごみ約2,800カ所 不燃ごみ約1,700カ所 ②戸別収集方式：連坦地のみ ごみの分類：可燃ごみ 収集箇所数：連坦地のみ 世帯数不明 ※収集時に一定の場所に集積 ③拠点方式 ごみの分類：可燃ごみうち古紙等 収集箇所数：可燃ごみ(出雲地域：23ヶ所) ④ごみの持ち出し回数 世帯で1回に4個まで ⑤粗大ごみ 戸別収集方式 (2)廃食油 回収方法：拠点回収(47箇所)</p>	<p>【収集形態】 可燃ごみ：民間業者委託(公用収集) 不燃ごみ：民間業者委託(公用収集) 有害ごみ：民間業者委託(公用収集) 資源ごみ：民間業者委託</p> <p>【収集方法】 (1)家庭系ごみ ①ステーション収集方式 ・可燃 535カ所 ・不燃 303カ所 ②戸別収集方式：連坦地のみ ごみの分類：可燃ごみ 収集箇所数：旧街地及び新川中央線沿線で個別収集箇所あり。 ③拠点方式 ④ごみの持ち出し回数：個数制限なし ⑤粗大ごみ 直接搬入のみ</p> <p>(2)廃食油 回収方法：拠点回収(9箇所)</p>	<p>○出雲市の例により統一する。 ・戸別収集はできるだけ拠点回収に移行する。 ・事業系ごみの回収は出雲市に統一する</p> <p><斐川町の主な変更> ・粗大ごみ 戸別収集</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.4100-2

協議項目	各種事務事業(環境関係)の取扱いについて		協議細目
調整の方針	ごみの収集方法、収集頻度は、合併後、出雲市の例により統一する。事業系ごみの回収についても合併時から出雲市の例により統一する。		ごみの収集方法、収集頻度
調整の具体的な内容			
現 況		斐 川 町	
出 雲 市	(3)事業系ごみ		
<p>直接搬入もしくは許可業者による搬入とステーション方式(可燃ごみ、不燃ごみ)を併用 ステーション方式の場合は家庭ごみに準ずる</p> <p>【収集頻度】 ①可燃ごみ:週2回 ②不燃ごみ:月1~2回 ③資源ごみ:月1~2回(拠点方式) 直接搬入もしくは許可業者による搬入</p> <p>【リサイクルステーション】 ・出雲地域 品 目:古紙 開設日:火曜日(6箇所) 水曜日(7箇所) 木曜日(9箇所) 時 間:午前7時30分~午後1時 ・大社地域 品 目:古紙、空き缶、空きびん、ペットボトル 開設日:品目毎に曜日を設定(4箇所) 時 間:午前7時30分~正午 ・平田、佐田、多伎、湖陵地域 品 目:古紙 ☆各地区でステーション、曜日、時間を設定</p>	<p>(3)事業系ごみ 許可業者委託 または直接搬入</p> <p>【収集頻度】 ①可燃ごみ 週2回 ②不燃ごみ 月4回 ③有害ごみ 月1回 ④資源ごみ 月8回(土、日) (資源ごみは、不燃ごみとして収集)</p> <p>【リサイクルステーション】 リサイクルステーションは、毎週土曜日、日曜日(各午前8時30分~午後5時)に開設。 ・古紙、古布、衣類は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場1箇所) ・廃食油 は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場1箇所、環境学習センター1箇所) ・使用済み割りばし (公民館7箇所、役場1箇所)</p>		
	<p>斐川町で公民館事業としてリサイクルステーションにより収集している古紙、古布、リサイクル衣類については、現行のとおり引き継ぎ、合併後に統一する。</p>		

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.4200

協議項目	各種事務事業(環境関係)の取扱いについて	協議細目	ごみの収集体制
調整の方針	合併時から出雲市の例により統一する。 ただし、斐川町の燃えるごみについては、平成27年度までの間は、現行のとおり収集体制とする。		
調整の具体的内容			
【収集体制】 ①可燃ごみ ②不燃ごみ ③資源ごみ	出雲市	斐川町	調整の具体的内容
許可業者委託 許可業者委託 許可業者委託	現	斐川町	出雲市の例により統一する。 但し、可燃ごみについては平成27年度までの間は現行の収集体制とする。 (央道町斐川町環境衛生組合の解散時における斐川町と央道町で締結した「解散に関する協議書」により職員の身分を担保することとしているため)
【収集体制】 ①可燃ごみ ②不燃ごみ ③資源ごみ	出雲市	斐川町	調整の具体的内容
許可業者委託 許可業者委託 許可業者委託	現	斐川町	調整の具体的内容

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.4500-1

協議項目	各種事務事業(環境関係)の取扱いについて		協議細目	ごみ手数料				
調整の方針	別紙のとおり							
調整の具体的内容								
現		斐川町						
出雲市	斐川町							
<p>【収集手数料】 《家庭用》</p> <p>①可燃ごみ 指定袋(大)50円/袋 (小)30円/袋</p> <p>②破砕ごみ 収集券(40%相当) 50円/枚 指定袋(大)50円/袋 (小)30円/袋</p> <p>③埋め立てごみ 収集券(40%相当) 50円/枚 指定袋(大)50円/袋 (小)30円/袋</p> <p>④粗大ごみ(最大2mまで) 収集券 1,000円/枚</p> <p>⑤資源ごみ(空き缶、空きびん、ペットボトル) 指定袋(大)10円/袋 (小) 5円/袋</p> <p>収集券 なし</p> <p>・古紙 指定袋、収集券なし・無料</p> <p>⑥有害ごみ</p> <p>(1)筒型乾電池 指定袋、収集券なし・無料</p> <p>(2)蛍光灯ほか 指定袋、収集券なし・無料</p>	<p>【収集手数料】 《家庭用》</p> <p>①可燃ごみ 指定袋(大)=50円/袋 (小)=25円/袋</p> <p>②不燃ごみ 指定袋(大)=50円/袋 (小)=25円/袋</p> <p>③有害ごみ 指定なし・無料</p> <p>水銀体温計、筒型乾電池、蛍光灯、鏡</p>				<p>ごみ手数料については、合併時から出雲市の例により統一する。</p> <p>○家庭ごみ</p> <p>1. 可燃ごみ(指定袋) 大 50円/袋 小 30円/袋 (収集券) 50円/枚</p> <p>2. 破砕ごみ(指定袋) 大 50円/袋 小 30円/袋 (収集券) 50円/枚</p> <p>3. 埋立ごみ(指定袋) 大 50円/袋 小 30円/袋 (収集券) 50円/枚</p> <p>4. 資源ごみ 指定袋) 大 10円/袋 小5円/袋</p> <p>5. 粗大ごみ 1,000円/枚</p> <p>○事業所ごみ(事業系一般廃棄物)</p> <p>①可燃ごみ②破砕ごみ③埋立ごみ 指定袋は、いずれも大(40%)だけで120円/枚 収集券 120円/枚</p>			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.4500-2

協議項目	各種事務事業(環境関係)の取扱いについて	協議細目	ごみ手数料
調整の方針	別紙のとおり		
調整の具体的内容			
現 況		斐 川 町	
出 雲 市	斐 川 町		
<p>《事業所用》</p> <p>①可燃ごみ 指定袋(大)120円/袋 収集券(40枚相当)120円/枚</p> <p>②破碎ごみ 指定袋(大)120円/袋 収集券(40枚相当)120円/枚</p> <p>③埋め立てごみ 指定袋(大)120円/袋 収集券(40枚相当)120円/枚</p> <p>④粗大ごみ 直接搬入</p> <p>⑤古紙 原則古紙回収業者への持ち込み。 少量の場合は拠点回収。</p> <p>《直接搬入手数料》</p> <p>家庭系ごみ 可燃ごみ・不燃ごみ 50円/10^{kg}</p> <p>事業系ごみ 可燃ごみ・不燃ごみ 150円/10^{kg}</p> <p>動物の死体 3,000円/1体</p>	<p>《事業所用》</p> <p>可燃ごみ・不燃ごみとも指定袋なし。 事業所が直接搬入か許可業者による搬入を行う。</p> <p>《直接搬入手数料》</p> <p>①可燃ごみ 50円/10^{kg}</p> <p>②不燃ごみ 420円/100^{kg} 有害ごみを含む</p>	<p>《事業所用》</p> <p>指定袋(大)120円/袋 収集券(40枚相当)120円/枚</p> <p>指定袋(大)120円/袋 収集券(40枚相当)120円/枚</p> <p>指定袋(大)120円/袋 収集券(40枚相当)120円/枚</p> <p>直接搬入</p> <p>原則古紙回収業者への持ち込み。 少量の場合は拠点回収。</p> <p>《直接搬入手数料》</p> <p>家庭系ごみ 可燃ごみ・不燃ごみ 50円/10^{kg}</p> <p>事業系ごみ 可燃ごみ・不燃ごみ 150円/10^{kg}</p> <p>動物の死体 3,000円/1体</p>	<p>《事業所用》</p> <p>可燃ごみ・不燃ごみとも指定袋なし。 事業所が直接搬入か許可業者による搬入を行う。</p> <p>《直接搬入手数料》</p> <p>①可燃ごみ 50円/10^{kg}</p> <p>②不燃ごみ 420円/100^{kg} 有害ごみを含む</p>
		<p>《事業所用》</p> <p>可燃ごみ・不燃ごみとも指定袋なし。 事業所が直接搬入か許可業者による搬入を行う。</p> <p>《直接搬入手数料》</p> <p>①可燃ごみ 50円/10^{kg}</p> <p>②不燃ごみ 420円/100^{kg} 有害ごみを含む</p>	<p>《事業所用》</p> <p>可燃ごみ・不燃ごみとも指定袋なし。 事業所が直接搬入か許可業者による搬入を行う。</p> <p>《直接搬入手数料》</p> <p>①可燃ごみ 50円/10^{kg}</p> <p>②不燃ごみ 420円/100^{kg} 有害ごみを含む</p>
		<p>《事業所用》</p> <p>可燃ごみ・不燃ごみとも指定袋なし。 事業所が直接搬入か許可業者による搬入を行う。</p> <p>《直接搬入手数料》</p> <p>①可燃ごみ 50円/10^{kg}</p> <p>②不燃ごみ 420円/100^{kg} 有害ごみを含む</p>	<p>《事業所用》</p> <p>可燃ごみ・不燃ごみとも指定袋なし。 事業所が直接搬入か許可業者による搬入を行う。</p> <p>《直接搬入手数料》</p> <p>①可燃ごみ 50円/10^{kg}</p> <p>②不燃ごみ 420円/100^{kg} 有害ごみを含む</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.4600

協議項目	各種事務事業(環境関係)の取扱いについて	協議細目	ごみの指定袋・指定券及び販売方法
調整の方針	ごみの指定袋・指定券については、合併時から出雲市の例により規格を統一する。ただし、現行の斐川町のごみの指定袋については、当分の間は利用できるとする。販売方法及び販売委託料については、合併時から出雲市の例により統一する。		
	現	斐川町	調整の具体的内容
<p>【指定袋の種類と大きさ】</p> <p>①可燃ごみ 家庭用 小 (700×500) 大 (800×650)</p> <p>事業所用 大 (800×650)</p> <p>収集券 B6版</p> <p>②破砕・埋め立てごみ</p> <p>家庭用 小 (700×500)</p> <p>大 (800×650)</p> <p>事業所用 大 (800×650)</p> <p>収集券 B6版</p> <p>③空き缶・空きびん</p> <p>家庭用 小 (700×500)</p> <p>大 (800×650)</p> <p>④粗大ごみ 収集券 B6版</p>	<p>【指定袋の種類と大きさ】</p> <p>①可燃ごみ 家庭用 小 (600×500) 大 (800×650)</p> <p>②不燃ごみ 家庭用 小 (600×500) 大 (800×650)</p> <p>【販売方法】 指定袋取扱店指定制度</p> <p>【販売店】 小売店 53店舗</p> <p>【販売委託料】 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース 800円(1箱 10,000円) 小1ケース 800円(1箱 10,000円) 不燃ごみ 大1ケース 1,500円(1箱 20,000円) 小1ケース 800円(1箱 10,000円)</p>	<p>○出雲市の例により統一する</p> <p>・指定袋・指定券については、合併時から規格を統一する。</p> <p>・当面斐川町の袋も利用できるものとする</p> <p>・家庭用袋について、現在の小袋を中袋とし、20%未満の袋について、合併後検討する</p> <p>○販売方法及び販売委託料については、出雲市の例により統一する。</p> <p>＜斐川町の主な変更＞</p> <p>・指定袋 小 のサイズが大きくなる (600×500)→(700×500)</p> <p>・収集券ができる</p> <p>・販売店委託料 8%→7%になる</p> <p>・指定袋の作成、配布、保管、販売手数料の変更</p>	
<p>【販売方法】 公金徴収事務委託(買取方式)</p> <p>【販売店】 小売店 277店舗 郵便局 36局(指定袋のみ)</p> <p>【販売委託料】7%(買取額と相殺)平成20年度改定</p>			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.4200

協議項目	各種事務事業(環境関係)の取扱いについて	協議細目	ごみのステーション(収集ボックス・集積場)設置に対する助成
調整の方針		合併時から出雲市の例により統一する。 【補助条件】①設置経費が1万円以上。②5世帯以上が利用すること。 【補助金額】①5世帯～19世帯＝補助率1/2で上限5万円 ②20世帯以上＝補助率1/2で上限15万円	
調整の状況		出雲市	斐川町
<p>【名称】ごみ集積場設置経費補助金〔7,000千円〕</p> <p>【補助対象】ごみ集積場を設置しようとする自治会等</p> <p>【補助条件】</p> <p>①ごみ集積場設置経費が1万円以上であること。</p> <p>②利用する世帯が5世帯以上であること。</p> <p>ただし、分譲宅地等で確実に世帯が増える見込みがある場合を除く。</p> <p>【補助額】</p> <p>①利用世帯が5世帯以上20世帯未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 補助対象経費の2分の1 ・限度額 50,000円 <p>②利用世帯が20世帯以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 補助対象経費の2分の1 ・限度額 150,000円 <p>③集積場を修繕する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 補助対象経費の2分の1 ・限度額 20,000円 <p>【その他】マンション、アパート等集合住宅、宅地分譲(5世帯以上)、区画整理事業も対象とする。</p>	<p>【名称】燃えるごみ収納箱・燃えないごみ集積場設置補助</p> <p>【補助対象】ごみ集積場を設置しようとする自治会等</p> <p>【補助条件】</p> <p>①ごみ集積場設置経費が1万円以上であること。</p> <p>②利用する世帯が10世帯以上であること。</p> <p>ただし、分譲宅地等で確実に世帯が増える見込みがある場合を除く。</p> <p>【補助額】</p> <p>①燃えるごみ収納箱助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 2分の1 ・限度額 60,000円 <p>②燃えないごみ集積場助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 2分の1 ・限度額 150,000円 	<p>出雲市の例により統一する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併時に統一する <p><斐川町の主な変更></p> <p>補助条件</p> <p>利用世帯 10世帯以上 ⇒ 5世帯以上</p> <p>補助額</p> <p>燃えるごみの20世帯未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 上限 60,000円 ⇒ 50,000円 <p>燃えるごみの20世帯以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 上限 60,000円 ⇒ 150,000円 <p>燃えないごみの20世帯未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 上限 150,000円 ⇒ 50,000円 <p>修繕の場合が追加</p>	

協議第 46 号

各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて

合併協定項目24. 各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 農林事業分担金
農業農村整備事業にかかる分担金については、合併時から出雲市の例により統一する。
- 2 農業用排水施設の維持管理
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 土地改良区
両市町にある各土地改良区については現行のとおり引き継ぎ、これらに対する補助金等も現行のとおりとする。
- 4 渇水時における対策
渇水時における斐伊川右岸・左岸における農業水利慣行は、引き続き尊重し、新市において新たな協議の場を設ける。
- 5 農産物生産振興事業
出雲市の「21世紀出雲農業フロンティア・ファイティング・ファンド事業」は出雲地域で、斐川町の「ひかわ産地拡大支援事業」は斐川地域で、新市において事業を継続する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 6310

協議項目	各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて	協議細目	農林事業分担金
調整の方針	農業農村整備事業にかかる分担金については、合併時から出雲市の例により統一する。		
出 雲 市		斐 川 町	
農業農村整備事業分担金比較表のとおり	農業農村整備事業分担金比較表のとおり	調整の具体的内容 農業農村整備事業にかかる分担金については、合併時から出雲市の例により統一する。	

農業農村整備事業分担金比較表

		出雲市	斐川町	備考	
		農道(ほ場整備時の支線農道を除く)	同左		
分担金を徴収しない施設		幹線水路等	同左		
		幹線排水路等	同左		
		ため池(総貯水量2,000t以上)	貯水量の規定 無		
		頭首工(堰を含む)	同左		
分担金を徴収しない事業		ため池廃止事業(国・県補助事業)	—		
市・町営土地改良事業		(事業費-国・県補助金) × 1/3以内	—		
県営土地改良事業		市の負担額 × 1/3以内 (ほ場整備事業の例: 22.5 × 1/3 = 7.5%)	【参考】 経営体育成基盤整備事業 7.5%	【参考】 経営体育成基盤整備事業(制度) (国: 50/県: 27.5/その他: 22.5)	
災害復旧事業	農地	激甚法適用	負担 無	規定 無	
		激甚法適用外	事業費 × 4%	規定 無	
	農業用水施設 (ため池、水路)	激甚法適用	負担 無	負担 無	
		激甚法適用外	事業費 × 2%	負担 無	
林地崩壊防止事業		(事業費-国・県補助金) × 1/2以内	同左	林地崩壊防止事業 国: 2/4 県: 1/4 (県単 国: 0 県: 1/2)	

※出雲市農林事業関係分担金徴収条例による

(参考) 災害復旧事業

単費	受益者分担金 無
13万円～40万円	激甚法適用外の事業に順ずる
40万円～	上表による

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 8100

協議項目	各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて	協議細目
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぐ。	農業用排水施設の維持管理
	出 雲 市	斐 川 町
<p>【排水機場】 [管理人賃金] ○九景、今井川、長浜、船津、若宮、上島、姉谷川、速埴、池の内、平田船川の10箇所 ・電気・水道代について、市が負担 ・管理人賃金 定例運転 14,000円/月 8:00～17:00 800円/時間 17:00～22:00 1,000円/時間 22:00～5:00 1,200円/時間 5:00～8:00 1,000円/時間 ・運転操作員 定例運転 800円/時間 臨時 // (管理人と同じ)</p>	<p>○町有用排水施設管理は、主に町職員2名体制で実施 [排水機場管理費] ・宍道湖沿岸に8ヶ所（うち島村機場は出雲市財産）その他7カ所 ・電気、水道、人件費等すべて町負担 運転管理補助員の賃金は、750円/時間（地元） ・中川・北灘・学頭灘機場（土地改良区へ管理委託） 1,000千円（経費の1/2）</p>	<p>調整の具体的内容 ・排水施設の維持管理は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
	<p>【運転経費補助】 ○論田排水機場 斐伊川以北土地改良区に対し、補助金を支出 ・補助金額算出方法 7月～9月 賃金、燃料、電気料 全額 10月～6月 賃金、燃料、電気料 1/5 ○沖の島排水機場 布崎土地改良区に対し、補助金を支出 ・補助金額算出方法 論田川排水機場に準ずる。</p>	<p>【管理業務委託】 ○中の島新田排水機場 平田中央土地改良区に維持管理業務を委託 4月～10月 賃金、燃料、電気料、水道代 全額 11月～3月 賃金、燃料 1/2 電気料、水道代 1/3</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 8110

協議項目	各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて	協議細目	農業用排水施設の維持管理
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぐ。		
出雲市	<p>【樋門・溜池等】 [管理人報償費] 地元管理人135人に対し報償費を支出 3,200円/年～119,600円/年 [管理団体委託費] 29団体に施設の管理業務を委託 3,200円～68,100円 [平田船川排水樋門外2施設] 平田船川水門、背割樋水門及び論田川承水路水門 の管理人に賃金を支出 [論田川河口樋門] 出雲河川事務所から委託を受けて市で管理 賃金については、委託契約に基づく。 ・管理人賃金 89,172円（9,908円/日×9日） ・運転賃金 22:00～5:00 2,475円/時 待機 660円/時 48時間経過 329円/時</p>	斐川町	現行のとおり新市に引き継ぐ。

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 8200

協議項目	各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて	協議細目	農業用排水施設の維持管理
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぐ		
	出雲市	斐川町	調整の具体的内容
	<p>〔農業用揚水機場電気料補助金〕 揚水機場の維持管理を行う団体に對し、電気料の1/2以内を補助する。</p> <p>〔土地改良事業等補助金〕 農地及び農業用施設の改良事業に對し、関係面積に応じ補助金を交付する。</p> <p>〔土地改良施設維持管理適正化事業〕 毎年の施設診断結果により市管理の揚排水機場のオ一バーホール等の計画をたてる。</p> <p>①市の拠出金 30% （県土運へ6%つづ5年間拠出）</p> <p>②国库補助金 30%</p> <p>③県費補助金 30%</p> <p>④地元（市） 10% （市の管理施設なので地元負担なし） トータル市負担40%</p>	<p>〔農業用揚水機場電気料補助金〕 土地改良区管理（財産）のハイライン揚水機場に係る電力料を補助</p> <p>・23箇所（管網ハイライン揚水施設）は改良区財産、地元維持賦課金と同額を町が補助金交付（H16年以降は、行財政集中改革プランにより補助金を減額中：本来組合員維持管理賦課金（H22=25,854千円）と同額：10a当りの補助金 田.1500円、畑.500円） H22予算は、9,000千円</p> <p>〔土地改良施設維持管理適正化事業〕 ・同左</p> <p>〔揚水機場管理費〕 ・町有53カ所の揚水機場を維持管理 （運転管理は地元） ・中川・以南東部・以南中央揚水機場 （土地改良区へ） 4,986千円</p> <p>〔国営造成施設管理体制整備促進事業〕 ・土地改良区が管理する農業水利施設の管理体制を支援。（多面的機能の管理に要する経費の37.5%を補助）補助率：国1/2、県1/4、町1/4</p> <p>〔基幹水利施設管理補助事業〕 ・中央揚水機場（国営かん排事業で整備：国の財産）の管理を国から受託（町）</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 8600

協議項目	各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて	協議細目
調整の方針	両市町にある各土地改良区については現行のとおり新市に引き継ぎ、これらに対する補助金等も現行のとおりとする。	
	出 雲 市	斐 川 町
①出雲市土地改良区	出雲市土地改良区	①斐川町土地改良区
②大社町土地改良区	大社町土地改良区	1) 面積2511ha（出雲市島村町含む）
③湖陵町土地改良区	湖陵町土地改良区	2) 組合員数 3, 271人
④平田斐伊川以北土地改良区	平田斐伊川以北土地改良区	3) 総代 66名 理事 19名 監事 3名
⑤平田中央土地改良区	平田中央土地改良区	4) 職員 5名
⑥布崎土地改良区	布崎土地改良区	5) 賦課金：経常賦課金・維持賦課金・特別賦課金・島村維持賦課金（転用決済金・維持管理決済金）
⑦平田東部土地改良区	平田東部土地改良区	6) 事業内容
⑧平田伊野土地改良区	平田伊野土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉宮ほ場整備（11地区、S44～H19工事） ・ 基幹水利施設補修事業（H7～H14） ・ 国営造成施設管理体整備促進事業（3期目） ・ 国営農業用水再編対策事業（H17～） ・ 農地水環境保全向上対策事業（活動組織の事務局） ・ 用水施設管理（パイプライン施設）（水利委員会・22協議会） ・ 排水機場管理受託（中川・北灘・学頭灘） ・ 用水機場管理受託（中川・以南東部・以南中央）
	詳細は、別紙のとおり	7) 事務所は、町役場内を借用（78万円/年）
		現行のとおり新市に引き継ぐ。

別紙 (No.8600)

出雲市内 土地改良区の概要 (8組織)

改良区名	面積 (ha)	組合員数	総代 (名)	理事 (名)	監事 (名)	職員 (名)	賦課金	事業内容	所在地	備考
出雲市土地改良区	3,019	6,082	67	20	3	2	農林漁業資金償還賦課金 償還事務費賦課金 維持管理費賦課金 農地転用に伴う農林漁業資金決済賦課金 揚水機電力料超過負担賦課金	農地転用に伴う意見書交付事務 100箇所揚水機場電力料管理及び各種賦課金徴収事務 償還及び借入業務 用水施設修繕事業に対する助成金に関する事務 県営出雲南に関する複地業務一部県より受託一般事務 畑地かんがい施設維持管理	出雲市今市町北本町2-1-5	H22.10.4~理事8名 監事3名
大社町土地改良区	513.3	1,200	66	20	3	2	経常賦課金 特別賦課金	畑地かんがい施設維持管理	出雲市大社町杵築南1395	
出雲市湖陵町土地改良区	291	1,005	41	6	2	3	特別賦課金	土地改良区の基本事業はなし。 土地改良事業の償還事務	出雲市湖陵町二部1320	職員3名は事務局長、会計主任 事務担当者は市職員が従事
平田中央土地改良区	590.5	1,002	55	15	3	1	経常賦課金 用水賦課金	賦課金の調定 収納 農林漁業資金の償還 土地改良施設の維持管理 国県事業に係る調整	出雲市平田町2791-1	
布崎土地改良区	53	101	0	7	2	0	経常賦課金	賦課金の調定 収納 土地改良施設適正化事業の実施 土地改良施設の維持管理 用水路の改修	出雲市園町908	
平田東部土地改良区	230	230	30	15	3	0	なし	H18年度以降なし	出雲市小境町1805	
平田伊野地区土地改良区	78.7	205	0	15	2	0	経常賦課金	賦課金の調定 収納 農林漁業資金の償還 伊野川井堰の修繕・改修	出雲市野郷町492-5	
平田斐伊川以北土地改良区	375	394	0	16	4	0	経常賦課金 特別賦課金	賦課金の調定 収納 農林漁業資金の償還 土地改良施設の維持管理 国県事業に係る調整	出雲市平田町951-1	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 8700

協議項目	各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて	協議細目	土地改良区
調整の方針	両市町にある各土地改良区については現行のとおり新市に引き継ぎ、これらに対する補助金等も現行のとおりとする。		
	出雲市	斐川町	
[事務費補助金]	[事務費補助金] 無	[事務費補助金] 無	
①出雲市土地改良区事務費補助金 540千円/年	[事務費負担金] ・斐川町土地改良区事務費負担金 1,281千円 (内容は、ほ場整備事業の工事費に対する事務費及び集積促進費繰上償還に対する事務費)	[事務費負担金] ・斐川町土地改良区事務費負担金 1,281千円 (内容は、ほ場整備事業の工事費に対する事務費及び集積促進費繰上償還に対する事務費)	1. 土地改良区への補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
②出雲市湖陵町土地改良区事務費補助金 266千円/年	[その他補助金等] ・パイプライン維持管理費補助金 9,000千円(平成22年度予算)(現在町の行財政集中改革プランにより補助金を減額中:減額前H15=25,059千円、組合員維持管理賦課金(H22=25,854千円)と同額:10a当りの補助金 田.1500円、畑.500円)	[その他補助金等] ・パイプライン維持管理費補助金 9,000千円(平成22年度予算)(現在町の行財政集中改革プランにより補助金を減額中:減額前H15=25,059千円、組合員維持管理賦課金(H22=25,854千円)と同額:10a当りの補助金 田.1500円、畑.500円)	2. 斐川町の県営ほ場整備事業費の償還助成金は新市に引き継ぐ。
③大社町土地改良区事務費補助金 630千円/年	[償還業務事務費負担金] 出雲市土地改良区 土地改良事業年賦償還金 * 2 %	[償還業務事務費負担金] 出雲市土地改良区 土地改良事業年賦償還金 * 2 %	
[土地改良事業年賦償還金] 平成21年度未残額 518,653千円	[土地改良事業年賦償還金] 平成21年度未残額 518,653千円	[土地改良事業年賦償還金] 平成21年度未残額 518,653千円	
償還先:出雲市土地改良区、大社町土地改良区、湖陵町土地改良区、平田斐伊川以北土地改良区、島根県	償還先:出雲市土地改良区、大社町土地改良区、湖陵町土地改良区、平田斐伊川以北土地改良区、島根県	償還先:出雲市土地改良区、大社町土地改良区、湖陵町土地改良区、平田斐伊川以北土地改良区、島根県	
H22 7千9百万円	H22 7千9百万円	H22 7千9百万円	
H23 7千2百万円	H23 7千2百万円	H23 7千2百万円	
H24 6千5百万円	H24 6千5百万円	H24 6千5百万円	
H25 6千1百万円	H25 6千1百万円	H25 6千1百万円	
[土地改良施設維持管理適正化事業] 大社町土地改良区	[土地改良施設維持管理適正化事業] 大社町土地改良区	[土地改良施設維持管理適正化事業] 大社町土地改良区	
H22年~H26年 126千円×5年	H22年~H26年 126千円×5年	H22年~H26年 126千円×5年	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ No. 8800

協議項目	各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて	協議細目
調整の方針	<p>渇水時における農水関係その3の取扱いについて</p> <p>渇水時における農水関係その3の取扱いについて</p>	<p>渇水時における対策</p>
調整の具体的な内容	<p>調整の具体的な内容</p>	<p>調整の具体的な内容</p>
出雲市	<p>出雲市</p> <p>各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて</p>	<p>斐川町</p> <p>各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて</p>
【参考】	<p>【参考】</p> <p>出雲市及び斐川町合併協議会</p> <p>1. 構成団体及び目的</p> <p>出雲市及び斐川町</p> <p>【目的】</p> <p>斐伊川の農業用水に関する事務を共同して管理し、及び執行すること</p> <p>【事務】</p> <p>①斐伊川の用水管理に関する事務</p> <p>②斐伊川渇水時における分水及び番水に関する事務</p> <p>③斐伊川の水利権に関する事務</p>	<p>【参考】</p> <p>斐伊川本流に関する農業水利慣行（渇水時）</p> <p>①水寄せ慣行</p> <p>渇水時は、自然のままでは各樋管に本流からの取水が困難となるため、河中に溝を掘り、寄せ州を作り水を導水しやすくするもの。約束事として、旧郡境を越えないこと、下流関係者がその上流取水口よりも上流へ上らないこと。</p> <p>②三郡分水・番水の慣行</p> <p>旧榎縫郡、出雲郡、神門郡の3郡別反当割を基礎に用水を分配する慣行であって、1727年の水分議定によりきめられてから慣行化し、その後の状況等の変化はあるものの、現在まで約280年間踏襲されている。</p> <p>・旧出雲市大社町（0.50）、旧平田市（0.25）、斐川町（0.25）</p> <p>・番水は3郡番水時間割に基づいて実施。解除は流水が中央湖に到達したとき。</p> <p>③慣行による渇水時の見舞水（救援水）</p> <p>規約等に規定はないが、番水請求を一時保留の措置をとり、出雲市及び斐川町斐伊川用水対策協議会の幹事会で協議する。見舞水の実施は概ね夜間とし、19時から翌日6時の間で行い、数日間行う。</p> <p>*斐伊川左岸に取水樋門12カ所、右岸に5カ所</p>
2. 組織	<p>2. 組織</p> <p>会長及び委員7人で組織</p> <p>会長は出雲市副市長を充てる（任期は出雲市副市長の任期）（非常勤）</p> <p>委員はいずれも非常勤とし、</p> <p>・斐川長副町長（1人）</p> <p>・副会長</p> <p>・出雲市長がその補助機関の職員から選任（4人）</p> <p>・斐川町長がその補助機関の職員から選任（2人）</p> <p>委員の任期は、副町長としての任期、及び補助機関の職員にあっては関係市町長が選任する期間</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産 ワーキンググループ No. 8800

協議項目	各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて	協議細目	協議細目
調整の方針	<p>渇水時における斐伊川右岸・左岸における農業水利慣行は、引き続き尊重し、新市において新たな協議の場を設ける。</p>		
出雲市		斐川町	
3. 職員	<p>協議会の担当する事務に従事する職員は、出雲市長がその補助機関の職員の中から選任する。 会長は職員のうちから主任のもの「事務長」を定める。</p>		
4. 会議	<p>協議会の会議は、会長が招集する。委員3人以上の者から会議の招集の請求がある時は、会長はこれを招集する。 半数以上の出席が必要</p>		
5. 幹事会	<p>会長が指名する6人の委員を持って組織</p>		
6. 予算	<p>協議会の予算は各関係市町の負担金及びその他収入をもって充てる。 現行 出雲市375,000円 斐川町125,000円</p>		
調整の具体的内容			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

農林水産ワーキンググループ

No. 14700

協議項目	各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて	協議細目	農産物生産振興事業
調整の方針	出雲市の「21世紀出雲農業プロジェクト・ファンド」事業は出雲地域で、斐川町の「ひかわ産地拡大支援事業」は斐川地域で、新市において継続する。		
出雲市	【21世紀出雲農業プロジェクト・ファンド」事業（FFF事業）】 ①目的 市とJAが一致協力して農産物生産者・組織に、農産物の生産から加工、流通、販売までを強力に支援することにより、競争力のある農業を推進する。 ②事業の基本姿勢 i) 市及びJA双方が対等に経費負担し、協力し合っ て事業を推進。 ii) 全市で事業を推進し、地域的な配慮をしない。 iii) 担い手育成を最重要課題と位置づけ、集落型 経営体の組織化・法人化を強力に推進する。 iv) 基本補助率は、国・県よりも低い数値を設定す る。（原則 1/3以内）	斐川町	調整の具体的内容
	【ひかわ産地拡大支援事業】 ①目的 産地生産拡大支援プロジェクト支援事業に掲げた、平成20年度から3カ年で農産物産出額を3億7千万円増加させる目標を町内の農業者等へ支援。 ■目標の達成状況(増加目標額3億7千万円) H20年実績:30.8% H21年実績:69.5% ②事業の概要 i) 事業期間:平成20年度から3カ年間 ii) 事業費:3カ年間で70,000千円(町・JA双方が35,000千円ずつ拠出) iii) 補助金:1事業につき上限200万円 補助率:1/3~2/3(対象品目により異なる) ③事業内容 農産物等の新規栽培や規模拡大につながる機械・施設整備に対する事業 ④推進体制 斐川町産地強化協議会	○出雲市の「21世紀出雲農業プロジェクト・ファンド」事業(FFF事業)」と斐川町の「ひかわ産地拡大支援事業」は類似事業であり事業を統合することが望ましい。しかし、斐川町の事業は国事業の実施に伴う目標達成に向けた農業者への支援事業であること、目標年は平成22年度であるが事業の継続性からも、現在の事業内容で引き続きの支援が必要であることや、事業費はJAとの折半であることから、現時点で事業の統合は困難である。 よって、①出雲市の「21世紀出雲農業プロジェクト・ファンド」事業(FFF事業)」は出雲地域で、斐川町の「ひかわ産地拡大支援事業」は斐川地域で新市において継続する。 ②補助事業費は、市、JA双方が対等に経費負担する。 ③推進体制も、それぞれの体制を新市に引継ぐ。	

協議第 47 号

各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いについて

合併協定項目24. 各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いは、次のとおりとする。

1 企業誘致に関わる優遇制度

企業誘致に関わる優遇制度は、合併時から出雲市の例により統一する。ただし、工業団地の特例の優遇制度については、出雲市の例により合併時まで調整する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No. 2500

協議項目	各種事務事業（観光商工関係その2）	協議細目	企業誘致に関わる優遇制度
調整の方針	企業誘致に関わる優遇制度は、出雲市の例により統一する。ただし、工業団地の特例の優遇制度については、出雲市の例により合併時までに調整する。		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
<p>【条 例】 出雲市産業振興条例 【優遇制度】 【市内全域を対象】 ①企業立地補助金 ◆製造業：投下資本1億5千万円以上・新規雇用5人以上 ◆自然科学研究所：投下資本1億円以上・新規雇用5人以上 ◆ソフト産業：投下資本1千万円以上・新規雇用10人以上 補助率：投下資本の10%～15%、限度額：1億円 ②事業拡張補助金 ◆製造業：投下資本1億5千万円以上・新規雇用5人以上 ◆自然科学研究所：投下資本1億円以上・新規雇用5人以上 ◆ソフト産業：投下資本1千万円以上・新規雇用10人以上 補助率：投下資本の5～10%、限度額3千万円 ③ソフト産業家賃補助金 要件：新規雇用10人以上 賃料・共益費の1/3を5年間、年間2千万円を限度 ④ソフト産業雇用促進補助金 要件：新規雇用10人以上 新規雇用従業員1人につき10万円を3年間 【市内全域（新エネルギーを利用する企業）】 ⑤新エネルギー産業立地補助金 要件：投下資本1億円以上、新規雇用3人以上 立地に伴う増加固定資産に対し課税された固定資産税納付相当額を、最初に課税された年度から3年間 ⑥新エネルギー産業事業拡張補助金 要件：投下資本1億円以上、新規雇用1人以上 事業拡張に伴う増加固定資産に対し課税された固定資産税納付相当額を、最初に課税された年度から3年間</p>	<p>【条 例】 斐川町企業立地促進条例 【優遇制度】 ①業種・・・製造業、町長が認めた業種の企業 ②対象・・・新規立地・増設・移転 ③認定条件（ ）内は中小企業の場合 ◆増加固定資本額 1億5千万円(3千万円)以上 ◆増加従業員数 15人(3人)以上 (1)用地取得助成金 坂田工業団地及び斐川西工業団地内に立地する場合 3,000円/㎡を補助金として交付（上限1,000万円） (2)立地助成金 立地により増加した固定資産税に相当する額を補助金として3年間交付する。但し、駐車場や厚生福利施設を除く (3)雇用促進助成金 町内の労働者を新規に15人(3人)以上雇用した場合一人当たり3万円を助成 ④農工法導入地区の特例(結・上直江工業団地) 認定条件に適合した場合、生産設備の増設により増加した、固定資産税の内20%を補助金として3年間交付 ⑤貸工場に入居の企業が町内に工場を立地する場合は認定条件を課さない。</p>	<p>調 整 の 具 体 的 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●坂田工業団地及び斐川西工業団地については、分譲を促進するため特例を設ける。 ●農工法適用の結工業団地及び上直江工業団地については、現状の優遇制度を考慮し合併までに調整する。 	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

観光商工ワーキンググループ No. 2500

協議項目	各種事務事業（観光商工関係その2）	協議細目	企業誘致に関わる優遇制度
調整の方針	企業誘致に関わる優遇制度は、出雲市の例により統一する。ただし、工業団地の特例の優遇制度については、出雲市の例により合併時までに調整する。		
現 況		斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容
	<p>出 雲 市</p> <p>【出雲長浜中核工業団地を対象】</p> <p>⑦長浜中核工業団地企業立地補助金 ◆製造業・運輸業・自然科学研究所・その他認める業種 ：投下資本1億円以上・新規雇用5人以上 ◆ソフト産業：投下資本1千万円以上・新規雇用5人以上 補助率：投下資本の15%、限度額：1億円</p> <p>⑧長浜中核工業団地事業拡張補助金 ◆製造業・運輸業・自然科学研究所・その他認める業種 ：投下資本1億円以上・新規雇用5人以上 ◆ソフト産業：投下資本1千万円以上・新規雇用5人以上 補助率：投下資本の10%、限度額3千万円</p> <p>⑨長浜中核工業団地家賃補助金 ◆製造業・運輸業・自然科学研究所、その他認める業種 賃料・共益費の1/4を5年間、年間1千万円を限度</p> <p>【出雲市東部工業団地を対象】</p> <p>⑩出雲市東部工業団地企業立地促進補助金 業種：製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業 要件：投下資本5千万円以上・新規雇用市内居住者1人以上 ◆用地取得：補助率40～45% ◆環境保全：公害防止50%、合併浄化槽100%、限度額1億円 ◆冷凍冷蔵：補助率50%、限度額1億円 ◆立地奨励：固定資産税納付相当額、3年間</p>		

協議第 48 号

各種事務事業（建設関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会
会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（建設関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（建設関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 道路の整備方針及び計画

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市基本計画との整合を図りながら、合併後 3 年を目途に新たな計画を策定する。

2 占用料

認定道路占用料については、合併時に道路法施行令第 19 条の別表「乙地」に準拠することとし、出雲市の例により統一する。

普通河川道路等占用料については、合併時から、道路は認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市の例により統一する。

なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時まで調整する。

3 土木委員制度

土木委員制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

ただし、現在の斐川町の委員については、合併時から出雲市の土木委員として新たに任命し、任期は平成 23 年度までとする。平成 24 年度からは、2 年任期の新委員を選任し、平成 26 年度から任期についても統一する。

また、斐川町の地区委員長、評議員及び委員の人数については、出雲市の設置状況と地域の実情を考慮し、合併時まで調整する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

建設ワーキンググループ No.400

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱いについて	協議細目	道路の整備方針及び計画
調整の方針		現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市基本計画との整合を図りながら、合併後3年を目途に新たな計画を策定する。	
調整の具体的内容		調整の具体的内容	
出雲市	現	斐川町	
<p>【幹線市道整備】 「第1次幹線市道整備10か年計画」(H20～H29)に基づき整備 《計画:52路線、継続:34路線、新規:18路線》</p> <p>【国県事業、その他事業関連連道路整備】 「第1次幹線市道整備10か年計画」(H20～H29)に基づき整備</p> <p>【生活関連市道の整備】 ・地元要望の中から優先度の高い箇所を選択し、3カ年ごとに整備 路線を計画する。 ※地元負担金はないが、拡幅等の用地については、原則地元からの寄付による。 ・細街路(建築基準法42条2項)拡幅整備事業を実施 ・民間開発道路への対応</p>		<p>【町道整備】 斐川町総合基本計画(01～10年)後期計画(06～10)に基づき整備 3年ごとに整備路線計画を策定。 現計画においては、9路線を計画し、1路線をH22年度完了予定。 政策協議に基づき実施。</p> <p>【国県事業、その他事業関連連道路整備】 事業主体の計画を基本に関連整備を政策協議により実施</p> <p>【生活関連市道の整備】 地元要望(請願・要望等)を取りまとめ政策協議に基づき計画 実施</p>	<p>現在の計画路線については、新市に引き継ぐ。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

建設ワーキンググループ No.2000-1

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱いについて		協議細目	占用料
調整の方針	<p>認定道路占用料については、合併時から道路法施行令第19条の別表「乙地」に準拠することとし、出雲市の例により統一する。 普通河川(水路)等占用料については、合併時から、道路は認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市の例により統一する。 なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時まで調整する。</p>			
現 況				
出 雲 市		斐 川 町		
<p>【占用料徴収条例】 占用料については、それぞれ条例を定め、占用料を規定。 ・認定道路(市道)は、「出雲市道路占用料徴収条例」に規定。 ※道路法施行令第19条の別表「乙地」に準拠 ・認定外道路(里道、農道、林道)及び普通河川は、「出雲市普通河川道路等管理条例」に規定。 ・準用河川は、「出雲市準用河川占用料等徴収条例」に規定。 ・港湾は、「出雲市港湾管理条例」に規定。</p>	<p>【占用料徴収条例】 占用料は、徴収条件に基づき徴収。 ・町道は、「斐川町道路占用料徴収条例」に規定。 ※道路法施行令第19条の別表「丙地」に準拠 ・法定外道路、河川は、「斐川町普通河川道路等管理条例」に規定。</p>	<p>【占用物件及び占用料】 ・町道については、基本的に国、県と同じ。 ・普通河川(水路)は、県の「流水占用料等徴収条例」に準拠。 ・準用河川については、規定なし。 《別紙:資料(占用料)のとおり》</p>	<p>・斐川町には、港湾はない。</p>	
<p>【占用物件及び占用料】 ・市道占用物件及び占用料は、国・県道(道路法施行令に規定)と基本的に同じ。(看板・アーチについては独自に料金を設定) ・普通河川(水路)は、農道、林道は、市道に準拠。 ・普通河川(水路)並びに準用河川は、県の「流水占用料等徴収条例」に準拠。 ・港湾は、県の「漁港管理条例」と「港湾施設条例」を部分的に合体。使用料は、県に準拠、占用料は市独自に設定。 《別紙:資料(占用料)のとおり》</p>	<p>【占用物件及び占用料】 ・町道については、基本的に国、県と同じ。 ・普通河川(水路)は、県の「流水占用料等徴収条例」に準拠。 ・準用河川については、規定なし。 《別紙:資料(占用料)のとおり》</p>	<p>【占用物件及び占用料】 ・町道については、基本的に国、県と同じ。 ・普通河川(水路)は、県の「流水占用料等徴収条例」に準拠。 ・準用河川については、規定なし。 《別紙:資料(占用料)のとおり》</p>	<p>・斐川町には、港湾はない。</p>	
<p>【占用物件及び占用料】 ・各条例において減免事例について規定。 ・その他市長が特に必要と認められたもの。 《例:JA有線(電柱、ケーブル等)、ICV(CATV用ケーブル、電柱)等》</p>	<p>【占用物件及び占用料】 ・町道については、基本的に国、県と同じ。 ・普通河川(水路)は、県の「流水占用料等徴収条例」に準拠。 ・準用河川については、規定なし。 《別紙:資料(占用料)のとおり》</p>	<p>【占用物件及び占用料】 ・町道については、基本的に国、県と同じ。 ・普通河川(水路)は、県の「流水占用料等徴収条例」に準拠。 ・準用河川については、規定なし。 《別紙:資料(占用料)のとおり》</p>	<p>・斐川町には、港湾はない。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

建設ワーキンググループ No.2000-2

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱いについて		協議細目	占用料
調整の方針	<p>認定道路占用料については、合併時から道路法施行令第19条の別表「乙地」に準拠することとし、出雲市の例により統一する。 普通河川道路等占用料については、合併時から、道路は認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市の例により統一する。 なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時までに調整する。</p>			
現 況				
出 雲 市		斐 川 町		
<p>【占用申請件数】 ・H21申請(継続分含まず) 市道分: 813件 普通道路河川分: 551件 計 1,364件 うち占用料がかかるもの 954件 ・占用料年間収入額 36,023,201円(H21.3現在の収入済額)</p>	<p>【占用申請件数】 ・H21申請(継続分含まず) 町道分: 142件 普通河川道路分: 105件 計 247件 うち占用料がかかるもの 33件 ・占用料年間収入額 4,435,206円(H21実績)</p>			
調 整 の 具 体 的 内 容				

○道路占用料（認定道路）

占用物件		占用料 単位	出雲市	斐川町	
			単価(円)	単価(円)	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000	770	
	第2種電柱		1,600	1,200	
	第3種電柱		2,200	1,600	
	第1種電話柱		930	690	
	第2種電話柱		1,500	1,100	
	第3種電話柱		2,100	1,500	
	その他の柱類		72	53	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10	7	
	地下に設ける電線その他の線類		5	4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	520	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480	360	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	1,100	
	郵便差出箱		600	450	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	1,100	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,100		
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	36	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72	53	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95	71	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190	140	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480	360	
外径が1メートル以上のもの		950	710		
法第32条第1項 第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,100	
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		2,900	710	
地下に設ける通路その他のもの		1,500	360		
			1,400	1,100	
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	44	11	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	440	110	
道路法施行令 (昭和27年政令 第479号。)以下 「令」という。令 第7条第1号に 掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440	110
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	1,100
	標識		1本につき1年	1,100	850
	旗ざお	祭礼、緑日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	44	11
		その他のもの	1本につき1月	440	110
	幕(令第7条第2号 に掲げる工事中 の施設であるものを 除く。)	祭礼、緑日等に際し一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44	11
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440	110
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,400	1,100	
	その他のもの		2,200	540	
令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440	110	
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140	110	
令第7条第6号 に掲げる施設 並びに同条第7 号に掲げる施 設及び自動車 駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる器具			Aに0.018を乗じて得た額	—	
令第7条第10号 に掲げる休憩 所、給油所及 び自動車修理 所	上空、トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路(高架の ものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.001を乗じて得た額	
		階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	
その他の占用物件			その都度市長が定める額	その都度町長が定める額	

- 備考
- 「第1種電柱」とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
 - 「第1種電話柱」とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
 - 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
 - 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
 - 「A」は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
 - 電柱は、電気事業者の物件とし、電話柱は、西日本電信電話株式会社所有の物件とする。

○普通河川道路占用料

占用の形態	占用料	出雲市	斐川町
	単位	単価(円)	単価(円)
取水施設の設置	占用面積1平方メートルにつき1年	180	180
排水施設の設置	占用面積1平方メートルにつき1年	180	180
係船施設の設置	占用面積1平方メートルにつき1年	180	-
漁業施設の設置	占用面積1平方メートルにつき1年	180	-
橋りょう類の設置	占用面積1平方メートルにつき1年 (道路から出入するために設けるものを除く。)	110	110
管類の布設	長さ1メートルにつき1年 (宅地等からの排水のために設けるものを除く。)	220	220
架空線類の架設(河川から9メートル以上離れている場合は免除)	長さ1メートルにつき1年	60	60
軌道・軌条類の設置	占用面積1平方メートルにつき1年	150	150
その他横断物の設置	占用面積1平方メートルにつき1年	190	190
電柱類の建設	1本につき1年	560	560
仮設工作物の設置	占用面積1平方メートルにつき1年	260	260
耕作地	占用面積1平方メートルにつき1年	9	-
竹木植栽地	占用面積1平方メートルにつき1年	30	-
その他		市長が定める額	町長が定める額

備考

- 1 占用料の額の基礎となる占用面積が1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数を生じた場合には、これを1平方メートルとし、占用物件の長さが1メートルに満たない場合又は1メートルに満たない端数を生じた場合には、これを1メートルとする。
- 2 占用期間が1年未満のもの又は1年未満の端数がある時は、月割りによって計算する。
- 3 占用料の額が総額において100円未満のときは、100円とする。

○準用河川占用料

占用の形態	占用料	出雲市	斐川町
	単位	単価(円)	単価(円)
取水施設の設置	占有面積1平方メートルにつき1年	180	条例なし
排水施設の設置	占有面積1平方メートルにつき1年	180	
係船施設の設置	占有面積1平方メートルにつき1年	180	
漁業施設の設置	占有面積1平方メートルにつき1年	180	
橋りょう類の設置	占有面積1平方メートルにつき1年 (道路から出入するために設けるものを除く。)	110	
管類の布設	長さ1メートルにつき1年 (宅地等からの排水のために設けるものを除く。)	220	
架空線類の架設	長さ1メートルにつき1年	60	
軌道・軌条類の設置	占有面積1平方メートルにつき1年	150	
その他横断物の設置	占有面積1平方メートルにつき1年	190	
電柱類の設置	1本につき1年	560	
仮設工作物の設置	占有面積1平方メートルにつき1年	260	
耕作地	占有面積1平方メートルにつき1年	9	
竹木植栽地	占有面積1平方メートルにつき1年	30	
その他		市長が定める額	

- 備考
- 占用の面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該占有面積に1平方メートルの端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートルとして計算する。
 - 占用期間が1年未満の端数であるとき、又はその期間に1年未満の端数が生じたときは、当該端数期間に暦により月に計算して得た月数(1月に満たない日数が生じたときは1月とする。)に、当該年額を12で除して得た額を乗じて得た額を当該端数期間の占用料とする。
 - 管類の布設延長若しくは架空線類の架設延長が1メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長若しくは架設延長に1メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
 - 電柱、電話柱又はその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H型のものは、柱類2本とみなす。

○土石採取料その他の河川産物採取料

種類	採取料	出雲市	斐川町
	単位	単価(円)	単価(円)
土	1立方メートルにつき	126	条例なし
砂	1立方メートルにつき	147	
砂利	1立方メートルにつき	168	
玉石	1立方メートルにつき	168	
転石	平均径30センチメートル以上40センチメートル未満の転石	1個につき	63
	平均径40センチメートル以上の転石	1個につき	84
竹木雑草等		市長が定める額	

- 備考
- 土石の採取量が1立方メートル未満の端数であるとき、又は当該土石の採取量に1立方メートルに満たない端数が生じたときは、当該端数は、1立方メートルとして計算する。
 - 土、砂、砂利及び玉石の区分は、次のとおりとする。
 土 粒径0.01ミリメートル未満の土石
 砂 粒径0.01ミリメートル以上5ミリメートル未満の土石
 砂利 粒径5ミリメートル以上80ミリメートル未満の土石
 玉石 粒径80ミリメートル以上300ミリメートル未満の土石
 - 転石の平均径は、長径と短径の和の2分の1の数値とする。

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

建設ワーキンググループ No.3300-1

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱いについて	協議細目	土木委員制度
調整の方針	土木委員制度については、合併時から出雲市の例により統一する。ただし、現在の斐川町の委員については、合併時から出雲市の土木委員として新たに任命し、任期は平成23年度までとする。平成24年度からは、2年任期の新委員を選任し、平成26年度から任期についても統一する。 また、斐川町の地区委員長、評議員及び委員の人数については、出雲市の設置状況と地域の実情を考慮し、合併時まで調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
出 雲 市	<p>【設置根拠】 ・「出雲市土木委員設置規則」に基づき市長が委嘱(市の建設及び農林行政の円滑なる推進を図るため各地区ごとに選任)</p> <p>【土木委員数】 ・総数466名(各地区毎に土木委員長、副委員長を選任)</p> <p>【任期】 ・3年間(H20.4～H23.3) ・身分は地方公務員法に規定する非常勤の嘱託員とし、報酬を支給する。</p> <p>【報酬】 ・評議員 年額80,000円 ・土木委員 年額25,000円</p> <p>【土木委員組織】 ・「出雲市土木委員会」を設置(「出雲市土木委員会会則」)…事務局:道路河川維持課 ・各地域自治区に土木委員会を設置…事務局:各支所の建設部門</p>	斐 川 町	<p>【設置根拠】 ・「斐川町土木委員設置規則」に基づき町長が委嘱</p> <p>【土木委員数】 ・定数71名</p> <p>【任期】 ・3年間(H21.4～H24.3) ・非常勤</p> <p>【報酬】 ・年額33,100円</p> <p>【土木委員組織】 ・なし</p>
		<p>・業務内容に差異はない。</p> <p>・斐川町の委員数を出雲市の基準によって計算した場合にも、77名となることから、現有人数71名に対応できる。</p> <p>・現在の委員の任期は、出雲市がH20～H22年度、斐川町がH21～H23年度で、1年の違いがある。合併時期が、H23.3月とすれば、町内会での改選時期等を考慮し、出雲市は、H23年度から3年任期の新委員とし、斐川町は、現在の委員がH23年度まで勤め、H24年度に2年任期の新委員を選任し、H26年度から統一する。</p> <p>・斐川町内には、6地区あり、その代表が、出雲市の評議員に相当すると考えられる。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

建設ワーキンググループ No.3300-2

協議項目	各種事務事業(建設関係)の取扱いについて	協議細目	土木委員制度
調整の方針	<p>土木委員制度については、合併時から出雲市の例により統一する。</p> <p>ただし、現在の斐川町の委員については、合併時から出雲市の土木委員として新たに任命し、任期は平成23年度までとする。平成24年度からは、2年任期の新委員を選任し、平成26年度から任期についても統一する。</p> <p>また、斐川町の地区委員長、評議員及び委員の人数については、出雲市の設置状況と地域の実情を考慮し、合併時まで調整する。</p>		
現 況		斐 川 町	
出 雲 市		調 整 の 具 体 的 内 容	
<p>【土木委員及び土木委員会の業務】</p> <p>①道路河川の愛護思想の普及徹底に協力すること</p> <p>②道路河川の維持管理に協力すること</p> <p>③道路河川の用地買収又は処分事務に協力すること</p> <p>④河川のしゅんせつ及び除草作業に協力すること</p> <p>⑤道路河川の新設、改良、復旧事務に協力すること</p> <p>⑥災害調査報告及び災害箇所の応急処置への協力すること</p> <p>⑦その他市長が必要と認める公共事業推進のために必要なこと</p>			
<p>【組織体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出雲市土木委員会…評議員41名で構成 ・地域自治区土木委員会…6地域(60名) <ul style="list-style-type: none"> ◎出雲地域 地区委員長16名(評議員16名) ◎平田地域 地区委員長11名(評議員11名) ◎佐田地域 地区委員長13名(評議員4名) ◎多伎地域 地区委員長5名(評議員3名) ◎湖陵地域 地区委員長10名(評議員2名) ◎大社地域 地区委員長5名(評議員5名) 			
		<p>【土木委員の業務】</p> <p>①地区内施設の点検、修繕等の要望事項の取りまとめ</p> <p>②工事説明会の連絡調整</p> <p>③一斉河川清掃、用水清掃の連絡調整</p> <p>④占用、払い下げ、寄付等の申請者の書類の確認印(同意)</p> <p>⑤その他土木行政推進にかかわる協力</p>	

協議第 49 号

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 市営・町営住宅の管理・収納事務等

町営住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。

町営住宅の収納事務等（家賃納入方法、納付期限、口座振替日）については、合併時から出雲市の例により統一する。

2 市営・町営住宅の入居者の選考方法

町営住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。

3 市営・町営住宅の家賃等

町営住宅の家賃及び駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。

4 特定優良賃貸住宅

(1) 管理・収納事務等

斐川町の特定優良賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。

斐川町の特定優良賃貸住宅の収納事務等（家賃納入方法、納付期限、口座振替日）については、合併時から出雲市の例により統一する。

(2) 入居者の選考方法

斐川町の特定優良賃貸住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。

(3) 家賃等

特定優良賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

斐川町の特定優良賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。

5 若者定住向け公社賃貸住宅

(1) 維持管理

斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社へ返還する。

(2) 家賃等

若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。

6 宅地開発補助事業

出雲市のみで実施している宅地開発補助事業については、合併時から斐川町の用途地域を新たな補助対象区域とし、補助単価、補助限度額は、平田・大社の用途地域の例により実施する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ№400、600-1

協議項目		協議細目	
各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて		市・町営住宅の管理・収納事務等	
調整の方針			
<p>町営住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。</p> <p>町営住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替日)については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>			
現 状		調 整 の 具 体 的 内 容	
出 雲 市	斐 川 町		
<p>管理運営については、管理代行制度により島根県住宅供給公社に一部の業務を除き委託をしている。</p> <p>【維持管理について】</p> <p>50万円未満の修繕工事、樹木の伐採などについては、公社で実施。50万円以上の修繕工事、大規模な改修工事、計画修繕工事については、市で実施。</p> <p>実施設計・監理は外注する場合もある。工事は外注。</p> <p>※工事、業務の発注については出雲市の施工手順に従っている。</p> <p>【住宅管理人、駐車場管理組合について】</p> <p>各住宅の自治会ごとに住宅管理人、駐車場管理組合を置いている。任期は1年。</p> <p>○住宅管理人</p> <p>会社からの委嘱により、入居者からの届出及び申請等の確認、市からの文書周知、団地内の環境整備に関する業務を行う。</p> <p>管理戸数1戸につき月額400円の手当を支給。</p> <p>○駐車場管理組合</p> <p>会社との業務委託契約により、駐車場の区画割当、入居者からの届出及び申請等の確認、市からの文書周知、駐車場の環境整備に関する業務を行う。</p> <p>管理区画数1区画につき月額100円*12月の委託料を支払う。</p>	<p>【維持管理について】</p> <p>各団地ごとに、管理人を置いている。管理人の職務は、以下のとおりである。なお、管理人には、管理戸数1戸につき月額600円の手当を支給している。任期は1年。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理人の職務 監理員の指揮を受け、修繕箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。 <p>・修繕について</p> <p>軽微な修繕(概ね30万円未満)については、修繕の種類に応じて、団地毎に予め作成した修繕工事依頼業者リストを基本として随時発注している。</p> <p>比較的大きな修繕(概ね30万円以上)及び退居後修繕については、複数見積(3社)により発注。</p>	<p>出雲市営住宅の管理については、管理代行制度及び指定管理者制度により島根県住宅供給公社に管理委託していることから、新市においても町営住宅についても公社に委託することとする。</p> <p>維持管理、建設工事については、出雲市の例による。</p> <p>住宅管理人手数料については、出雲市の月額(1戸あたり400円/年)とする。</p> <p>駐車場管理組合については、出雲市の例により、合併と同時に斐川町区域内の住宅についても有料化されている団地については組合を置くこととする。有料化されていない団地等については、駐車場スペースや区画を整備するなど順次要件が整い次第組合を組織していく。</p> <p>両市町で納付期限や口座振替日が異なるため、出雲市の規定に統一する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ№.400、600-2

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	協議細目	市・町営住宅の管理・収納事務等
調整の方針		町営住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。 町営住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替日)については、合併時から出雲市の例により統一する。	
現		斐川町	
出雲市	調整の具体的な内容		
<p>【建設工事について】 建設工事については、基本設計を職員で行い、実施設計・監理、工事施工を外部へ発注している。</p> <p>【家賃納入方法】 ①口座振替…金融機関又はゆうちょ銀行の預(貯)金口座から毎月末日に自動払込により納付する。 ②直接納付…金融機関窓口において、納付書により直接納付する。 【敷金納入について】 入居時の家賃の3ヵ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納入する。</p> <p>【延滞金の徴収について】 延滞金の徴収は行っていない。 【家賃の減免及び徴収猶予について】 ①家賃減免及び徴収猶予: 条例に規定あり。 減免額、基準等の具体の取扱いは、「出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱」による。 ②敷金の減免及び徴収猶予: 条例に規定する。 ただし具体の要綱等はなく、災害等の場合に限って、その都度、決裁により対応している。 【家賃滞納整理について】 「出雲市営住宅家賃滞納整理事務要領」に基づき対応している。 【市営住宅管理の外部委託に伴う措置】 平成22年4月からの市営住宅管理の外部委託に伴い、委託先である島根県住宅供給公社が家賃収納に関する事務を行っている。なお、訴訟等については、引き続き市が行う。</p>	<p>【建設工事について】 建設工事については、基本設計を職員で行い、実施設計・監理、工事施工を外部へ発注している。</p> <p>【家賃納入方法】 ①口座振替…金融機関又はゆうちょ銀行の預(貯)金口座から翌月1日に自動払込により納付する。 ②直接納付…金融機関窓口において納付書により直接納付する。 【敷金納入について】 入居時の家賃の3ヵ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納入する。</p> <p>【延滞金の徴収について】 延滞金の徴収は行っていない。 【家賃の減免及び徴収猶予について】 ①家賃減免及び徴収猶予: 条例に規定あり。 減免額、基準等の具体の取扱いは、「町営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱」による。 ②敷金の減免及び徴収猶予: 条例に規定する。 ただし具体の要綱等はなく、災害等の場合に限って、その都度決裁により対応している。 【家賃滞納整理について】 「滞納整理事務処理フロー」に基づき対応している。 1ヶ月 督促状の送付 2ヶ月 催告書の送付及び呼出 3ヶ月 保証人連絡 4ヶ月 明渡請求</p>		

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ№.200-1

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	協議細目	市営・町営住宅の入居者の方法				
調整の方針	町営住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1413 523 1921">出雲市</th> <th data-bbox="451 734 523 1413">斐川町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 1413 1449 1921"> <p>【入居者の選考方法】</p> <p>①一般公募 入居を希望した者が募集戸数を超えるときは、公開抽選により入居者を選考する。募集回数は、1年に6回程度とする。</p> <p>②随時公募 一般公募により入居者を募集したにもかかわらず、応募者数が募集戸数に満たなかった住宅については、随時公募により行う。</p> <p>【優先入居対象者】 次の優先入居対象者にあつては、2回抽選することができる。</p> <p>①ひとり親世帯 ②DV被害者 ③引揚者 ④炭鉱離職者 ⑤高齢者世帯等 ⑥心身障害者世帯等 ⑦ハンセン病療養所入所者等 ⑧生活保護世帯 ⑨市長が特に認めたる者</p> <p>【公募の例外】 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。</p> <p>①災害による住宅の滅失 ②不良住宅の撤去</p> </td> <td data-bbox="523 734 1449 1413"> <p>【入居者の選考方法】</p> <p>①新築の場合 公開抽選の方法による。</p> <p>②空家の場合 申込順。申込者がいない場合は、広報紙等での公募によって、空室に対し、申込者が上回る場合は公開抽選による。</p> <p>【公募の例外】 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入居させることができる。</p> <p>①災害による住宅の滅失 ②不良住宅の撤去</p> </td> </tr> </tbody> </table>	出雲市	斐川町	<p>【入居者の選考方法】</p> <p>①一般公募 入居を希望した者が募集戸数を超えるときは、公開抽選により入居者を選考する。募集回数は、1年に6回程度とする。</p> <p>②随時公募 一般公募により入居者を募集したにもかかわらず、応募者数が募集戸数に満たなかった住宅については、随時公募により行う。</p> <p>【優先入居対象者】 次の優先入居対象者にあつては、2回抽選することができる。</p> <p>①ひとり親世帯 ②DV被害者 ③引揚者 ④炭鉱離職者 ⑤高齢者世帯等 ⑥心身障害者世帯等 ⑦ハンセン病療養所入所者等 ⑧生活保護世帯 ⑨市長が特に認めたる者</p> <p>【公募の例外】 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。</p> <p>①災害による住宅の滅失 ②不良住宅の撤去</p>	<p>【入居者の選考方法】</p> <p>①新築の場合 公開抽選の方法による。</p> <p>②空家の場合 申込順。申込者がいない場合は、広報紙等での公募によって、空室に対し、申込者が上回る場合は公開抽選による。</p> <p>【公募の例外】 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入居させることができる。</p> <p>①災害による住宅の滅失 ②不良住宅の撤去</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>市営住宅の入居者の募集については、管理代行制度あるいは指定管理者制度により島根県住宅供給公社に管理委託していることから、新市においても公社に委託することとする。</p> <p>入居者の選考方法に違いがあることから調整の必要がある。入居者の選考方法については、出雲市の例にならない一般公募による定期の公開抽選とし、応募者が募集戸数に満たない場合には随時募集により行う。</p> <p>ただし、現在斐川町においては、空家について登録期間があるため、待機者(20数名)への配慮が必要。登録期間中は申込みの日から1年間。</p> <p>このため、斐川町における登録制による待機者に対しては、事前に選考方法の変更について周知し、スムーズに抽選制へ移行できるよう配慮する。</p> <p>優先入居対象者の取扱いは、出雲市の例に統一する。</p> <p>公募の例外規定については、両市町ともに同じであり調整の必要がない。</p>
出雲市	斐川町						
<p>【入居者の選考方法】</p> <p>①一般公募 入居を希望した者が募集戸数を超えるときは、公開抽選により入居者を選考する。募集回数は、1年に6回程度とする。</p> <p>②随時公募 一般公募により入居者を募集したにもかかわらず、応募者数が募集戸数に満たなかった住宅については、随時公募により行う。</p> <p>【優先入居対象者】 次の優先入居対象者にあつては、2回抽選することができる。</p> <p>①ひとり親世帯 ②DV被害者 ③引揚者 ④炭鉱離職者 ⑤高齢者世帯等 ⑥心身障害者世帯等 ⑦ハンセン病療養所入所者等 ⑧生活保護世帯 ⑨市長が特に認めたる者</p> <p>【公募の例外】 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。</p> <p>①災害による住宅の滅失 ②不良住宅の撤去</p>	<p>【入居者の選考方法】</p> <p>①新築の場合 公開抽選の方法による。</p> <p>②空家の場合 申込順。申込者がいない場合は、広報紙等での公募によって、空室に対し、申込者が上回る場合は公開抽選による。</p> <p>【公募の例外】 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入居させることができる。</p> <p>①災害による住宅の滅失 ②不良住宅の撤去</p>						

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループNo.200-2

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	協議細目	市営・町営住宅の入居者の方法
調整の方針	町営住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
<p>③公営住宅の借上げに係る契約の終了</p> <p>④公営住宅建替事業による公営住宅の除却</p> <p>⑤都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>⑥土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地的取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</p> <p>⑦現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>⑧公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p>	<p>③公営住宅の借上げに係る契約の終了</p> <p>④公営住宅建替事業による公営住宅の除却</p> <p>⑤都市計画法第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>⑥土地収用法第20条の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地的取得に関する特別措置法第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</p> <p>⑦現に公営住宅に入居している者の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体機能上の制限を受ける者となったことにより、町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること</p> <p>⑧公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること</p>	調 整 の 具 体 的 内 容	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループNo.500-1

協議項目		協議細目	
各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて		市営・町営住宅の家賃等	
調整の方針			
町営住宅の家賃及び駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。			
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
出 雲 市	斐 川 町		
<p>【家賃の決定方法について】</p> <p>市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、収入の申告により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額)以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額が家賃となる。</p> <p>なお、その算出の際に必要な各係数のうち、各事業主体が定めることのできる利便性係数については、立地や設備等の条件により0.7から1.0の範囲で設定している。</p> <p>【収入超過者、高額所得者の家賃算定について】</p> <p>公営住宅法第28条第1項及び施行令第8条第1項に規定する収入超過者に対しては、施行令第8条第2項に規定する家賃算定をしている。</p> <p>また、公営住宅法第29条第1項及び施行令第9条第1項に規定する高額所得者に対しては、公営住宅法第29条第5項に基づき、近傍同種の住宅の家賃としている。</p> <p>【建替負担調整】</p> <p>住宅の建替後の家賃の激変緩和措置。建替後5年間にわたって家賃を減額する。(公営住宅法施行令第11条)</p> <p>※対象住宅:パークタウン、上分、有原</p>	<p>【家賃決定方法について】</p> <p>町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、収入の申告により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額)以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額が家賃となる。</p> <p>なお、その算出の際に必要な各係数のうち、各事業主体が定めることのできる利便性係数については、立地や設備等の条件により0.7から1.0の範囲で設定している。</p> <p>【収入超過者、高額所得者の家賃算定について】</p> <p>公営住宅法第28条第1項及び施行令第8条第1項に規定する収入超過者に対しては、施行令第8条第2項に規定する家賃算定をしている。</p> <p>また、公営住宅法第29条第1項及び施行令第9条第1項に規定する高額所得者に対しては、公営住宅法第29条第5項に基づき、近傍同種の住宅の家賃としている。</p> <p>【建替負担調整】</p> <p>対象住宅なし</p>	<p>家賃の算定の基となる係数の統一が必要となる。</p> <p>算定基準は出雲市の制度に合わせる。</p> <p>※家賃が増加する入居者はなし。</p> <p>収入超過者、高額所得者の算定方法については、法令に基づくものであり、調整は不要である。</p> <p>建替負担調整についても、法令に基づくものであり、調整は不要。※現在斐川町では該当なし</p> <p>平成21年4月の制度改正に伴う激変緩和措置は、出雲市においては最大8年間、斐川町においては5年間で実行しているため、出雲市の制度を引き継ぐ。</p> <p>また、駐車場使用料の算出方法については、駐車場整備費を確認し、出雲市の算出方法によるものとする。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループNo.500-2

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて		協議細目	市営・町営住宅の家賃等
	出雲市	斐川町		
調整の方針	町営住宅の家賃及び駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。			
	現況			
	<p>【合併負担調整】 合併後の家賃の激変緩和措置。合併後6年間(平成22年度まで)にわたって家賃を減額する。(出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例附則第3項)</p> <p>【制度改正に伴う激変緩和措置】 平成21年4月の公営住宅法施行令改正による家賃算定方法の改定に伴い、急激に負担が増加しないよう配慮した激変緩和措置。通常、5年間にわたって家賃を減額するところ、出雲市独自の制度として家賃上昇が大きい一部の入居者については8年間にわたって減額する。(出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例附則第9項の規定に基づく家賃の減免に関する取扱要綱)</p> <p>【駐車場使用料】 別紙市営駐車場使用料一覧のとおり</p>	<p>【合併負担調整】 該当なし</p> <p>【制度改正に伴う経過措置】 平成21年4月の公営住宅法施行令改正による家賃算定方法の改定に伴い、急激に負担が増加しないよう配慮した激変緩和措置。5年間かけて家賃を調整している。</p> <p>【駐車場使用料】 平成19年4月から、舗装整備済の駐車場1区画750円を徴収。 対象団地:大井、直江、直江杉沢、直江新川中央 86戸 未徴収の団地:直江東、新生北、新生南、久木西、久木東、湖西1、湖西2 計 57戸</p>		
	調整の具体的内容			

出雲市営住宅駐車場使用料一覧

住宅名	整備区分	使用料 (1区画あたり/月)	住宅名	整備区分	使用料 (1区画あたり/月)
日吉	舗装	1,575円	宮内	舗装	1,050円
有原(新)	舗装	2,100円	栗原	舗装	1,050円
真幸ヶ丘	舗装	1,470円		未舗装	105円
荒茅	舗装	1,260円	八幡	舗装	1,050円
	未舗装	315円		未舗装	105円
祥雲荘	舗装	1,785円	小田	舗装	1,155円
天神	舗装	1,575円	高木	未舗装	210円
	未舗装	630円	沖代	舗装	1,050円
小山	舗装	1,785円		未舗装	210円
	古志	舗装	1,260円	鶴見	舗装
浜山	舗装	1,260円	未舗装		210円
一の谷	舗装	1,365円	南ヶ丘	舗装	1,155円
	未舗装	420円		久村	未舗装
大津	舗装	1,680円	久村宮ノ前		舗装
大津西谷	舗装	1,680円	越堂	舗装	1,155円
パークタウン	舗装	1,470円	多岐	舗装	1,155円
美談	舗装	1,260円	常楽寺	舗装	1,050円
鳴竹	舗装	1,155円	夕日ヶ丘	舗装	1,260円
牧戸	未舗装	420円	小松原	舗装	1,260円
小境	舗装	1,260円		未舗装	315円
		未舗装	315円	山内	舗装
駅南	舗装	1,470円	上分	舗装	1,260円
	未舗装	420円			

○斐川町営住宅の家賃及び駐車場料金について

CB造…コンクリートブロック造

PC造…パネルコンクリート造

RC造…鉄筋コンクリート造

団地名	所在地	建築年	構造階数	間取り	戸数	面積(m ²)	H22家賃 (斐川町方式)(円) A	駐車場料金 (戸/円)B	H22家賃 (出雲市方式)(円) C	駐車場料 金(戸/ 円)D	差額(円) (C+D)-(A+B)
※ 直江東	直江町4001	S39	CB造 2F	3DK 6畳-4.5畳-4.5畳-DK	6	50.00	9,200	0	8,500	0	△700
※ 新生北	荘原町2296-12	S41	CB造 1F	2K 6畳-4.5畳-K	4	31.98	6,300~6,700	0	6,000~6,500	0	△300~△200
※ 新生南	荘原町2868-2	S43	CB造 1F	2K 6畳-4.5畳-K	10	31.98	6,600~14,100	0	6,200~14,100	0	△500~0
※ 久木西	福富168-1	S46	CB造 1F	3K 6畳-4.5畳-2畳-K	10	38.24	8,600~12,700	0	8,000~12,600	0	△600~0
※ 久木東	福富168-1	S47	CB造 1F	3K 6畳-4.5畳-2畳-K	12	38.24	8,700~11,600	0	8,100~10,700	0	△900~△600
※ 湖西1	荘原町485-40	S39	CB造 2F	3DK 6畳-4.5畳-4.5畳-DK	5	50.00	9,000	0	8,400	0	△600
※ 湖西2	荘原町485-40	S40	CB造 2F	3DK 6畳-4.5畳-4.5畳-DK	10	50.00	9,200~12,600	0	8,600~12,600	0	△600~0
大井1	学頭1463-26	S59	PC造 2F	3DK 6畳-6畳-6畳-DK	4	69.15	19,200	750	17,900	1,260	△2,050~△790
大井2	学頭1463-19	S60	RC造 3F	3DK 6畳-6畳-4.5畳-DK	8	71.00	20,000~47,900	750	18,600~47,900	1,260	△2,150~510
直江	直江町3971-8	S62	RC造 3F	3DK 6畳-6畳-4.5畳-DK	12	72.24	21,200~54,400	750	19,700~54,400	1,260	△1,690~510
直江	直江町3971-8	H 1	RC造 3F	3DK 6畳-6畳-4.5畳-DK	14	72.24	21,800~44,600	750	20,300~44,000	1,260	△2,490~△90
直江杉沢 1号棟	直江町3974-1	H11	RC造 3F	2LDK 6畳-6畳-LDK	12	74.35	25,600~58,900	750	23,800~58,200	1,365	△2,550~△85
直江杉沢 2号棟	直江町3975-1	H12	RC造 3F	2LDK 6畳-6畳-LDK	12	74.35	25,900~86,000	750	24,100~86,000	1,365	△2,885~615
直江 新川中央 1号棟	直江町3986	H13	RC造 3F	3DK 6畳-6畳-6畳-DK	12	72.60	25,900~46,100	750	24,400~44,200	1,365	△1,885~△885
※ 直江 新川中央 2号棟	直江町3987	H14	RC造 3F	2DK 6畳-6畳-DK	12	66.98	24,100~28,800	750	22,600~26,500	1,365	△1,685~△85

合計(月/円)	2,920,200	64,500	2,762,700	113,400	△108,600
---------	-----------	--------	-----------	---------	----------

※ は、単身入居可能な住宅。

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ№900、1100、1200-1

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	協議細目	特定優良賃貸住宅
調整の方針	<p>(1)管理・収納事務等 斐川町の特定優良賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。</p> <p>(2)入居者の選考方法 斐川町の特定優良賃貸住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替日)については、合併時から出雲市の例により統一する。</p> <p>(3)家賃等 斐川町の特定優良賃貸住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。</p> <p>特定優良賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。斐川町の特定優良賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
<p>○特定優良賃貸住宅 管理運営については、管理代行制度により島根県住宅供給公社に一部の業務を除き委託をしている。</p> <p>【維持管理等(住宅管理人、駐車場管理組合、修繕、建築工事)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅と同様 <p>【収納事務等(家賃納入方法、敷金納入、延滞金の徴収、家賃の減免及び徴収猶予、家賃滞納整理)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅に準じて実施している。 ※ただし、敷金の減免及び徴収猶予はない。 <p>【入居者の選考方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅と同様に一般公募(公開抽選)または随時公募により行う。 	<p>○特定優良賃貸住宅</p> <p>【維持管理等(住宅管理人、駐車場管理組合、修繕、建築工事)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅と同様 <p>【収納事務等(家賃納入方法、敷金納入、延滞金の徴収、家賃の減免及び徴収猶予、家賃滞納整理)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅に準じて実施している。 ※ただし、敷金の減免及び徴収猶予はない。 <p>【入居者の選考方法について】</p> <p>①新築の場合 困窮度合に応じた抽選倍率調整を行ったうえで、公開抽選の方法による。ただし、条例第9条5項に規定する者については、公開抽選の方法によらず選考できる。</p> <p>②空家の場合 申込順。申込者がいない場合は、広報紙等での公募によって、空室に対し、申込者が上回る場合は公開抽選による。</p>	<p>特定優良賃貸住宅の管理については、管理代行制度あるいは指定管理者制度により島根県住宅供給公社に管理委託していることから、新市においても公社に委託することとする。</p> <p>入居者の選考方法に違いがあることから調整の必要がある。</p> <p>斐川町における登録制による待機者に対しては、事前に選考方法の変更について周知し、スムーズに抽選制へ移行できるように配慮する。</p> <p>斐川町が設定している住宅家賃は、出雲市と比較して大きな差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>また、駐車場使用料の算出方法については、駐車場整備費を確認し、出雲市の算出方法によるものとする。</p>	
調 整 の 具 体 的 内 容			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ№900、1100、1200-2

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	協議細目	特定優良賃貸住宅
調整の方針	<p>斐川町の特定優良賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。</p> <p>斐川町の特定優良賃貸住宅の取納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替日)については、合併時から出雲市の例により統一する。</p> <p>斐川町の特定優良賃貸住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。</p> <p>特定優良賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。斐川町の特定優良賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
<p>【家賃決定方法等】</p> <p>・特定優良賃貸住宅の家賃の額は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条第5号により近傍同種の住宅の額と均衡を失わないよう下記のとおり定めている。</p> <p>① 駅南(木造)</p> <p>(建築)H5 (構造)木造2階 2LDK (延床面積)83.41㎡ (家賃)65,000円 (戸数)6戸</p> <p>② 駅南(木造以外)</p> <p>(建築)H10 (構造)中層耐火3階 2LDK (延床面積)71.38㎡・74.38㎡ (家賃)58,000円・60,000円 (戸数)各6戸</p> <p>③ 菅沢</p> <p>(建築)H12 (構造)木造2階 2DK (延床面積)53.90㎡ (家賃)39,000円 (戸数)4戸</p> <p>④ 反辺町</p> <p>(建築)H8～9 (構造)木造2階 2LDK (延床面積)92.00㎡ (家賃)35,000円 (戸数)8戸</p> <p>⑤ 八幡原</p> <p>(建築)H18 (構造)耐火2階 2DK (延床面積)62.77㎡ (家賃)31,000円 (戸数)6戸</p>	<p>【家賃決定方法等】</p> <p>・特定優良賃貸住宅の家賃の額は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条第5号により近傍同種の住宅の額と均衡を失わないよう下記のとおり定めている。</p> <p>① アカライコーホーラスひかわ</p> <p>(建築)H6 (構造)RC3階 1DK (延床面積)42.8㎡ (家賃)36,000円 (戸数)28戸</p> <p>② 直江杉沢</p> <p>(建築)H13 (構造)RC造3階建 3LDK (延床面積)79.15㎡ (家賃)64,000円 (戸数)12戸</p> <p>合 計 40戸</p>		
		調 整 の 具 体 的 内 容	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ№900、1100、1200-3

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	協議細目	特定優良賃貸住宅																								
調整の方針	<p>(1)管理・収納事務等 斐川町の特定優良賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。</p> <p>(2)入居者の選考方法 斐川町の特定優良賃貸住宅の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。</p> <p>(3)家賃等 斐川町の特定優良賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。斐川町の特定優良賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>																										
現 況																											
出 雲 市		斐 川 町																									
<p>⑥鶴見 (建築)H8 (構造)中層耐火3階 3LDK (延床面積)83.00㎡ (家賃)55,000円 (戸数)12戸</p> <p>⑦夕日ヶ丘 (建築)H8~13 (構造)中層耐火3階 3DK (延床面積)82.95㎡ (家賃)65,000円 (戸数)24戸</p> <p>合計 72戸 ※延床面積:共用部分を除く住戸専用面積を記載</p>																											
<p>【駐車場使用料】</p> <table border="1" data-bbox="1007 1413 1428 1921"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>整備区分</th> <th>使用料 (1区画あたり/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">駅南</td> <td>舗装</td> <td>1,470円</td> </tr> <tr> <td>未舗装</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">音沢</td> <td>舗装</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">反辺町</td> <td>未舗装</td> <td>105円</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>鶴見</td> <td>舗装</td> <td>1,155円</td> </tr> <tr> <td>夕日ヶ丘</td> <td>舗装</td> <td>1,260円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【駐車場使用料】 平成19年4月より、駐車場1区画750円を徴収。</p>				住宅名	整備区分	使用料 (1区画あたり/月)	駅南	舗装	1,470円	未舗装	420円	音沢	舗装	1,260円	舗装	1,050円	反辺町	未舗装	105円	舗装	1,050円	鶴見	舗装	1,155円	夕日ヶ丘	舗装	1,260円
住宅名	整備区分	使用料 (1区画あたり/月)																									
駅南	舗装	1,470円																									
	未舗装	420円																									
音沢	舗装	1,260円																									
	舗装	1,050円																									
反辺町	未舗装	105円																									
	舗装	1,050円																									
鶴見	舗装	1,155円																									
夕日ヶ丘	舗装	1,260円																									

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ№.1500、1600-1

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	協議細目	若者定住向け公社賃貸住宅
調整の方針	<p>(1)維持管理 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社へ返還する。</p> <p>(2)家賃等 若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>		
	<p>現</p> <p>出雲市</p>		
<p>【維持管理】</p> <p>平成 22 年度から市営住宅の管理運営を島根県住宅供給公社へ委託したことにあわせ、若者定住向け公社賃貸住宅についても「島根県定住促進賃貸住宅の管理の一時返還に関する協定」を締結し、管理運営を島根県住宅供給公社で行うこととなった。</p> <p>ただし、管理運営に係る費用については、市で負担。</p> <p>【家賃決定方法等】</p> <p>若者定住向け公社賃貸住宅の建設事業に関する協定書第6条に基づき、住宅金融公庫が定める家賃算定基準により算出した範囲内において、島根県住宅供給公社と市が協議のうえ、同公社が下記のとおり定めている。</p> <p>①おおくら (建築)H7 (構造)鉄骨 2 階 1DK (延床面積)36.22 ㎡ (家賃)35,000 円 (戸数)8 戸</p> <p>②ふるかわ (建築)H8 (構造)鉄骨 2 階 2DK (延床面積)50.78 ㎡ (家賃)40,000 円 (戸数)4 戸</p> <p>③まさど (建築)H7 (構造)鉄骨 2 階 2DK (延床面積)50.78 ㎡ (家賃)40,000 円 (戸数)4 戸</p> <p>④きたはま (建築)H9 (構造)RC2 階 2LDK</p>	<p>斐川町</p> <p>【維持管理】</p> <p>1. 若者定住向け公社賃貸住宅の維持管理については、公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約第1条により行う。</p> <p>2. 公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約第5条第2項により管理費は、斐川町の負担となっている。</p> <p>【家賃決定方法等】</p> <p>若者定住向け公社賃貸住宅の建設事業に関する協定書第6条に基づき、住宅金融公庫が定める家賃算定基準により算出した範囲内において、島根県住宅供給公社と斐川町が協議のうえ、同公社が下記のとおり定めている。</p> <p>①アクティコーポラスひかわ (建築)H5～6 (構造)RC 造 2～3 階建 1DK (延床面積) 42.6～43.8 ㎡ (家賃)36,000 円 (戸数) 28 戸</p> <p>②メゾン神立 (建築)H17 (構造)木造 2 階建 1DK (延床面積) 38.8 ㎡ (家賃)39,000 円 (戸数)6 戸</p> <p>合計 34 戸</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>若者定住向け公社賃貸住宅の維持管理については、出雲市の例により、斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅もあわせたとすべての管理を公社へ返還する</p> <p>若者定住向け公社賃貸住宅の建設事業に関する協定書に基づき、住宅金融公庫が定める家賃算定基準により算出した範囲内において、島根県住宅供給公社と市が協議のうえ、公社が家賃を定めているため、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>駐車場使用料については、出雲市と斐川町において算出方法、金額が異なるが、出雲市の算出方法によるものとする。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ№.1500、1600-2

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	協議細目	若者定住向け公社賃貸住宅																				
調整の方針	<p>(1)維持管理 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社へ返還する。</p> <p>(2)家賃等 若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>																						
<p>調整の状況</p> <p>出雲市</p> <p>(延床面積)54.65㎡ (家賃)39,000円 (戸数)4戸 ⑤イスポワール小松 (建築)H6 (構造)鉄骨2階 1LDK (延床面積)52.10㎡ (家賃)40,400円 (戸数)8戸 合計 28戸</p>		斐川町	調整の具体的内容																				
<p>【駐車場使用料】</p> <table border="1" data-bbox="833 1464 1147 2078"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>整備区分</th> <th>使用料 (1区画あたり/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおくら</td> <td>舗装</td> <td>1,470円</td> </tr> <tr> <td>ふるかわ</td> <td>舗装</td> <td>1,575円</td> </tr> <tr> <td>まぎど</td> <td>舗装</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>きたはま</td> <td>舗装</td> <td>1,155円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">エスポワール小松</td> <td>未舗装</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>未舗装</td> <td>315円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他(空家家賃の負担及び補填)】 公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約第7条に基づき、空家が生じた場合、空家期間の空家分に係る家賃及びその他人居者負担について貸倒れが生じた場合は、市が公社に負担する。 ※委託管理期間(期間満了後 議決) ①おおくら H7.4.6～H37.4.17</p>	住宅名	整備区分	使用料 (1区画あたり/月)	おおくら	舗装	1,470円	ふるかわ	舗装	1,575円	まぎど	舗装	1,260円	きたはま	舗装	1,155円	エスポワール小松	未舗装	210円	舗装	1,260円	未舗装	315円	<p>【駐車場使用料】 平成22年4月から、駐車場1区画750円を徴収。</p> <p>【その他(空家家賃の負担及び補填)】 公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約第7条に基づき、空家が生じた場合、空家期間の空家分に係る家賃及びその他人居者負担について貸倒れが生じた場合は、市が公社に負担する。 ※委託管理期間(期間満了後 議決) ①アグアイコーポラスひかわ H7.4.28～H42.5.17</p>
住宅名	整備区分	使用料 (1区画あたり/月)																					
おおくら	舗装	1,470円																					
ふるかわ	舗装	1,575円																					
まぎど	舗装	1,260円																					
きたはま	舗装	1,155円																					
エスポワール小松	未舗装	210円																					
	舗装	1,260円																					
	未舗装	315円																					

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ№.1500、1600-3

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	協議細目	若者定住向け公社賃貸住宅
調整の方針	<p>(1)維持管理 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社へ返還する。</p> <p>(2)家賃等 若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。</p>		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
②ふるかわ	H8.4.1～H38.4.17		
③まさど	H7.4.6～H37.4.17		
④さたはま	H9.4.1～H39.3.31		
⑤エスホール小松	H6.4.15～H36.4.17		
			②マン神立 H17.5.1～H47.7.31
調 整 の 具 体 的 内 容			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ№0.2200

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	協議細目	宅地開発補助事業
調整の方針	市のみで実施している宅地開発補助事業については、合併時から斐川町の用途地域を新たな補助対象区域とし、補助単価、補助限度額は、平田・大社の用途地域の例により実施する。		
	現	斐川町	
	出雲市		
<p>【用途地域内民間住宅地開発奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象区域 <ul style="list-style-type: none"> 出雲市内の用途地域内 ・補助要件 <ul style="list-style-type: none"> i) 開発面積が 1,500 ㎡以上であること。 ii) 200 ㎡以上の分譲区画が 4 区画以上あること。 iii) 戸建て住宅地分譲の開発であり、建築基準法第 42 条に規定する道路に接道すること。 iv) 道路に面する部分について、生け垣の設置等の緑化を行うこと。 v) 分譲地内にゴミ集積所を設置すること。 ・補助単価 <ul style="list-style-type: none"> ① 都市計画税対象地域(出雲): 1,800 円/㎡ ② ①以外の用途地域内(平田・大社): 1,350 円/㎡ ・補助限度額 <ul style="list-style-type: none"> ① 都市計画税対象地域(出雲): 360 万円 ② ①以外の用途地域内(平田・大社): 270 万円 ・実施期間 平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とし、期間終了前に事業効果の検証を行い、制度の存廃・見直しを検討する。 	<p>【制度なし】</p>	<p>宅地開発補助事業については、出雲市のように制度がある。斐川町においても、用途地域が存在することから、斐川町のエリアにも制度を適用するものとする。</p>	

協議第 50 号

各種事務事業(上下水道関係)の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて

合併協定項目24. 各種事務事業（上下水道関係）の取扱いは、次のとおりとする。

【上水道事業】

1 上水道計画

出雲市又は斐川宍道水道企業団で実施又は策定している上水道事業計画はそれぞれ現行のとおりとし、合併後、新たな上水道事業計画の策定にあたっては、新市全域の一体的整備を促進するよう調整を図る。

2 会計及び資産

水道事業会計は、現行のとおり出雲市水道事業会計及び斐川宍道水道企業団上水道事業会計とし、それぞれの資産は現行のとおり保有する。

3 水道料金等

水道料金・加入金については、出雲市水道事業、斐川宍道水道企業団上水道事業とも、両事業の定めるとおりとする。

4 簡易水道施設整備計画及び簡易水道事業統合計画

簡易水道施設整備計画については、合併後、出雲市の簡易水道施設整備計画を基本とし、斐川町の簡易水道施設整備計画を加えて見直しを行う。また、簡易水道事業統合計画は、斐川町の簡易水道事業及び出雲市の簡易水道事業のうち島村簡易水道事業を斐川宍道水道企業団に、出雲市の島村簡易水道事業を除く簡易水道事業を出雲市水道事業にそれぞれ経営統合するよう改定する。

5 簡易水道事業会計

斐川町の2つの簡易水道事業会計は、合併時に出雲市の簡易水道事業特別会計に統合する。その後、すべての簡易水道事業は統合計画に従い、出雲市水道事業会計又は斐川水道水道企業団上水道事業会計に、それぞれ統合する。

6 簡易水道料金

合併時は両市町の定めるとおりとし、簡易水道事業統合計画に従い出雲市水道事業会計又は斐川水道水道企業団上水道事業会計に簡易水道事業会計が経営統合したときは、それぞれ統合先の料金とする。

なお、統合までに上水道事業において料金改定が行われるときは、当該上水道事業に準じて定めている料金について、合わせて改定を行う。

【下水道事業】

1 整備方針

新市の汚水処理施設整備は、公共下水道事業、農（漁）業集落排水事業等の集合処理方式と小型合併処理浄化槽の個別処理方式により行うこととし、合併後1年以内に調整を図り統一する。

2 公共下水道基本計画

合併後1年以内に新市の整備計画を策定する。

3 農（漁）業集落排水事業計画

合併時の施行地区は現行のとおりとし、未着手の地区については、合併後、事業の整合性について再検討を行い、計画の調整を図る。

（公共下水道事業）

4 使用料等

これまでの改定の経緯を踏まえ、使用料及び受益者負担金等については、合併時は両市町の定めるとおりとし、2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。斐川町の温泉汚水使用料については、現行のとおりとし、次期公共下水道使用料等審議会において調整する。

(農(漁)業集落排水事業)

5 使用料等

これまでの改定の経緯を踏まえ、使用料については、合併時は両市町の定めるとおりとし、2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。受益者分担金等については、合併時から出雲市の例により統一する。

(市設置型浄化槽事業、個別排水処理施設)

6 使用料等

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に統一する。ただし、斐川町の使用料については公共下水道使用料を適用し、合併時から2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。

(個人設置型合併処理浄化槽事業)

7 合併処理浄化槽設置事業補助金

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に調整を図り出雲市の例により統一する。

8 合併処理浄化槽維持管理補助金

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に斐川町の例により統一する。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 100

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	上水道計画
調整の方針	出雲市又は斐川水道水道企業団で実施又は策定している上水道事業計画は、それぞれ現行のとおりとし、合併後、新たな水道事業計画の策定にあたっては、新市全域の一体的整備を促進するよう調整を図る。		
現 況			
出雲市	<p>出雲市水道事業</p> <p>【名称】 出雲市水道ビジョン（H21年3月末策定） 出雲市水道事業基本計画（H21年3月末修正） 出雲市水道事業第6次拡張事業計画（H21年3月末修正） 【事業期間】 平成19年度～平成30年度（6拡） 【主要事業】 取水・浄水・送水・配水施設整備、未普及解消 【事業費】 11,024,289千円 【給水区域】 出雲市水道事業給水区域のとおり 【計画給水人口】 143,700人 【計画1日最大給水量】 65,600m³/日 【計画1人1日最大給水量】 456^ℓ/日</p>	斐川町	調整の具体的内容
<p>平成21年3月31日現在の業務概要</p> <p>【行政区域内人口】 147,276人 【給水区域人口】 126,038人 【給水人口】 123,332人 【給水戸数】 42,022戸 【行政区域内普及率】 83.7% 【給水区域内普及率】 97.9% 【年間総配水量】 15,666,000m³ 【1日平均配水量】 42,921m³ 【1日最大配水量】 50,391m³ 【年間総有収水量】 14,558,000m³ 【有収率】 92.9% 【配水能力】 60,924m³/日 【導送配水管延長】 1,178,018m</p> <p>【公営企業法適用の有無及び範囲】 有（全部適用）</p>	<p>【名称】 増補改良事業（第2期事業） 【事業期間】 平成12年度～平成21年度 【主要事業】 送水施設・配水施設・浄水施設整備事業 【事業費】 2,075,000千円 【給水区域】 斐川町・宍道町 【計画給水人口】 36,000人 【計画1日最大給水量】 20,000m³/日 【計画1人1日最大給水量】 560^ℓ/日</p> <p>平成20年4月1日現在の業務概要</p> <p>【行政区域内人口】 37,794人 【給水区域人口】 35,507人 【給水人口】 35,372人 【給水戸数】 12,168戸 【行政区域内普及率】 93.6% 【給水区域内普及率】 99.6% 【年間総配水量】 5,125,945m³ 【1日平均配水量】 14,044m³ 【1日最大配水量】 17,137m³ 【年間総有収水量】 4,633,877m³ 【有収率】 90.4% 【配水能力】 20,000m³/日 【導送配水管延長】 431,156m</p> <p>【公営企業法適用の有無及び範囲】 有（全部適用）</p>	<p>斐川水道水道企業団では増補改良事業（第2期事業）を平成22年度も繰越して実施。上記事業の完了により一連の事業が終了。次の水道事業計画策定は未定。</p> <p>水道ビジョンは、平成23年度以降で策定の予定。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 400、500

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	会計及び資産
調整の方針	水道事業会計は、現行のとおり出雲市水道事業会計及び斐川水道水道企業団水道事業会計とし、それぞれの資産は現行のとおり保有する。		
現 況			
出 雲 市	斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
<p>○会計 H20年度決算から 【総配水量】15,666,022m³ 【1日平均配水量】42,921m³ 【1日最大配水量】50,391m³ 【給水戸数】42,022戸 【給水人口】123,332人 【受託工事件数】 件 【収益的収入】2,325,048千円（税抜き） 【収益的支出】2,101,185千円（税抜き） 【資本的収入】1,027,271千円（税込み） 【資本的支出】2,097,884千円（税込み） 【継続費】0千円 【企業債残高】9,211,907千円 【一時借入金】限度額 100,000千円 【議会の議決を経なければ流用することのできない経費】 (H22年度予算から) (1)職員給与と費 340,298千円 (2)交際費 53千円 (平成20年度決算) 【供給単価】146.34円 【給水原価】142,92円 【収益的収支の純利益又は純損失】223,863千円 【資本的収支の差額又は不足額】▲1,070,612千円 【補てん財源の充当後の残高】1,948,046千円</p> <p>○資産 【固定資産】26,567,926千円(H20年度決算) 【流動資産】2,540,726千円(H20年度決算)</p>	<p>○会計 H20年度決算から 【総配水量】4,633,877m³ 【1日平均配水量】14,044m³ 【1日最大配水量】17,137m³ 【給水戸数】12,168戸 【給水人口】35,372人 【受託工事件数】 件 【収益的収入】728,435千円 【収益的支出】664,175千円 【資本的収入】141,870千円 【資本的支出】409,182千円 【継続費】0千円 【企業債】3,638,098千円 【一時借入金】限度額 150,000千円 【議会の議決を経なければ流用することのできない経費】 (1)職員給与と費 88,060千円 (2)交際費 100千円 (平成20年度決算) 【供給単価】133.7円 【給水原価】136.3円 【収益的収支の純利益又は純損失】55,262千円 【資本的収支の差額又は不足額】▲267,312千円 【補てん財源の充当後の残高】1,014,400千円</p> <p>○資産 【固定資産】6,133,560千円(H20年度決算) 【流動資産】1,088,807千円(H20年度決算)</p>		

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 900

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	水道料金等（水道料金）
調整の方針	水道料金・加入金については、出雲市水道事業、斐川水道水道企業団上水道事業とも、両事業の定めるとおりとする。		
現		況	
出	雲	斐	川 町
<p>○水道料金（1月につき税抜き）</p> <p>口径別料金 1 3 mm、2 0 mm、2 5 mm 930円 基本料金 8㎡まで 117円/㎡ 超過 9～16㎡ 128円/㎡ 17～25㎡ 141円/㎡ 26～50㎡ 184円/㎡ 51～100㎡ 190円/㎡ 101㎡以上</p> <p>基本料金 3 0 mm 8㎡まで 1,580円 4 0 mm 8㎡まで 1,650円 5 0 mm 8㎡まで 2,180円 7 5 mm 8㎡まで 2,580円 1 0 0 mm 8㎡まで 2,990円 1 5 0 mm 8㎡まで 8,240円 2 0 0 mm 8㎡まで 17,050円 超過 9～16㎡ 159円/㎡ 17～25㎡ 166円/㎡ 26～50㎡ 172円/㎡ 51～100㎡ 184円/㎡ 101㎡以上 190円/㎡</p> <p>【料金改定の経緯】 平成19年6月検針分から改定（合併後料金を統一）</p> <p>【今後の改定予定】 本年6月に水道料金等審議会から料金改定の答申あり</p>	<p>○水道料金（一般用1月につき税抜き）</p> <p>8㎡まで 940円 9～30㎡まで 126円/㎡ 31㎡以上 157円/㎡</p> <p>（営業用1月につき税抜き）</p> <p>1 0 ㎡まで 1,210円 超過 1 ㎡につき 181円</p> <p>分水用 玉湯町・・・・ 97円 宍道町・・・・ 117円 平田市・・・・ 126円</p> <p>官公署用 1 0 ㎡まで 1,210円 超過 1 ㎡につき 157円</p> <p>学校用 5 0 ㎡まで 6,040円 超過 1 ㎡につき 157円</p> <p>工場用 500㎡まで 60,400円 超過 1㎡につき 181円</p> <p>料金改定の経緯 平成12年4月1日改定</p>		

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道 ワーキンググループ No. 1100

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目		水道料金等（加入金）
		出雲市	斐川町	
調整の方針	水道料金・加入金については、出雲市水道事業、斐川水道水道企業団上水道事業とも、両事業の定めるとおりとする。			
現 況				
○加入金	出雲市 (税抜き) 13mm 50,000円 20mm 110,000円 25mm 220,000円 30mm 310,000円 40mm 680,000円 50mm 1,170,000円 75mm 3,300,000円 100mm 6,500,000円 150mm以上 管理者が別に定める	斐川町 (税抜き) 13mm 58,000円 20mm 119,000円 25mm 208,000円 40mm 674,000円 50mm 1,177,000円 75mm 3,013,000円 100mm 5,711,000円 150mm 14,426,000円	○加入金 (税抜き)	
調整の具体的内容				

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ

No. 3400

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	簡易水道施設整備計画及び簡易水道事業統合計画
調整の方針	簡易水道施設整備計画については、合併後、出雲市の簡易水道施設整備計画を基本とし、斐川町の簡易水道施設整備計画を加えて見直しを行う。また、簡易水道事業統合計画は、斐川町の簡易水道事業及び出雲市の簡易水道事業のうち島村簡易水道事業を斐川水道水道企業団に、出雲市の島村簡易水道事業を除く簡易水道事業をそれぞれ経営統合するよう改定する。		
現 況			
出 雲 市	<p>出雲市簡易水道事業（15箇所）、飲供施設（1箇所）</p> <p>【名称】 簡易水道事業統合計画（H19年10月19日提出） 出雲市簡易水道事業基本計画（H19年3月末策定） 出雲市水道ビジョン（H21年3月末策定）</p> <p>【主要事業】 統合簡水、統合整備、基幹改良、増補改良事業等 【給水区域】各簡易水道の給水区域図のとおり</p>	斐 川 町	調整の具体的内容
	<p>簡易水道事業統合計画策定中（平成21年度策定予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿宮地区簡易水道事業 ・大黒山麓地区営農飲雑用水事業 <p>公営企業経営健全化計画策定（平成18年度）</p>		<p>出雲市の島村簡易水道は斐川水道水道企業団から分水を受けているため、企業団に統合する。</p> <p>出雲市、斐川町とも、水源の水質や水量に問題のある簡易水道があり、水源転換や浄水施設の改良等の対策を急ぐ必要がある。また、多くの施設が老朽化してきており、更新等を計画的に進めなければならぬ。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ

No. 3500

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	簡易水道事業会計
調整の方針	斐川町の2つの簡易水道事業会計は、合併時に出雲市の簡易水道事業特別会計に統合する。その後、すべての簡易水道事業は統合計画に従い、出雲市水道事業会計又は斐川水道企業団水道事業会計に、それぞれ統合する。		
現 況			
出 雲 市	斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
<p>(平成20年度決算【15地区簡水、1地区飲水合計】)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【総配水量】 2,419,363m³ 【1日平均配水量】 6,628m³ 【1日最大配水量】 9,468m³ 【給水戸数】 6,708人 【給水人口】 20,586戸 【受託工事】 0件 【収益的収入】 531,212円 【収益的支出】 443,445円 【資本的収入】 1,091,778千円 【資本的支出】 1,207,800千円 【企業債】 573,700千円 【供給単価】 149.9円 【給水原価】 363.67円 【収益的収支の純利益又は純損失】 87,767千円 【資本的収支の差額又は不足額】 △116,022千円 【前年度からの繰越金】 46,366千円 【翌年度へ繰越すべき財源】 13,572千円 【実質収支】 4,531千円 	<p>(平成20年度決算【2地区合計】)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【総配水量】 50,468m³ 【1日平均配水量】 138m³ 【1日最大配水量】 191m³ 【給水戸数】 173戸 【給水人口】 687人 【受託工事件数】 0件 【収益的収入】 23,207千円 【収益的支出】 15,155千円 【資本的収入】 8,426千円 【資本的支出】 8,426千円 【地方債】 31,575千円 【供給単価】 137.7円 【給水原価】 512.1円 【収益的収支の純利益又は純損失】 8,052千円（内翌年度繰越金8,008千円） 【資本的収支の差額又は不足額】 0千円 		

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 3800

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	簡易水道料金
調整の方針	合併時は両市町の定めるとおりとし、簡易水道事業統合計画に従い出雲市水道事業会計又は斐川水道水道企業団上水道事業会計に簡易水道事業会計が経営統合したときは、それぞれ統合先の料金とする。 なお、統合までに上水道事業において料金改定が行われるときは、当該上水道事業に準じて定めている料金について、合わせて改定を行う。		
現 況			
出 雲 市	斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
口径別料金（1月につき税抜き） 1 3 mm、2 0 mm、2 5 mm 930円 基本料金 8㎡まで 117円/㎡ 超過 17～25㎡ 128円/㎡ 26～50㎡ 141円/㎡ 51～100㎡ 184円/㎡ 101㎡以上 190円/㎡ 3 0 mm 基本料金 8㎡まで 1,580円 4 0 mm 基本料金 8㎡まで 1,650円 5 0 mm 基本料金 8㎡まで 2,180円 7 5 mm 基本料金 8㎡まで 2,580円 1 0 0 mm 基本料金 8㎡まで 2,990円 1 5 0 mm 基本料金 8㎡まで 8,240円 2 0 0 mm 基本料金 8㎡まで 17,050円 超過 9～16㎡ 159円/㎡ 17～25㎡ 166円/㎡ 26～50㎡ 172円/㎡ 51～100㎡ 184円/㎡ 101㎡以上 190円/㎡	（一般用1ヶ月につき税抜き） 8 ㎡まで 940円 9～3 0 ㎡まで 126円 3 1 ㎡以上 157円 （営業用1ヶ月につき税抜き） 1 0 ㎡まで 1,210円 超過 1 ㎡につき 181円 （官公署用1ヶ月につき税抜き） 1 0 ㎡まで 1,210円 超過 1 ㎡につき 157円 （臨時用1ヶ月につき税抜き） 1 ㎡につき 483円 （その他1ヶ月につき税抜き） 4 ㎡につき 400円 【料金改定の経緯】 平成12年4月1日改定（住民負担平等の観点から斐川水道水道企業団と同系統にした）	双方とも水道料金を当該市町の上下水道料金と同一にしており、上下水道料金に合わせて調整する。 このため、現在の出雲市と斐川町の簡易水道で水道料金が異なることとなる。	
【料金改定の経緯】 平成19年6月検針分から改定 （合併による料金統一を実施） 【今後の改定予定】 水道事業では、本年6月に水道料金等審議会から料金改定の答申あり			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

No.7400

上下水道ワーキンググループ

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	下水道事業 整備方針
調整の方針	新市の汚水処理施設整備は、公共下水道事業、農（漁）業集落排水事業等の集合処理方式と小型合併処理浄化槽による個別処理方式により整備することとし、合併後1年以内に調整を図り統一する。		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
<p>○整備方針 都市計画区域外の都市計画用途地域と都市計画内の用途地域以外の一部で将来市街化が想定される地域は公共下水道で整備。（特定環境保全公共下水道は整備完了） 農業振興地域で将来的にも農業を行う地域は農業集落排水事業で整備。（整備完了） 漁港の背後地域は農業集落排水事業で整備。漁業集落排水事業の採択用性に満たない地域は小規模集合排水処理施設整備事業で整備。（漁業集落排水事業は平成23年度に整備完了予定） 集合処理計画のない区域及び農業集落排水区域、漁業集落排水区域で集合処理が不経済となる区域については市町村設置型の合併浄化槽で整備。 集合処理計画の区域でしばらく整備予定のない区域については個人設置型の合併処理浄化槽で整備。</p>	<p>○整備方針 都市計画区域内の都市計画用途地域と都市計画内の用途地域以外の一部で将来市街化が想定される地域は公共下水道で整備。農業振興地域で将来的にも農業を行う地域は農業集落排水事業で整備。集合処理計画のない区域及び農業集落排水区域で集合処理が不経済となる区域については合併浄化槽で整備。</p> <p>○普及率（平成22年3月31日現在） 公共下水道事業 45.3% 農業集落排水事業 35.1% 合併処理浄化槽 6.5% 計 87.8%</p> <p>○2020年全県域下水道化構想普及率目標 公共下水道事業 50.0% 農業集落排水事業 45.0% 合併処理浄化槽設置整備事業 2.0%</p>	<p>計 97.0%</p>	<p>両市町において、集合処理区域及び個別排水処理区域の設定は、一定の整理がなされている。 平成22年度には、島根県汚水処理施設整備の第4次構想が取りまとめられるので、これを基本として事業の推進が図られるよう調整を行う。</p>
<p>○普及率（平成22年3月31日現在） 公共下水道事業 39.7% 農業集落排水事業 14.0% 漁業集落排水事業 2.5% コミ・ブラ 0.2% 浄化槽設置整備事業 11.3% 浄化槽市町村整備推進事業 1.8% 個別排水処理施設整備事業 0.5% その他 1.3% 計 71.3%</p>			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No.7400

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	下水道事業 整備方針
調整の方針	新市の汚水処理施設整備は、公共下水道事業、農（漁）業集落排水事業等の集合処理方式と小型合併処理浄化槽による個別処理方式により整備することとし、合併後1年以内に調整を図り統一する。		
現 況			
出 雲 市	斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
<p>○2018年度（平成30年度末）島根県汚水処理施設整備構想普及率目標 ※現在、策定中</p> <p>公共下水道事業 48.5%</p> <p>農業集落排水事業 14.2%</p> <p>漁業集落排水事業 2.8%</p> <p>コミュニティプラ 0.1%</p> <p>小規模集合排水処理施設整備事業 0.2%</p> <p>浄化槽設置整備事業 12.3%</p> <p>浄化槽市町村整備推進事業 2.8%</p> <p>個別排水処理施設整備事業 0.5%</p> <p>その他 1.5%</p> <p>計 82.9%</p>			

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 7500

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	公共下水道基本計画
調整の方針	合併後1年以内に新市の整備計画を策定する。		
	<p>現</p> <p>出雲市</p> <p>○流域関連公共下水道事業（出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区） 【事業計画】（H22.3未現在） 全体計画 4,606 ha 115,580 人 都市計画決定 2,513 ha 68,300 人 事業認可区域 2,507.1 ha 【実績】（H22.3未現在） 処理面積 1,880.6 ha 処理人口 55,454 人 普及率 38.0 % 水洗化人口 45,264 人 水洗化率 81.6 % 【事業認可変更予定】 変更予定 平成23年度 未定（区画整理事業他） 拡大予定面積 未定（区画整理事業他） 事業期間の延伸・兵道湖流域下水道（西部処理区）の汚水量原単位の見直しに伴う、当市流域関連公共下水道の汚水量原単位の見直し・南本町中継ポンプ場の変更</p> <p>○特定環境保全公共下水道事業（河下処理区、田岐処理区、口田儀処理区）→完了</p> <p>○特別会計事業費（ ）内は建設事業費 平成21年度事業費累計見込 137,883,164千円 平成22年度事業費予定 5,887,286千円 平成23年度以降の事業費予定 H23 5,683,826千円（1,651,000千円） H24 6,064,410千円（1,893,000千円） H25 6,229,990千円（1,986,000千円） H26 6,285,314千円（1,986,000千円）</p>	<p>況</p> <p>斐川町</p> <p>【事業計画】（H22.3未現在） ・全体計画 1,031 ha 17,460 人 ・都市計画決定 626 ha 16,800 人 ・事業認可計画 957.9 ha 12,646 人 ・処理面積 610.9 ha 【実績】 ・普及率 45.3 % 20,405,245 千円 ・水洗化率 85.3 % 791,017 千円 【事業費】 ・平成20年度末累計 20,405,245 千円 ・平成21年度 791,017 千円 ・平成22年度以降の計画（ ）は建設事業費 H22 750,000 (250,000) 千円 H23 1,070,000 (550,000) 千円 H24 1,140,000 (600,000) 千円 H25 1,160,000 (550,000) 千円 H26 950,000 (400,000) 千円</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>両市町は、現在の流域関連公共下水道事業計画の事業認可年次が平成23年度となっていること。併せて計画区域の見直し等の必要が生ずることとなるため、合併後速やかに調整を行う。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 7600

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	農（漁）業集落排水事業計画
調整の方針	合併時の施行地区は現行のとおりとし、未着手の地区については、合併後、事業の整合性について再検討を行い、計画の調整を図る。		
現 況			
出 雲 市	斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
H21.3末現在 ≪農業集落排水事業≫ 【完了地区 28】 保知石 620人 東神西 950人 高神 2,820人 神西湖東 2,300人 神原朝山 348人 矢尾日下 1,570人 馬木古志 1,310人 宇那手船津 2,120人 上島 850人 上岡田 1,270人 口宇賀 300人 布崎 900人 国富 1,490人 西岸 2,040人 宮内（佐田稲田） 1,920人 宮内（飼領） 580人 八幡原 50人 反辺 89人 窪田 292人 橋波 124人 大呂 78人 朝原 109人 飯栗東 47人 久村 89人 中郷 180人 上上 175人 小田 68人 遙 39人 計 708人 6,328戸 30,080人	H21.3末現在 【完了地区 8】 神庭北 117戸 今在家 219戸 荒神谷 226戸 沖中 191戸 中部 207戸 上庄原 438戸 斐川東部 84戸 894戸 2,400人（～H22、一部供用開始） 【事業中】 斐川西部 505戸 3 【計画地区 3】 阿宮 102戸 求院 83戸 出西・神水161戸 700人（H23～） 330人（H25～） 9,766人 6,495人 【実績】 普及率 34.9% 水洗化率 66.5%	出雲市は、農業集落排水事業が完了し、漁業集落排水事業は、平成23年度に完了の予定である。また、小規模集合処理施設整備事業を3地区計画している。斐川町は、農業集落排水事業による平成22年度完了予定地区が1地区、計画地区が3地区である。計画地区については、新市において事業の妥当性（経済性、整合性等）について再検討を行い、計画の調整を図る。 なお、阿宮地区については、平成23年度採択予定につき、本年度4月申請を終えていることから施行地区と見なす。	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 7600

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	農（漁）業集落排水事業計画
調整の方針	合併時の施行地区は現行のとおりとし、未着手の地区については、合併後、事業の整合性について再検討を行い、計画の調整を図る。		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
（農業集落排水事業は完了）			
【実績】 普及率 水洗化率	14.0% 86.3%	20,481人 17,681人	
《漁業集落排水事業》			
【完了地区 9】	200戸	812人	
小伊津	193戸	933人	
十六島	101戸	420人	
小津	245戸	950人	
三浦	30戸	92人	
釜浦	70戸	205人	
塩津	135戸	450人 (H21完了)	
坂浦	48戸	243人	
小田西	269戸	1,610人 (H21完了)	
宇竜			
【事業中地区 2】	31戸	110人 (~H23)	
西地合	110戸	271人 (~H23)	
鷺浦			
計	1,432戸	6,096人	
【実績】 普及率 水洗化率	2.5% 69.4%	3,627人 2,516人	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 7600

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い		協議細目		農（漁）業集落排水事業計画
	出雲市	斐川町	出雲市	斐川町	
調整の方針	合併時の施行地区は現行のとおりとし、未着手の地区については、合併後、事業の整合性について再検討を行い、計画の調整を図る。				
	現		調整の具体的内容		
	出雲市	斐川町			
	<p>《小規模集排水事業》 【計画地区 3】</p> <p>美保 35戸 111人 (H23～) 猪目 39戸 93人 (H25～) 鵜峠 38戸 69人 (H27～)</p> <p>【実績】 普及率 0.0% 0人 水洗化率 0.0% 0人</p>		<p>【事業費】</p> <p>平成20年度 41,044,624 千円 平成21年度 2,370,200 千円 平成22年度以降の計画（建設費）</p> <p>H22 2,056,745 (363,565) 千円 H23 1,971,599 (301,486) 千円 H24 1,851,994 (53,843) 千円 H25 1,863,471 (162,954) 千円 H26 1,870,687 (162,954) 千円</p>		
			<p>【事業費】</p> <p>平成20年度 19,787,573 千円 平成21年度 928,861 千円 平成22年度以降の計画（建設費）</p> <p>H22 738,000 (408,000) 千円 H23 400,000 (50,000) 千円 H24 473,000 (100,000) 千円 H25 554,000 (160,000) 千円 H26 662,000 (250,000) 千円</p>		

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 10000

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	公共下水道事業 使用料等（使用料）
調整の方針	これまでの改定の経緯を踏まえ、使用料及び受益者負担金等については、合併時は両市町の定める使用料のとおりとし、2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。斐川町の温泉汚水使用料については、現行のとおりとし、次期公共下水道使用料等審議会において調整する。		
	<p>出雲市</p> <p>1. 使用料の算出方法 ○水道水のみを使用の場合は、水道使用水量により汚水量を認定する。 ●水道水以外の井戸水等を使用している場合は、井戸水メーターを市が設置し検針を行い、使用水量により汚水量を認定する方法と、世帯の人数により算定する人数制の方法があり、使用者がどちらかを選択する。 ●水道水と井戸水等を併用して使用している場合は、水道使用水量に井戸水使用水量を加算して汚水量を認定する方法と、世帯の人数により算定する人数制の方法（水道水は加算しない。）があり、使用者がどちらかを選択する。</p> <p>2. 使用料の金額と種類 【資料1】 ●一般用 ●人数制用</p> <p>3. 使用料改定の経過 【資料2】 (H1) 供用開始の使用料設定 (H4) 料金改定(平均17.7%引上) (H9) 料金改定(平均14.9%引上) (H19) 料金改定(平均14.9%引上) (H23) 料金改定の予定(H22.6に平均11.3%引上答申)</p> <p>4. 下水道事業特別会計における財政計画 【資料3】</p> <p>※ ○は両市町で同じ取扱い。 ●は両市町で異なる取扱い。</p>	<p>斐川町</p> <p>1. 使用料の算出方法 ○水道水のみを使用の場合は、水道使用水量により汚水量を認定する。 ●水道水以外の井戸水等を使用している場合は、井戸水メーターを町が設置し検針を行い、使用水量により汚水量を認定する。 ●水道水と井戸水等を併用して使用している場合は、水道使用水量に井戸水使用水量を加算して汚水量を認定する。</p> <p>2. 使用料の金額と種類 【資料1】 ●一般用 ●温泉汚水用</p> <p>3. 使用料改定の経過 【資料2】 (H2) 供用開始の使用料設定 (H7) 料金改定(平均17.3%引上) (H17) 料金改定(平均3.8%引上) (H20) 料金改定(平均10%引上)</p> <p>4. 下水道事業特別会計における財政計画 【資料3】</p> <p>※ ○は両市町で同じ取扱い。 ●は両市町で異なる取扱い。</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>使用料体系は、出雲市・斐川町とも基本料と従量制で同じであるが、算出方法が一部で異なることにも、料金表が異なっている。 出雲市の現行料金は19年度に改定されており、平成23年度～平成26年度の財政計画を基にした公共下水道使用料の改定について公共下水道使用料等審議会に諮り、平成22年6月に料金改定の答申を受けたところである。今後、市議会に諮り条例改正を行なう予定であり、平成23年4月からの料金改定の実施をめざしている。 斐川町では、現行料金は20年度に改定されているが、財政計画期間は平成20年度～平成22年度までとなっている。財政期間の終了後の平成23年度には、新しい財政計画に基づいた公共下水道使用料を検討する必要がある。 これからの料金に統一することとする。 なお、料金改定が行なわれなかった場合は、2年を目途に公共下水道使用料等審議会を開催し、統一を図る。 また、斐川町では温泉汚水料金を別途に設定されていることや施設毎の汚水認定の方法に相違があることから、温泉汚水については次期審議会まで現行のとおりとする。</p>

【資料1】 下水道使用料の金額と種類

①一般用

斐川町

区分		単価
基本料金	0m ³ ~ 10m ³	1,097.25
超過料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~ 20m ³	133.35
	21m ³ ~ 50m ³	173.25
	51m ³ ~ 100m ³	202.65
	101m ³ ~ 200m ³	225.75
	201m ³ ~ 500m ³	248.85
	501m ³ ~	271.95

出雲市 現行

区分		単価
基本料金	0m ³ ~ 10m ³	1,197
超過料金 (1m ³ につき)	11m ³ ~ 20m ³	143.85
	21m ³ ~ 50m ³	173.25
	51m ³ ~ 100m ³	210
	101m ³ ~ 200m ³	233.1
	201m ³ ~ 500m ³	252
	501m ³ ~	275.1

出雲市 審議会答申

区分		単価
基本料金	0m ³ ~ 8m ³	1,260
超過料金 (1m ³ につき)	9m ³ ~ 15m ³	151.2
	16m ³ ~ 25m ³	182.7
	26m ³ ~ 50m ³	199.5
	51m ³ ~ 100m ³	220.5
	101m ³ ~ 200m ³	243.6
	201m ³ ~ 500m ³	264.6
	501m ³ ~	289.8

月額使用料の比較

月使用水量	出雲市		斐川町	出雲現行 -斐川町	出雲現行 /斐川町	出雲答申 -斐川町	出雲答申 /斐川町
	現行	答申					
8m ³	1,197円	1,260円	1,097円	100円	109.1%	163円	114.9%
10m ³	1,197円	1,562円	1,097円	100円	109.1%	465円	142.4%
20m ³	2,635円	3,200円	2,430円	205円	108.4%	770円	131.7%
30m ³	4,368円	5,111円	4,163円	205円	104.9%	948円	122.8%
50m ³	7,833円	9,101円	7,628円	205円	102.7%	1,473円	119.3%
100m ³	18,333円	20,126円	17,760円	573円	103.2%	2,366円	113.3%
200m ³	41,643円	44,486円	40,335円	1,308円	103.2%	4,151円	110.3%
500m ³	117,243円	123,866円	114,990円	2,253円	102.0%	8,876円	107.7%
1,000m ³	254,793円	268,766円	250,965円	3,828円	101.5%	17,801円	107.1%

②人数制用

出雲市 現行

世帯区分	使用料 (円)
1人世帯	1,806
2人世帯	2,877
3人世帯	3,948
4人世帯	5,019
5人世帯	6,090
6人世帯	7,161
7人世帯	8,232

出雲市 審議会答申

世帯区分	使用料 (円)
1人世帯	1,896
2人世帯	3,020
3人世帯	4,144
4人世帯	5,268
5人世帯	6,392
6人世帯	7,516
7人世帯	8,640

③温泉汚水用

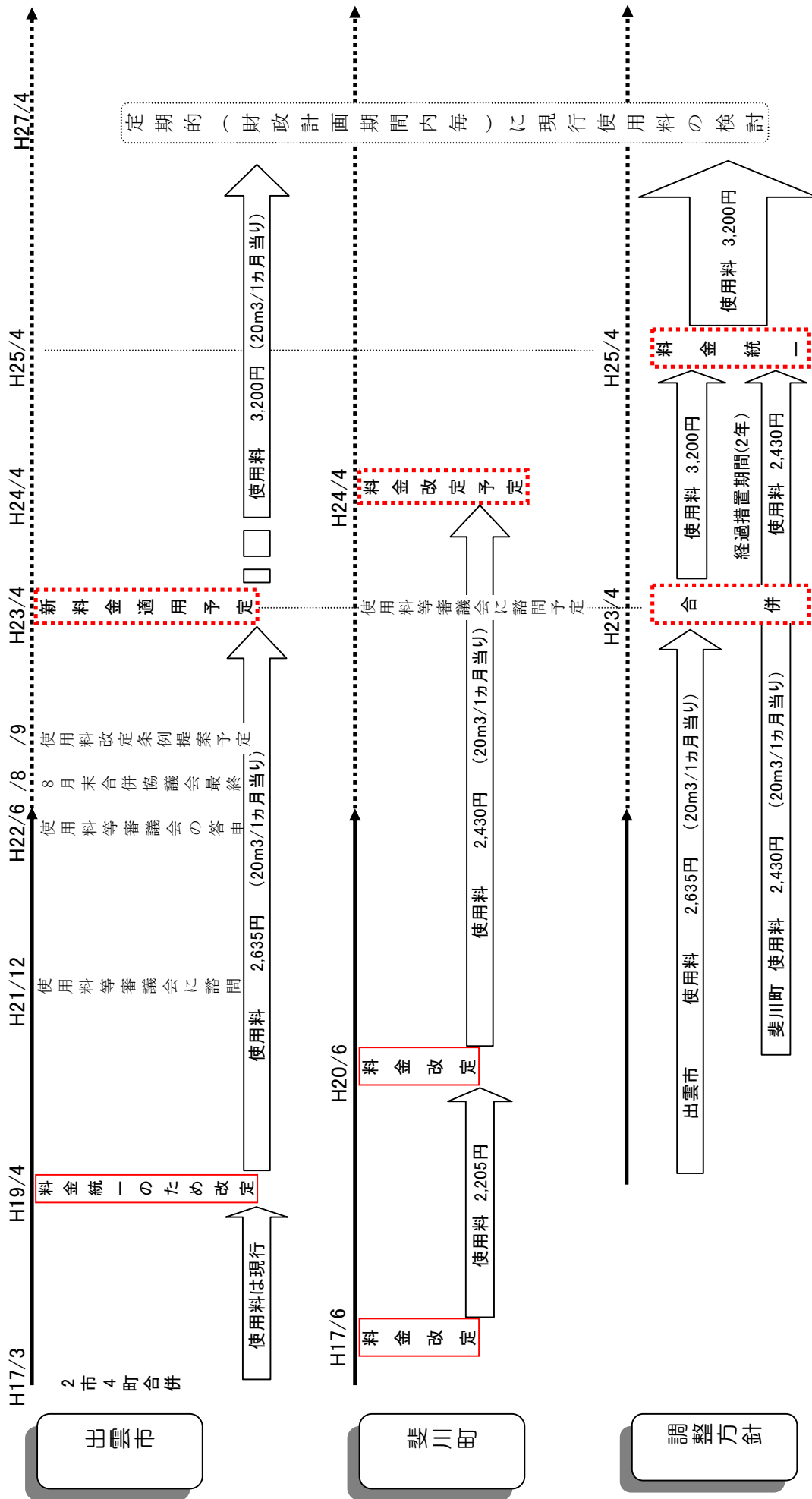
斐川町

区分		単価
基本料金	0m ³ ~ 100m ³	10,500.00
超過料金 (1m ³ につき)	101m ³ ~ 200m ³	115.5
	201m ³ ~ 300m ³	126
	301m ³ ~ 400m ³	136.5
	401m ³ ~ 500m ³	147
	501m ³ ~	157.5

月額使用料

月使用水量	月額使用料
50m ³	10,500円
100m ³	10,500円
200m ³	22,050円
500m ³	63,000円
1,000m ³	141,750円

【資料2】使用料改定の経過と調整方針



【資料3】◇下水道事業特別会計における財政計画

〔下水道事業特別会計の歳出は、建設事業費、維持管理費及び資本費からなるが、ここでは、国の基準に基づく一般会計で負担すべき額(基準内繰入金)及び建設事業費を控除した額である。〕

出雲市

項目		H20 〔決算〕	H21 〔決算〕	H22 〔予算〕	H23 〔計画〕	H24 〔計画〕	H25 〔計画〕	H26 〔計画〕	計画期間 平均
歳入	① 下水道使用料収入 (千円)	1,019,701	1,049,093	1,072,600	1,215,740	1,239,142	1,263,012	1,287,360	1251314
	② 一般会計繰入金(赤字補填分)(千円)	1,076,414	968,578	1,062,480	1,176,463	1,271,202	1,291,040	1,354,443	1273287
	③ 計 (千円) <①+②>	2,096,115	2,017,671	2,135,080	2,392,203	2,510,344	2,554,052	2,641,803	2524601
歳出	④ 維持管理費 (千円)	763,710	725,085	780,436	890,206	934,178	875,567	958,096	914512
	⑤ 資本費 (千円)	1,332,405	1,292,586	1,354,644	1,501,997	1,576,166	1,678,485	1,683,707	1610089
	⑥ 計 汚水処理費 (千円) <④+⑤>	2,096,115	2,017,671	2,135,080	2,392,203	2,510,344	2,554,052	2,641,803	2524601
⑦ 使用料回収率 <①/⑥>		48.6%	52.0%	50.2%	50.8%	49.4%	49.5%	48.7%	49.6%
⑧ 資本費算入率 <(①-④)/⑤>		19.2%	25.1%	21.6%	21.7%	19.3%	23.1%	19.6%	20.9%

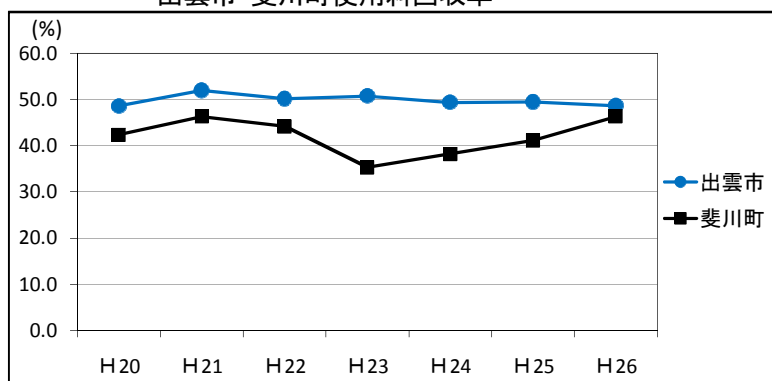
斐川町

項目		H20 〔決算〕	H21 〔決算〕	H22 〔予算〕	H23 〔計画〕	H24 〔計画〕	H25 〔計画〕	H26 〔計画〕	計画期間 平均
歳入	① 下水道使用料収入 (千円)	217,916	222,956	235,001	249,000	267,000	272,000	277,000	266,250
	② 一般会計繰入金(赤字補填分)(千円)	295,904	259,043	296,473	457,144	432,519	390,191	321,818	400,418
	③ 計 (千円) <①+②>	513,820	481,999	531,474	706,144	699,519	662,191	598,818	666,668
歳出	④ 維持管理費 (千円)	165,558	172,459	175,329	176,609	177,705	180,189	183,173	179,419
	⑤ 資本費 (千円)	348,262	309,540	356,145	529,535	521,814	482,002	415,645	487,249
	⑥ 計 汚水処理費 (千円) <④+⑤>	513,820	481,999	531,474	706,144	699,519	662,191	598,818	666,668
⑦ 使用料回収率 <①/⑥>		42.4%	46.3%	44.2%	35.3%	38.2%	41.1%	46.3%	39.9%
⑧ 資本費算入率 <(①-④)/⑤>		15.0%	16.3%	16.8%	13.7%	17.1%	19.0%	22.6%	17.8%

<解説>

①	下水道使用料収入	出雲市は平成23年度から平均11.3%、斐川町は平成24年度に平均5%の料金改定をし、以降4、5年おきに5%程度の料金改定を財政上計画している。
②	一般会計繰入金(赤字補填分)	特別会計に対して、一般会計から支出される経費で、国の基準により行政が公費負担すべき性質のものである「基準内繰入」と、使用料収入だけでは不足する財源の補填(赤字補填)をする性質のものである「基準外繰入」がある。ここでは基準外繰入をいう。
④	維持管理費	下水道事業の管理運営に要する経費で、県が管理する流域下水道の維持管理負担金及び、市町が管理する下水道管渠・処理場・ポンプ場等の維持管理経費等の合計額をいう。
⑤	資本費	下水道施設を建設整備する際に借り入れた地方債の元利償還費をいう。
⑦	使用料回収率	下水道使用料で汚水処理費(維持管理費+資本費)を負担している割合で、100%に近いほど独立採算に近い経営状況である。
⑧	資本費算入率	下水道使用料を維持管理費に充当した残りが資本費に占める割合で、100%に近いほど独立採算に近い経営状況である。

出雲市・斐川町使用料回収率



類型別一般家庭使用料

都道府県名	団体名	処理区域	有収水量	供用開始	事業別	進捗率	一般家庭使	処理区域
		内人口	密度	後年	普及率		用料 (1ヶ月20m3 あたり)	内人口密 度
		人	千m ³ /ha	年	%	%	円/月	人/ha
山梨県	笛吹市	41,666	2.1	20	57.6	57.7	1,438	23
山梨県	甲州市	16,463	2.2	20	45.5	49.7	1,470	27
山梨県	南アルプス市	25,938	2.4	16	35	33.5	1,620	27
兵庫県	加東市	22,269	2.1	17	55.4	78.9	1,732	21
三重県	いなべ市	24,011	1.8	15	51.3	92.6	1,830	20
大阪府	岬町	12,578	2.2	15	68.1	45.7	1,890	31
石川県	かほく市	29,291	1.8	19	83	93.3	1,986	21
宮城県	大和町	20,160	2.4	17	81.2	74.5	2,153	20
奈良県	御所市	11,667	2.4	17	37.3	43.1	2,310	49
宮城県	登米市	16,228	1.9	16	18.5	63.4	2,355	24
福島県	喜多方市	11,505	2.1	16	21.2	36	2,362	33
島根県	斐川町	12,326	2.2	19	43.5	70.6	2,430	20
兵庫県	西脇市	26,778	1.9	15	59.9	95.6	2,457	24
青森県	おいらせ町	14,712	1.5	17	58.3	66.4	2,520	26
福井県	越前町	11,459	2.1	24	46.7	90.2	2,570	21
岩手県	久慈市	10,504	1.6	17	27.2	37.7	2,620	26
福島県	西郷村	10,503	1.8	16	53.4	58.2	2,620	18
岩手県	大船渡市	11,040	2.2	15	26.5	41.8	2,625	31
秋田県	仙北市	10,395	1.7	23	33.3	57.8	2,625	25
鳥取県	境港市	17,195	2.3	19	47.2	47.1	2,636	24
茨城県	鹿嶋市	29,816	2.3	24	44.7	67.3	2,677	25
福島県	相馬市	22,920	2.2	19	59.3	88.2	2,730	29
宮城県	角田市	15,654	2.5	20	48.1	69.3	2,830	26
福島県	伊達市	19,128	2.3	16	27.8	50.6	2,882	37
岩手県	紫波町	18,051	2.4	23	52.4	77.5	2,889	31
秋田県	大仙市	22,235	2.1	21	24	66.4	2,940	33
茨城県	笠間市	36,048	2.3	18	44.2	57.1	2,940	29
茨城県	那珂市	24,369	2.5	20	43.1	43.5	2,940	24
茨城県	小美玉市	13,274	1.3	16	24.5	39.7	2,940	19
青森県	平川市	24,560	2.2	19	70.9	77.7	2,983	30
岡山県	和気町	10,902	2.0	21	67.6	103.3	3,000	18
香川県	善通寺市	17,820	2.5	19	51.4	83.3	3,040	26
秋田県	大館市	28,468	2.3	17	34.9	45.8	3,045	32
石川県	羽咋市	14,403	1.9	19	59	105	3,144	24
岩手県	一関市	27,510	2.4	19	22.6	48.4	3,150	31
秋田県	男鹿市	14,116	2.1	20	41.7	106	3,150	27
山形県	村山市	15,391	2.1	22	54.8	91	3,150	25
山形県	東根市	36,657	2.1	22	79	84.4	3,150	28
富山県	小矢部市	11,712	2.3	19	35.2	77.5	3,150	30
富山県	中新川広域行政事務組合	24,946	2.4	15	46.2	86.1	3,150	27
長野県	箕輪町	11,053	1.9	16	42.1	87	3,200	22
長野県	東御市	18,200	2.4	19	57	83.9	3,202	24
新潟県	胎内市	13,763	2.4	17	42.4	95.3	3,255	31
岐阜県	海津市	21,888	1.9	15	55.3	74	3,360	27
宮城県	亘理町	22,033	2.5	19	61.5	57.7	3,412	29
長野県	小諸市	22,295	2.2	20	49.8	84.8	3,570	29
北海道	余市町	16,963	2.4	20	77.6	60.2	3,600	32
長野県	辰野町	14,857	2.5	18	67.2	112.2	3,610	26
北海道	中標津町	19,292	2.2	24	80.2	83.9	3,633	26
長野県	波田町	14,913	2.4	16	96.9	81.9	3,670	32
山形県	河北町	13,812	2.4	21	66.9	65.5	3,770	30
新潟県	南魚沼市	21,755	2.4	19	34.9	88.2	3,780	25
広島県	府中市	11,507	2.4	17	25.8	29.2	3,780	34
山形県	長井市	15,884	2.4	21	52.8	89.2	3,832	27
北海道	遠軽町	14,096	2.5	24	61.6	65.9	3,990	29
山形県	高島町	13,955	2.4	22	53.8	75.4	4,095	26
北海道	赤平市	10,718	1.7	20	80.5	105.1	4,494	25
北海道	砂川市	17,944	2.0	24	92.6	104.3	4,550	22
北海道	芦別市	14,643	1.7	17	82.8	101.7	4,808	20
北海道	美瑛市	18,602	1.7	20	69.1	98.8	4,865	20
団体数	60				—	65.5	3,010	26
島根県	出雲市	53,525	2.9	21	36.7	46.3	2,635	30

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 9600

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	公共下水道事業 使用料等（受益者負担金）
調整の方針	これまでの改定の経緯を踏まえ、使用料及び受益者負担金等については、合併時は両市町の定める使用料のとおりとし、2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。斐川町の温泉汚水使用料については、現行のとおりとし、次期公共下水道使用料等審議会において調整する。		
	<p>出雲市</p> <p>負担金等の額 400円/㎡（条例4条）</p> <p>徴収猶予制度の有無 有り（条例7条）</p> <p>①係争地又は農地等で猶予が適当と認められるとき</p> <p>②受益者が災害盗難その他の事情により、猶予が止むを得ないと認められるとき</p> <p>減免制度の有無 有り（条例8条）</p> <p>①国等が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>②国等がその企業の用に供している土地</p> <p>③国等が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>④公の扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別な事情がある土地に係る受益者</p> <p>⑤事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>⑥その他特に減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>21年度最終予算額 153,601千円</p> <p>金額設定の考え方 単独事業費/計画整備面積/5</p> <p>金額改定の経過 平成18年度 出雲市公共下水道使用料等審議会答申を受けて、平成19年度事業分から400円/㎡に統一</p>	<p>斐川町</p> <p>負担金等の額 420円/㎡（条例4条）</p> <p>徴収猶予制度の有無 有り（条例6条）</p> <p>①係争地又は農地等で猶予が適当と認められるとき</p> <p>②受益者が災害盗難その他の事情により、猶予が止むを得ないと認められるとき</p> <p>減免制度の有無 有り（条例7条）</p> <p>①国等が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>②国等がその企業の用に供している土地</p> <p>③国等が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>④公の扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別な事情がある土地に係る受益者</p> <p>⑤事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>⑥その他特に減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>20年度決算額 21,242千円</p> <p>金額改定の経過</p> <p>H元° 使用料等審議会 400円/㎡。</p> <p>(H2°の直江・莊原処理分区の供用開始前)</p> <p>H6° 使用料等審議会 420円/㎡。</p> <p>(H7°の上直江・中央処理分区の供用開始前。直江・莊原は400円)</p> <p>H12° 使用料等審議会 420円/㎡に統一</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>受益者負担金の額は、出雲市400円、斐川町420円とされている。徴収猶予規定は、相違がない。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ

No. 11400

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	農（漁）業集落排水事業 使用料等（使用料）
調整の方針	これまでの改定の経緯を踏まえ、使用料については、合併時は両市町の定めるとおりとし、2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。受益者負担金等については、合併時から出雲市の例により統一する。		
現 況			
出 雲 市	斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
<p>1. 使用料の算出方法 ○水道のみを使用の場合は、水道使用水量により汚水量を認定する。 ●水道以外の井戸水等を使用している場合は、井戸水メーターを市が設置し検針を行い、使用水量により汚水量を認定する方法と、世帯の人数により算定する人数制の方法があり、使用者がどちらかを選択する。 ●水道と井戸水等を併用して使用している場合は、水道使用水量に井戸水使用水量を加算して汚水量を認定する方法と、世帯の人数により算定する人数制の方法（水道水は加算しない。）があり、使用者がどちらかを選択する。</p> <p>2. 使用料の金額と種類 【資料1】 ●一般用 ●人数制用</p> <p>3. 使用料改定の経過 【資料2】 (H1) 供用開始の使用料設定 (H4) 料金改定(平均17.7%引上) (H9) 料金改定(平均14.9%引上) (H19) 料金改定(平均14.9%引上) (H23) 料金改定の予定(H22.6に平均11.3%引上答申)</p> <p>4. 下水道事業特別会計における財政計画 【資料3】</p> <p>※ ○は両市町で同じ取扱い。 ●は両市町で異なる取扱い。</p>	<p>1. 使用料の算出方法 ○水道のみを使用の場合は、水道使用水量により汚水量を認定する。 ●水道以外の井戸水等を使用している場合は、井戸水メーターを町が設置し検針を行い、使用水量により汚水量を認定する。 ●水道と井戸水等を併用して使用している場合は、水道使用水量に井戸水使用水量を加算して汚水量を認定する。</p> <p>2. 使用料の金額と種類 【資料1】 ●一般用 ●温泉汚水用</p> <p>3. 使用料改定の経過 【資料2】 (H2) 供用開始の使用料設定 (H7) 料金改定(平均17.3%引上) (H17) 料金改定(平均3.8%引上) (H20) 料金改定(平均10%引上)</p> <p>4. 下水道事業特別会計における財政計画 【資料3】</p> <p>※ ○は両市町で同じ取扱い。 ●は両市町で異なる取扱い。</p>	<p>公共下水道に準ずる。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 11000

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	農（漁）業集落排水事業 使用料等（受益者分担金）
調整の方針	合併時に出雲市の例に統一する。		
	<p>出雲市</p> <p>金額：事業経費（事務費除く）× 5 %</p> <p>平成21年度最終予算額 2,030千円</p> <p>その他</p> <p>徴収猶予制度の有無 有り</p> <p>・受益者が災害盗難その他の事情により、猶予が止むを得ないと認められるとき</p> <p>減免制度の有無 有り</p> <p>①国等が公用に供し、若しくは公共の用に供し、又は供することを予定している建物に係る受益者</p> <p>②国等がその企業の用に供している建物に係る受益者</p> <p>③公の扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別な事情があると認められる受益者</p> <p>④その他特に減免する必要があると認められる建物に係る受益者</p>	<p>斐川町</p> <p>金額：（単独管路建設費×12/100）/受益戸数 上限50万円</p> <p>20年度決算額 56,227千円</p> <p>その他</p> <p>徴収猶予・減免制度の有無 有り</p> <p>・受益者が災害盗難その他の事情により、猶予・減免が止むを得ないと認められるとき</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>両市町の受益者分担金算定方法に違いがあるが、金額については調整を必要とするほどの差を生じないため、合併時に両市の例に統一することとする。</p>

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 13200

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	市設置型浄化槽事業、個別排水処理施設 使用料等（使用料・分担金）
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に統一する。ただし、斐川町の使用料については公共下水道使用料を適用し、合併時から2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。</p>		
現 況			
出 雲 市	斐 川 町	調 整 の 具 体 的 内 容	
<p>【使用料】 公共下水道と同じ</p> <p>H20年度決算額 36,378千円</p> <p>【分担金】 1 施設当たり35万円</p>	<p>個別排水処理施設 10基 【使用料】 農業集落排水事業と同じ 【分担金】 農業集落排水事業と同じ</p>	<p>公共下水道に準ずる。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 12500

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	合併処理浄化槽設置事業費補助金
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に調整を図り出雲市の例により統一する。		
現 況			
出 雲 市		斐 川 町	
<p>・事業名 合併処理浄化槽設置整備事業 ・要綱 出雲市浄化槽整備事業補助金交付要綱 (設置補助対象) 専用住宅、併用住宅（居住部分の延べ床面積が2分の1以上）又は集会所に設置する10人槽以下の浄化槽 (設置補助対象地域) 公共下水道事業認可区域、特定環境保全公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、コミュニティプラント事業区域、市が浄化槽施設を設置する区域を除く区域</p> <p>(補助金額) 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円</p> <p>20年度末実績累計 設置数5215基</p> <p>21年度実績 設置数 197基 補助金交付額 75,340千円</p> <p>22年度見込 設置数 175基 補助金交付額 66,546千円</p>	<p>・事業名 合併処理浄化槽設置整備事業 ・要綱 斐川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 (一般設置補助対象) 専用住宅で処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽 (一般設置補助対象地域) 斐川町公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業地区を除く地域</p> <p>(補助金額) 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円</p> <p>20年度末実績累計 設置数1006基 補助金交付額435,154千円</p> <p>21年度実績見込 設置数15基 補助金交付額 6,098千円</p>	<p>斐川町が、主に居住に供する建物（専用住宅）としているのに対し、出雲市は、専用住宅のほか併用住宅及び集会所としており対象施設が拡充されている。補助金額は、同一である。なお、対象とする区域に他事業との関連があるため、合併後1年以内に調整し、統一する。</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No. 12600

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱い	協議細目	合併処理浄化槽維持管理補助金
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に出雲市の例により統一する。		
現況		斐川町	調整の具体的内容
<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 合併処理浄化槽設置整備事業 ・要綱 出雲市浄化槽整備事業補助金交付要綱（補助金の交付） 補助金は出雲市合併処理浄化槽適正管理推進協議会を通じて、浄化槽の適正な維持管理に努める同協議会の会員に交付する。 （対象浄化槽） 専用住宅、併用住宅（居住部分の延べ床面積が2分の1以上）又は集会所に設置する10人槽以下の浄化槽。 （補助の要件） 浄化槽法第10条の規定による保守点検及び清掃並びに法第11条の規定による定期検査を実施するため、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者と保守点検清掃契約を締結し、浄化槽の適正な維持管理に努めていること。 （補助金額） 清掃及び検査が完了した会員に、年額20,000円/基を限度とし、公共下水道等が供用開始されるまで又は市が管理するまでの間交付する。 <p>平成20年度実績 補助件数 3835件 補助金 76,700千円</p> <p>○協議会は、合併浄化槽を設置した者、浄化槽の保守点検、清掃業者及び市をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員 会長：副市長 副会長2名 理事若干名 会計監査2名 ・事務局 下水道管理課内 収入…市助成金、その他 支出…維持管理費補助金他 	<p>該当事業なし</p>	<p>合併後1年以内に区域を設定し統一して実施</p>	

協議第 51 号

各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 7 月 28 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて

合併協定項目 24. 各種事務事業（都市計画関係）の取扱いは、次のとおりとする。

1 都市計画区域及び用途地域

出雲市と斐川町は同じ出雲都市計画区域に指定されており、すでに一体となった都市計画を進めているため、都市計画区域及び用途地域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 都市計画マスタープラン

合併後、新市基本計画に基づき、斐川地域を追加した新たな都市計画マスタープランを策定する。

3 公園使用料及び占用料

公園の施設使用料及び占用料については、合併時から出雲市の例により統一する。

また、公園内にあるスポーツ施設の使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により算定基準を統一する。

参考資料：別紙のとおり

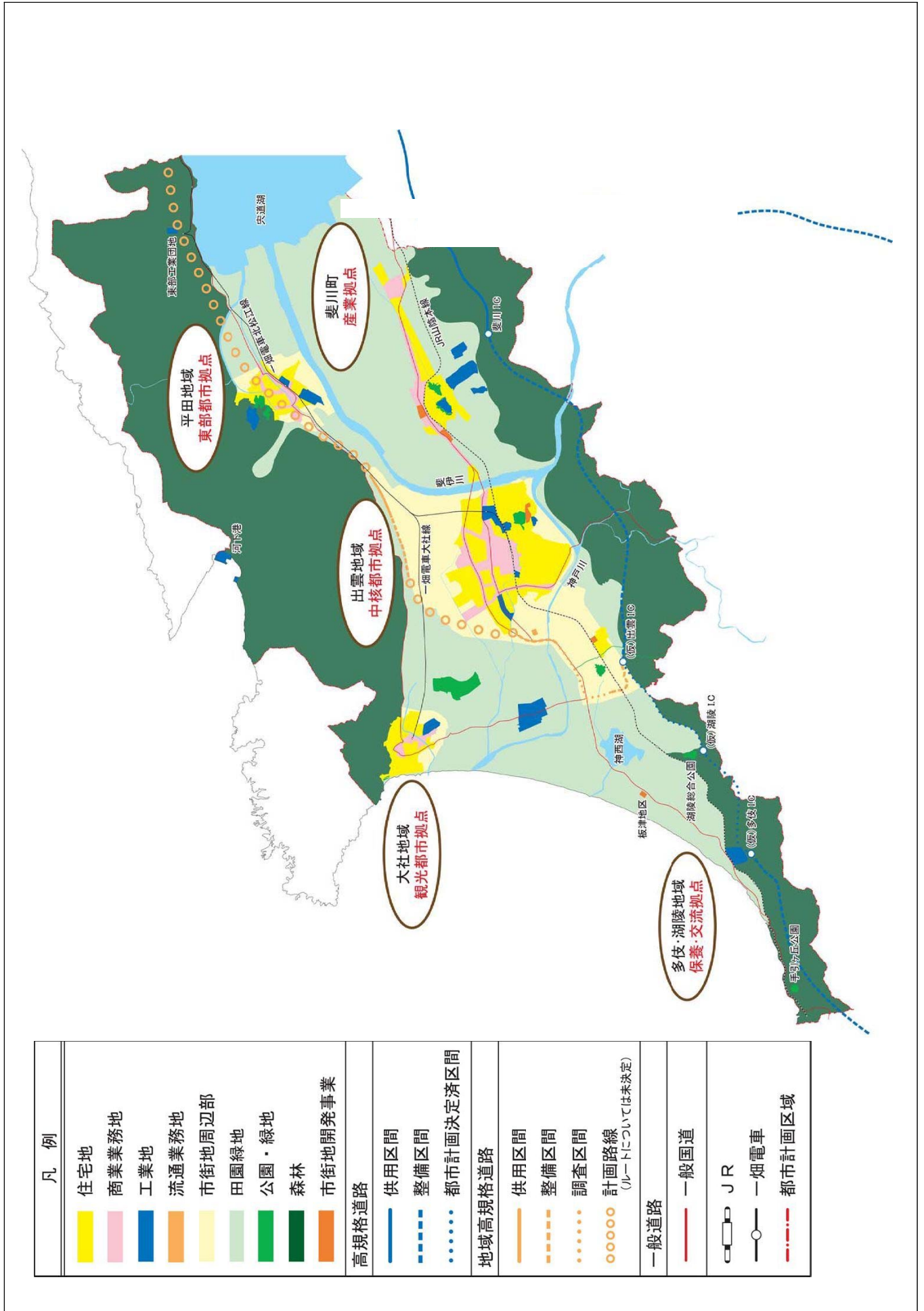
出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ No.3400、3500

協議項目	各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて	協議細目	都市計画区域及び用途地域																																						
調整の方針		出雲市と斐川町は同じ出雲都市計画区域に指定されており、すでに一体となった都市計画を進めているため、都市計画区域及び用途地域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																							
調整の具体的内容																																									
現 況		斐 川 町																																							
<p>【都市計画区域の名称】 出雲都市計画区域</p> <p>【都市計画区域の現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域面積:約 24,824ha 用途地域 : 約 2,005ha 用途地域外 : 約 22,819ha ・指定年月日 当初:昭和9年4月2日 建設省告示 最終:平成20年4月1日 島根県公告 <p>【用途地域の現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定面積:約 2,005ha ・指定年月日 当初:昭和44年5月9日 島根県告示 最終:平成20年4月1日 出雲市告示 <p>【用途地域の区分】</p> <table border="0"> <tr><td>第一種低層住居専用地域</td><td>約 201ha</td></tr> <tr><td>第二種低層住居専用地域</td><td>約 11ha</td></tr> <tr><td>第一種中高層住居専用地域</td><td>約 154ha</td></tr> <tr><td>第二種中高層住居専用地域</td><td>約 61ha</td></tr> <tr><td>第一種住居地域</td><td>約 779ha</td></tr> <tr><td>第二種住居地域</td><td>約 224ha</td></tr> <tr><td>近隣商業地域</td><td>約 200ha</td></tr> <tr><td>商業地域</td><td>約 162ha</td></tr> <tr><td>準工業地域</td><td>約 85ha</td></tr> <tr><td>工業地域</td><td>約 48ha</td></tr> <tr><td>工業専用地域</td><td>約 80ha</td></tr> </table>	第一種低層住居専用地域	約 201ha	第二種低層住居専用地域	約 11ha	第一種中高層住居専用地域	約 154ha	第二種中高層住居専用地域	約 61ha	第一種住居地域	約 779ha	第二種住居地域	約 224ha	近隣商業地域	約 200ha	商業地域	約 162ha	準工業地域	約 85ha	工業地域	約 48ha	工業専用地域	約 80ha	<p>【都市計画区域の名称】 出雲都市計画区域</p> <p>【都市計画区域の現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域面積:約 6,611ha 用途地域 : 約 466ha 用途地域外 : 約 6,145ha ・指定年月日 当初:昭和43年10月2日 建設省告示 最終:平成20年4月1日 島根県公告 <p>【用途地域の現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定面積:約 466ha ・指定年月日 当初:昭和56年11月4日 島根県告示 最終:平成15年1月6日 斐川町告示 <p>【用途地域の区分】</p> <table border="0"> <tr><td>第二種中高層住居専用地域</td><td>約 67ha</td></tr> <tr><td>第一種住居地域</td><td>約 149ha</td></tr> <tr><td>近隣商業地域</td><td>約 65ha</td></tr> <tr><td>商業地域</td><td>約 21ha</td></tr> <tr><td>準工業地域</td><td>約 127ha</td></tr> <tr><td>工業地域</td><td>約 37ha</td></tr> </table> <p>【特定用途制限地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定面積 約 27ha ・指定年月日 平成21年1月26日 斐川町告示 <table border="0"> <tr><td>田園居住地区</td><td>約 20ha</td></tr> <tr><td>幹線沿道商業地域</td><td>約 7ha</td></tr> </table>	第二種中高層住居専用地域	約 67ha	第一種住居地域	約 149ha	近隣商業地域	約 65ha	商業地域	約 21ha	準工業地域	約 127ha	工業地域	約 37ha	田園居住地区	約 20ha	幹線沿道商業地域	約 7ha		
第一種低層住居専用地域	約 201ha																																								
第二種低層住居専用地域	約 11ha																																								
第一種中高層住居専用地域	約 154ha																																								
第二種中高層住居専用地域	約 61ha																																								
第一種住居地域	約 779ha																																								
第二種住居地域	約 224ha																																								
近隣商業地域	約 200ha																																								
商業地域	約 162ha																																								
準工業地域	約 85ha																																								
工業地域	約 48ha																																								
工業専用地域	約 80ha																																								
第二種中高層住居専用地域	約 67ha																																								
第一種住居地域	約 149ha																																								
近隣商業地域	約 65ha																																								
商業地域	約 21ha																																								
準工業地域	約 127ha																																								
工業地域	約 37ha																																								
田園居住地区	約 20ha																																								
幹線沿道商業地域	約 7ha																																								

出雲都市計画区域

■出雲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ No.4200

協議項目	各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて	協議細目	都市計画マスタープラン
調整の方針		合併後、新市基本計画に基づき、斐川地域を追加した新たな都市計画マスタープランを策定する。	
現		況	
出	雲 市	斐 川 町	調整の具体的内容
<p>○都市計画マスタープランとは 長期的な視点により都市の将来像を明らかにし、今後の都市計画を定める際の基本的な方針となるもの。</p> <p>【出雲都市計画区域マスタープラン】 ・平成 20 年 4 月 1 日に島根県が策定</p> <p>【出雲市都市計画マスタープラン】 ・平成 22 年 2 月 16 日に ・根拠法令 都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」 総合振興計画、県で定められた都市計画区域マスタープランに即して定められるもの。</p> <p>・目的 市町村が自らその創意工夫のもとに、住民の意見を反映させて都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の市街地像や整備方針及び都市施設の計画等を総合的に定めるもの。</p> <p>・基本事項 目標年次 2028 年(平成 40 年) 構成 出雲市全体のまちづくりの方向性を示す「全体構想」と、地域のまちづくりの方向性を示す「地域別構想」から構成。 将来人口 147,000 人(目標年次の将来人口)</p>	<p>○都市計画マスタープランとは 長期的な視点により都市の将来像を明らかにし、今後の都市計画を定める際の基本的な方針となるもの。</p> <p>【出雲都市計画区域マスタープラン】 ・平成 20 年 4 月 1 日に島根県が策定</p> <p>【斐川町都市計画マスタープラン】 未策定</p>	<p>【課題】 ○斐川地域における都市計画マスタープランの策定</p>	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループ No.3300

協議項目	各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて	協議細目	公園使用料及び占用料
調整の方針		公園の施設使用料及び占用料については、合併時から出雲市の例により統一する。 また、公園内にあるスポーツ施設の使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により算定基準を統一する。	
		調整の具体的内容	
	出雲市	斐川町	
【使用料】	<ul style="list-style-type: none"> ●有料公園施設使用料 都市公園条例第12条第1項第2号 別表第4による 普通公園条例第13条第1項第2号 別表第4による ●その他の行為(営業活動等)に係る使用料 都市公園:都市公園条例第12条第1項第1号 別表第3による 普通公園:普通公園条例第13条第1項第1号 別表第3による 	<ul style="list-style-type: none"> ●有料公園施設利用料(1時間当り) 斐川町都市公園条例 第9条関係 別表第3による ・野球場 一般 2,620円/高校生 1,570円/小中学校生 520円 上記以外 10,500円 野球以外の使用 3,150円 ・テニスコート(1面) 一般 300円/高校生 200円/小中学生 50円 ・管理棟会議室 290円 ・バーベキューハウス 500円/基 ・野球場本部席 エ7コン 200円/時間 	
【占用料】	<ul style="list-style-type: none"> ●物件・施設(電柱等)の設置に係る占用料 都市公園:都市公園条例第12条第1項第1号 別表第3による 普通公園:普通公園条例第13条第1項第1号 別表第3による 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園施設の設置または管理、占用等の使用料 条例第14条、21条関係 ・施設の設置(1㎡/月) 21円/施設の管理 210円 ・占用 電柱 42円/本、月 電線 4円/㎡、月 変圧塔 53円/基、月 ・その他 	
※上記の占用料は別紙のとおり 使用料については、社会体育施設使用料一覧として第4回協議会にて掲載しているため省略。			

公園占用料の一覧(公園施設の設置又は管理、都市公園の占用及び第6条第1項に掲げる行為)

区分		出雲市		斐川町		
		使用料		使用料		
		単位	金額	単位	金額	
施設の設置又は管理	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	10円	1平方メートルにつき1年	252円	
	公園施設の管理			1平方メートルにつき1年	2,520円	
占用	電柱その他の工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	1本につき1年	504円
		第2種電柱		1,600円		
		第3種電柱		2,200円		
		第1種電話柱		930円		
		第2種電話柱		1,500円		
		第3種電話柱		2,100円		
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	10円	1メートルにつき1年	48円	
		地下電線その他地下に設ける線類	5円			
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,400円	1個につき1年	636円	
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	48円	1メートルにつき1年	252円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72円		
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95円		
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190円		
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円		
	外径が1メートル以上のもの		950円			
	郵便差出箱	1個につき1年	600円	1平方メートルにつき1年	252円	
	公衆電話所	1個につき1年	1,400円			
競技会、集会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	10円	1平方メートルにつき1日	6円		
標識	1本につき1年	1,100円	1か所につき1年	384円		
警察署の派出所及びこれに附属する物件	1個につき1年	1,400円	1平方メートルにつき1年	252円		
天体、気象又は土地観測施設	1個につき1年	1,400円				
工事中用板囲、足場、詰所その他工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場	1平方メートルにつき1月	425円	1平方メートルにつき1月	158円		
その他の占用工作物、物件又は施設	その都度市長が定める額		1平方メートルにつき1月	32円		
行為	行商、募金その他これに類する行為	1日につき	100円	1日につき	105円	
	業として行う写真の撮影	常時	1月につき	500円	1日につき	210円
		臨時	1日につき	200円		
	業として行う映画の撮影	1時間につき	1,030円	1時間につき	1,050円	
	興行		10円	1平方メートルにつき1日	11円	
	競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して利用する行為	1平方メートルにつき1日	5円	1平方メートルにつき1日	6円	
	広告物等	その都度市長が定める額		その都度町長が定める額		
	駐車	1台につき1日	200円	1台につき1日	—	
その他の行為	その都度市長が定める額		その都度町長が定める額			